広島市報

定期第１０９１号
令和３年４月３０日

発行所
広島市役所
（企画総務局法務課）
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

目次

条　例

○広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第７号）…… 7
○広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（第８号）…… 7
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（第９号）…… 8
○広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（第１０号）…… 8
○広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（第１１号）…… 10
○広島市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（第１２号）…… 11
○広島市運動場条例の一部を改正する条例（第１３号）…… 12
○広島市工業技術センター条例の一部を改正する条例（第１４号）…… 12
○広島市漁船巻揚施設条例の一部を改正する条例（第１５号）…… 13
○広島市養護老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例（第１６号）…… 13
○広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例（第１７号）…… 13
○広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例（第１８号）…… 14
○広島市児童館条例の一部を改正する条例（第１９号）…… 15
○広島市こども医療費補助条例の一部を改正する条例（第２０号）…… 15
○広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（第２１号）…… 16
○広島市重度精神障害者通院医療費補助条例（第２２号）…… 17
○広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例（第２３号）…… 19
○広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第２４号）…… 19
○広島市介護保険条例の一部を改正する条例（第２５号）…… 20
○広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を改正する条例（第２６号）…… 21
○広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（第２７号）…… 25
○広島市火葬場等条例の一部を改正する条例（第２８号）…… 26
○広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（第２９号）…… 26
○広島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（第３０号）…… 29
○広島市下水道条例の一部を改正する条例（第３１号）…… 30
○広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例（第３２号）…… 30
○広島市公園条例の一部を改正する条例（第３３号）…… 31
○広島市立学校条例の一部を改正する条例（第３４号）…… 31
○広島市火災予防条例の一部を改正する条例（第３５号）…… 32
○広島市市税条例の一部を改正する条例（第３６号）…… 32

規　則

○広島市事務組織規則の一部を改正する規則（第８号）…… 35
○広島市南工場建替え等事業者選定審議会規則（第９号）…… 37
○広島市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（第１０号）…… 38
○広島市個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則（第１１号）…… 38
○広島市個人番号の利用に関する条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則（第１２号）…… 38
○広島市公印管理規則の一部を改正する規則（第１３号）…… 40
○広島市役所庁内取締規則の一部を改正する規則（第１４号）…… 40
○広島市財産規則の一部を改正する規則（第１５号）…… 40
○広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則（第１６号）…… 41
○広島市物品管理規則の一部を改正する規則

（第１７号）…… 42
○広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則（第１８号）…… 42
○広島市運動場条例施行規則の一部を改正する規則（第１９号）…… 42
○広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（第２０号）…… 43
○広島市こども医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則（第２１号）…… 43
○広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則（第２２号）…… 44
○広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則（第２３号）…… 44
○広島市火葬場等条例施行規則の一部を改正する規則（第２４号）…… 44
○広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（第２５号）…… 45
○広島市下水道条例施行規則の一部を改正する規則（第２６号）…… 45
○広島市市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則（第２７号）…… 45
○広島市火災予防規則の一部を改正する規則（第２８号）…… 46
○広島市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則（第２９号）…… 46
○広島市公共事業再評価審議会規則の一部を改正する規則（第３０号）…… 46
○国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（第３１号）…… 46
○広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第３２号）…… 47
○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則の一部を改正する規則（第３３号）…… 48
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第３４号）…… 48
○広島市公務災害等見舞金等支給規則の一部を改正する規則（第３５号）…… 48
○一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第３６号）…… 48
○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（第３７号）…… 49
○広島市市税規則の一部を改正する規則（第３８号）…… 49
○広島市会計規則の一部を改正する規則（第３９号）…… 50
○広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部を改正する規則（第４０号）…… 51
○広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第４１号）…… 52
○広島市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（第４２号）…… 52
○広島市ひとり親家庭等医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則（第４３号）…… 53
○広島市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則（第４４号）…… 53
○児童福祉法に基づく措置等に関する規則及び広島市母子保健法施行細則の一部を改正する規則（第４５号）…… 54
○広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則（第４６号）…… 55
○広島市重度精神障害者通院医療費補助条例施行規則（第４７号）…… 55
○身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則及び知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則（第４８号）…… 58
○広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則（第４９号）…… 59
○広島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第５０号）…… 59
○広島市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（第５１号）…… 59
○広島市精神障害者入院措置等に関する規則の一部を改正する規則（第５２号）…… 60
○広島市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（第５３号）…… 60
○広島市食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例施行細則を廃止する規則（第５４号）…… 61
○広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則（第５５号）…… 62
○土地譲渡益の重課制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則（第５６号）…… 62
○広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第５７号）…… 62
○広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則（第５８号）…… 63

告　　示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定…… 63
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定…… 63

○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定…… 64
○介護保険法による指定業者の指定…… 64
○子ども・子育て支援法による確認…… 64
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更　２件…… 64
○広島市民球場東バス駐車場の警備・運営及び利用料金収納業務（単価契約）の委託…… 65
○広島市公共下水道築造事業計画の変更…… 65
○広島市流域関連公共下水道築造事業計画の変更…… 66
○広島農業振興地域整備計画の変更…… 66
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出…… 66
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出…… 66
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定２件…… 66
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止の届出…… 67
○開発行為に関する工事の完了　２件…… 67
○地方税法による土地及び家屋に関する令和３年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧…… 67
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定　２件…… 68
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定辞退の届出…… 68
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出…… 68
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定…… 68
○広島市私道整備工事費補助金交付規則による私道整備工事に要する経費認定の上限額の決定…… 68
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定…… 70
○広島市市税条例による寄附金の指定の取消し…… 70
○特別定額給付金申請における不備事項の補足等…… 70
○広島市市営富士見町第四駐車場の休止…… 70
○路上駐車場の休止を定めた令和３年１月２７日付け広島市告示第３５号の一部改正…… 70
○開発行為に関する工事の完了　２件…… 70
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新　２件…… 71
○公共下水道の供用開始…… 71
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理開始…… 71
○農業集落排水処理施設の供用開始…… 72
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定…… 72
○開発行為に関する工事の完了　２件…… 72
○都市公園法による公募設置等指針の策定…… 72
○土地改良法による広島市祇園町外二ケ町土地改良区の定款変更…… 72
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更　６件…… 72
○土地区画整理法による広島市荒下土地区画整理組合の事業計画の変更の認可…… 76
○開発行為に関する工事の完了…… 76
○広島市告示第７８号の修正…… 76
○開発行為に関する工事の完了　２件…… 76
○農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画…… 76
○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出２件…… 77

○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止の届出…… 77
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出…… 77
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出…… 77
○介護保険法による介護老人保健施設の廃止の届出…… 77
○公職選挙法施行令による選挙に係る個人演説会等の開催のために必要な設備の程度及び個人演説会等の施設の使用のために候補者等が納付すべき費用額の決定…… 77
○地方自治法による広島市と三次市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結…… 77
○地方自治法による連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更…… 77
○公共下水道の供用開始…… 78
○公共下水道の終末処理場による下水の処理開始…… 78
○広島市市営住宅等条例による特賃住宅を除く市営住宅の令和3年4月から令和4年3月までの家賃…… 78
○物品出納員事務の一部委任…… 78
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定…… 78
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出…… 79
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの変更の届出…… 79
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの再開の届出…… 79
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止の届出…… 79
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者からの変更の届出…… 79
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更 2件…… 79
○放置自転車等の撤去（中区）…… 80
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）…… 80
○放置自転車等の撤去（中区） 2件…… 80
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）…… 81
○放置自転車等の撤去（中区） 2件…… 81
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）…… 81
○放置自転車等の撤去（中区） 3件…… 81
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）…… 81
○放置自転車等の撤去（中区）…… 81
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）…… 82
○放置自転車等の撤去（中区） 5件…… 82
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）…… 82
○放置自転車等の撤去（中区）…… 82
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）…… 82
○建築基準法による一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造に係る認定（中区）…… 82
○放置自転車等の撤去（中区）…… 83
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）…… 83
○放置自転車等の撤去（中区） 2件…… 83
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）…… 83
○放置自転車等の撤去（中区）…… 83
○放置自転車の撤去（東区） 2件…… 83
○都市公園法による都市公園の設置（東区）…… 84
○放置自転車の撤去（東区）…… 84
○建築基準法による道路の位置の指定（東区）…… 84
○放置自転車の撤去（東区）…… 84
○路線名等を定める法定外公共物の指定（東区）…… 84
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（東区）…… 84
○建築基準法による道路の位置の指定（東区）…… 84
○放置自転車等の撤去（南区） 2件…… 84

○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）…… 85
○放置自転車等の撤去（南区）…… 85
○建築基準法による道路の位置の指定（南区）…… 85
○放置自転車等の撤去（南区）　４件…… 85
○建築基準法による道路の位置の廃止（南区）…… 85
○放置自転車等の撤去（南区）　２件…… 85
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）…… 86
○放置自転車等の撤去（南区）…… 86
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）…… 86
○放置自転車等の撤去（南区）…… 86
○放置自転車等の撤去（西区）　３件…… 86
○建築基準法による道路の位置の指定（西区）…… 86
○放置自転車等の撤去（西区）　２件…… 86
○建築基準法による道路の位置の指定（西区）…… 87
○放置自転車等の撤去（西区）　２件…… 87
○建築基準法による道路の位置の指定変更（西区）…… 87
○放置自転車等の撤去（西区）　２件…… 87
○路線名等を定める法定外公共物の廃止（安佐南区）…… 87
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）…… 88
○令和３年第１回緑井財産区議会定例会の招集（安佐南区）…… 88
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）…… 88
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）…… 88
○路線名等を定める法定外公共物の廃止（安佐北区）…… 88
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）…… 88
○放置自転車等の撤去（安佐北区）…… 88
○上町屋三区町内会の告示事項の変更（安佐北区）…… 88
○布自治会の告示事項の変更（安佐北区）…… 89
○上町屋二区町内会の告示事項の変更（安佐北区）…… 89
○海戸古川町内会の告示事項の変更（安佐北区）…… 89
○下大毛寺町内会の告示事項の変更（安佐北区）…… 89
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区）…… 89
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）　３件…… 89
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区）…… 90
○路線名等を定める法定外公共物の廃止（安佐北区）…… 90
○路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐北区）…… 90
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）…… 90
○放置自転車等の撤去（安佐北区）…… 90
○放置自転車等の撤去（安芸区）…… 91
○長期間駐車されていた自転車の移動（安芸区）…… 91
○道路の区域変更（安芸区）…… 91
○道路の供用開始（安芸区）…… 91
○都市公園法による都市公園の設置（安芸区）…… 91
○道路の区域変更（安芸区）…… 91
○道路の供用開始（安芸区）…… 91
○道路の区域変更（安芸区）…… 92
○道路の供用開始（安芸区）…… 92
○道路の区域変更（安芸区）…… 92
○道路の供用開始（安芸区）…… 92
○道路の区域変更（安芸区）…… 92
○道路の供用開始（安芸区）…… 93
○放置自転車等の撤去（安芸区）…… 93
○長期間駐車されていた自転車の移動（安芸区）…… 93
○道路の供用開始（安芸区）…… 93
○広島市瀬野福祉センターの使用料の収納事務の委託（安芸区）…… 93
○広島市矢野福祉センターの使用料の収納事務の委託（安芸区）…… 93
○放置自転車等の撤去（佐伯区）…… 94
○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）…… 94
○放置自転車等の撤去（佐伯区）　２件…… 94
○八幡原共同町内会の告示事項の変更（佐伯区）…… 94
○放置自転車等の撤去（佐伯区）…… 94
○路線名等を定める法定外公共物の指定（佐伯区）…… 94
○放置自転車等の撤去（佐伯区）…… 94
○佐伯運動公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務の委託（佐伯区）…… 95
○放置自転車等の撤去（佐伯区）　２件…… 95

選　管　告　示

○令和３年３月１日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数…… 95

○広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程…… 95

○広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程…… 104

○広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正…… 105

○広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正…… 105

区 選 管 告 示

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（中区）…… 106

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（東区）…… 106

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（南区）…… 106

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（西区）…… 106

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（安佐南区）…… 106

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（安佐北区）…… 107

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（安芸区）…… 107

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（佐伯区）…… 107

人事委員会規則

○職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第１号）…… 107

○広島市職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則（第２号）…… 107

○初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第３号）…… 108

教育委員会規則

○広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（第１号）…… 108

○広島市学校運営協議会の設置等に関する規則及び広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則（第２号）…… 108

○広島市立高等学校学則の一部を改正する規則（第３号）…… 108

○広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（第４号）…… 109

教育委員会告示

○広島市交通科学館の呼称…… 109

○公印の印影印刷…… 109

○広島市教育委員会議（臨時会）の開催…… 109

○令和３年３月１９日付け広島市教育委員会告示第８号で告示した広島市教育委員会議（臨時会）の議題追加…… 109

○令和３年３月２３日付け広島市教育委員会告示第９号で告示した広島市教育委員会議（臨時会）の議題訂正…… 109

監　査　公　表

○包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表…… 110

条　例

広島市条例第７号
令和３年３月２９日

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例

広島市附属機関設置条例（昭和２８年広島市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「

広島市廃棄物処理事業審議会	市長の諮問に応じ，廃棄物処理事業の推進に関する重要な事項を審議すること。

」を

「

広島市廃棄物処理事業審議会	市長の諮問に応じ，廃棄物処理事業の推進に関する重要な事項を審議すること。
広島市南工場建替え等事業者選定審議会	市長の諮問に応じ，南工場の建替え等に係る事業者の選定に関する事項を審議すること。

」に改める。

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。

広島市条例第８号
令和３年３月２９日

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第１条　広島市個人番号の利用に関する条例（平成２７年広島市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

別表第１中４の項を削り，５の項を４の項とし，６の項から１３の項までを１項ずつ繰り上げる。

第２条　広島市個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第１中１２の項を１３の項とし，１１の項を１２の項とし，１０の項を１１の項とし，９の項の次に次のように加える。

１０	市長	広島市重度精神障害者通院医療費補助条例（令和３年広島市条例第２２号）による重度精神障害者に係る医療費の補助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２の１の項，６の項，１１の項及び１７の項から１９の項までの規定中「情報又は」を「情報，」に，「情報であって」を「情報又は広島市重度精神障害者通院医療費補助条例による重度精神障害者に係る医療費の補助に関する情報であって」に改め，同表中２３の項を２４の項とし，２２の項を２３の項とし，２１の項を２２の項とし，２０の項の次に次のように加える。

２１	市長	広島市重度精神障害者通院医療費補助条例による重度精神障害者に係る医療費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報，児童福祉法による措置（同法第２７条第１項第３号又は第２項の措置をいう。）に関する情報，障害者関係情報，生活保護関係情報，地方税関係情報，中国残留邦人等支援給付等関係情報，障害者自立支援給付関係情報，広島市重度心身障害者医療費補助条例による重度心身障害者に係る医療費の補助に関する情報，広島市こども医療費補助条例による子どもに係る医療費の補助に関する情報又は広島市ひとり親家庭等医療費補助条例によるひとり親家庭等に係る医療費の補助に関する情報であって規則で定めるもの

附　則

この条例は，令和３年１１月１日から施行する。ただし，第１条の規定は，公布の日から施行する。

広島市条例第 10 号

令和３年３月 29 日

広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

第１条　広島市衛生関係手数料条例（平成１２年広島市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表第２２号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「１６，０００円」を「１７，０００円」に改め，同表第２３号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「喫茶店営業の」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し，調理された食品を販売する営業の」に，「喫茶店営業許可申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し，調理された食品を販売する営業許可申請手数料」に，「９，７００円」を「９，６００円」に改め，同表第２４号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「菓子製造業の」を「食肉販売業の」に，「菓子製造業許可申請手数料」を「食肉販売業許可申請手数料」に，「１４，０００円」を「１０，５００円」に改め，同表第２５号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「あん類製造業の」を「魚介類販売業の」に，「あん類製造業許可申請手数料」を「魚介類販売業許可申請手数料」に，「１４，０００円」を「１０，５００円」に改め，同表第２６号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「アイスクリーム類製造業の」を「魚介類競り売り営業の」に，「アイスクリーム類製造業許可申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可申請手数料」に，「１４，０００円」を「２３，０００円」に改め，同表第２７号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「乳処理業の」を「集乳業の」に，「乳処理業許可申請手数料」を「集乳業許可申請手数料」に，「２１，０００円」を「１０，５００円」に改め，同表第２８号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「特別牛乳搾取処理業の」を「乳処理業の」に，「特別牛乳搾取処理業許可申請手数料」を「乳処理業許可申請手数料」に，「２１，０００円」を「２３，０００円」に改め，同表第２９号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「乳製品製造業の」を「特別牛乳搾取処理業の」に，「乳製品製造業許可申請手数料」を「特別牛乳搾取処理業許可申請手数料」に，「２１，０００円」を「2.3，０００円」に改め，同表第３０号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「集乳業の」を「食肉処理業の」に，「集乳業許可申請手数料」を「食肉処理業許可申請手数料」に，「９，７００円」を「２３，０００円」に改め，同表第３１号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「乳類販売業の」を「食品の放射線照射業の」に，「乳類販売業許可申請手数料」を「食品の放射線照射業許可申請手数料」に，「９，７００円」を「２３，０００円」に改め，同表第３２号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「食肉処理業の」を「菓子製造業の」に，「食肉処理業許可申請手数料」を

広島市条例第 9 号

令和３年３月 29 日

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和２６年８月１１日広島市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項第１号中「職員」の右に「（次号に掲げる職員を除く。）」を加え，同項中第２号を第３号とし，第１号の次に次の１号を加える。

(2)　児童の福祉に関する業務に従事する職員で市長の定めるもの

第８条第２項中「６，５００円」の右に「（同項第２号に掲げる職員にあつては，２万円）」を加える。

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。

「菓子製造業許可申請手数料」に，「２１，０００円」を「１６，０００円」に改め，同表第３３号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「食肉販売業の」を「アイスクリーム類製造業の」に，「食肉販売業許可申請手数料」を「アイスクリーム類製造業許可申請手数料」に，「９，７００円」を「１６，０００円」に改め，同表第３４号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「食肉製品製造業の」を「乳製品製造業の」に，「食肉製品製造業許可申請手数料」を「乳製品製造業許可申請手数料」に，「２１，０００円」を「２３，０００円」に改め，同表第３５号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「魚介類販売業の」を「清涼飲料水製造業の」に，「魚介類販売業許可申請手数料」を「清涼飲料水製造業許可申請手数料」に，「９，７００円」を「２３，０００円」に改め，同表第３６号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「魚介類競り売り営業の」を「食肉製品製造業の」に，「魚介類競り売り営業許可申請手数料」を「食肉製品製造業許可申請手数料」に，「２１，０００円」を「２３，０００円」に改め，同表第３７号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「魚肉練り製品製造業の」を「水産製品製造業の」に，「魚肉練り製品製造業許可申請手数料」を「水産製品製造業許可申請手数料」に，「１６，０００円」を「１７，０００円」に改め，同表第３８号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「食品の冷凍又は冷蔵業の」を「氷雪製造業の」に，「食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料」を「氷雪製造業許可申請手数料」に，「２１，０００円」を「２３，０００円」に改め，同表第３９号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「食品の放射線照射業の」を「液卵製造業の」に，「食品の放射線照射業許可申請手数料」を「液卵製造業許可申請手数料」に，「２１，０００円」を「２３，０００円」に改め，同表第４０号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「清涼飲料水製造業の」を「食用油脂製造業の」に，「清涼飲料水製造業許可申請手数料」を「食用油脂製造業許可申請手数料」に，「２１，０００円」を「２３，０００円」に改め，同表第４１号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「乳酸菌飲料製造業の」を「みそ又はしょうゆ製造業の」に，「乳酸菌飲料製造業許可申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料」に，「１４，０００円」を「１７，０００円」に改め，同表第４２号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「氷雪製造業の」を「酒類製造業の」に，「氷雪製造業許可申請手数料」を「酒類製造業許可申請手数料」に，「２１，０００円」を「１７，０００円」に改め，同表第４３号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「氷雪販売業の」を「豆腐製造業の」に，「氷雪販売業許可申請手数料」を「豆腐製造業許可申請手数料」に，「１４，０００円」を「１６，０００円」に改め，同表第４４号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「食用油脂製造業の」を「納豆製造業の」に，「食用油脂製造業許可申請手数料」を「納豆製造業許可申請手数料」に，「２１，０００円」を「１６，０００円」に改め，同表第４５号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「マーガリン又はショートニング製造業の」を「麺類製造業の」に，「マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に，「２１，０００円」を「１６，０００円」に改め，同表第４６号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「みそ製造業の」を「そうざい製造業の」に，「みそ製造業許可申請手数料」を「そうざい製造業許可申請手数料」に，「１６，０００円」を「２３，０００円」に改め，同表第４７号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「醤（しょう）油製造業の」を「複合型そうざい製造業の」に，「醤（しょう）油製造業許可申請手数料」を「複合型そうざい製造業許可申請手数料」に，「１６，０００円」を「３３，０００円」に改め，同表第４８号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「ソース類製造業の」を「冷凍食品製造業の」に，「ソース類製造業許可申請手数料」を「冷凍食品製造業許可申請手数料」に，「１６，０００円」を「２３，０００円」に改め，同表第４９号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「酒類製造業の」を「複合型冷凍食品製造業の」に，「酒類製造業許可申請手数料」を「複合型冷凍食品製造業許可申請手数料」に，「１６，０００円」を「３３，０００円」に改め，同表第５０号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「豆腐製造業の」を「漬物製造業の」に，「豆腐製造業許可申請手数料」を「漬物製造業許可申請手数料」に，「１４，０００円」を「１７，０００円」に改め，同表第５１号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「納豆製造業の」を「密封包装食品製造業の」に，「納豆製造業許可申請手数料」を「密封包装食品製造業許可申請手数料」に，「１４，０００円」を「２３，０００円」に改め，同表第５２号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「めん類製造業の」を「食品の小分け業の」に，「めん類製造業許可申請手数料」を「食品の小分け業許可申請手数料」に，「１４，０００円」を「１７，０００円」に改め，同表第５３号及び第５４号を削り，同表５５号中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に，「２１，０００円」を「２３，０００円」に改め，同号を同表第５３号とし，同表中第５６号から第６１号までを削り，第６２号を第５４号とし，第６３号から第９９号までを８号ずつ繰り上げ，同表第１００号中「第１４条第９項」を「第１４条第１３項」に改め，同号を同表第９２号とし，同表中第１０１号を第９３号とし，第１０２号から第１２７号までを８号ずつ繰り上げる。

第２条　広島市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第８８号中「第１２条第２項」を「第１２条第４項」に改め，同表第９０号中「第１３条第３項」を「第１３条第４項」に改め，同表第９２号中「第１４条第１３項」を「第１４条第１５項」に改め，同表第９７号中「第３９条第４項」を「第３９条第６項」に改め，同表第９８号中「第１条の５第１項」を「第２条の３第１項」に改め，同表第９９号中「第１条の６第１項」を「第２条の４第１項」に改める。

附　則

１　この条例は，令和３年６月１日から施行する。ただし，第１条のうち広島市衛生関係手数料条例別表第１００号中「第１４条第９項」を「第１４条第１３項」に改める改正規定は公布の日から，第２条の規定は同年８月１日から施行する。

２　広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成１１年広島県条例第３４号）第２条の規定に基づく食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（令和２年広島県条例第

４９号。以下「廃止条例」という。）附則第２項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止条例による廃止前の食品衛生に関する条例（昭和２６年広島県条例第４９号）第３条第４項に規定する営業施設認定証の再交付又は書換え交付を行うときに徴収する手数料並びに廃止条例附則第２項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止条例による廃止前のかきの処理をする作業場に関する条例（昭和３３年広島県条例第６４号）第５条に規定するかき作業場の構造設備の変更の許可を行うときに徴収する手数料，同条例第１０条に規定する許可証の書換えを行うときに徴収する手数料及び同条例第１１条に規定する許可証の再交付を行うときに徴収する手数料については，第１条の規定による改正前の広島市衛生関係手数料条例別表第５７号及び第５９号から第６１号までの規定は，この条例の施行後も，なおその効力を有する。

広島市条例第11号

令和３年３月29日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例（平成１２年広島市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第６５号ア(ｱ)中「第１条第１項第１号イ」を「第１条第１項第１号」に改め，「審査」の右に「（同号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法による判定を含む。以下この号及び第７１号において同じ。）」を，「場合」の右に「（(ｲ)に掲げる場合を除く。）」を加え，同号ア(ｱ)ａ中「２５，０００円」を「２４，０００円」に，「２，０００平方メートル未満のときは４６，０００円」を「１，０００平方メートル未満のときは３３，０００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のときは４５，０００円」に，「１１０，０００円」を「１０８，０００円」に，「１６３，０００円」を「１６０，０００円」に，「２０２，０００円」を「１９７，０００円」に，「２５０，０００円」を「２４４，０００円」に改め，同号ア(ｱ)ｂ中「２４７，０００円」を「２４１，０００円」に，「２，０００平方メートル未満のときは３９９，０００円」を「１，０００平方メートル未満のときは３０２，０００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のときは３９０，０００円」に，「５６９，０００円」を「５５７，０００円」に，「７０１，０００円」を「６８６，０００円」に，「８２９，０００円」を「８１０，０００円」に，「９４６，０００円」を「９２５，０００円」に改め，同号ア(ｲ)中「審査」の右に「（同号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法による判定において当該基準を用いて判断する場合を含む。以下この号及び第７１号において同じ。）」を加え，同号ア(ｲ)ａ中「２，０００平方メートル未満のときは４１，０００円」を「１，０００平方メートル未満のときは２８，０００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のときは４０，０００円」に，「１０３，０００円」を「１０１，０００円」に，「１５５，０００円」を「１５２，０００円」に，「１９３，０００円」を「１８９，０００円」に，「２３９，０００円」を「２３４，０００円」に改め，同号ア(ｲ)ｂ中「９４，０００円」を「９２，０００円」に，「２，０００平方メートル未満のときは１５８，０００円」を「１，０００平方メートル未満のときは１１７，０００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のときは１５５，０００円」に，「２５６，０００円」を「２５０，０００円」に，「３３４，０００円」を「３２７，０００円」に，「４０２，０００円」を「３９３，０００円」に，「４７１，０００円」を「４６１，０００円」に改め，同号イ(ｱ)中「第１条第１項第１号イ」を「第１条第１項第１号」に改め，「場合」の右に「（(ｲ)に掲げる場合を除く。）」を加え，同表第６８号中「第２９条第１項」を「第３４条第１項」に改め，同号ア(ｱ)中「第３０条第１項各号」を「第３５条第１項各号」に，「建築物省エネ法第３０条第１項の基準適合証等」を「建築物省エネ法第３５条第１項の基準適合証等」に改め，同号ア(ｱ)ｂ(a)中「２２，０００円」を「２１，０００円」に，「８６，０００円」を「８５，０００円」に改め，同号ア(ｱ)ｂ(b)中「２，０００平方メートル未満のときは２９，０００円」を「１，０００平方メートル未満のときは１７，０００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のときは２８，０００円」に，「８６，０００円」を「８５，０００円」に，「１３７，０００円」を「１３５，０００円」に，「１７３，０００円」を「１７０，０００円」に，「２１６，０００円」を「２１３，０００円」に改め，同号ア(ｱ)ｃ(a)中「除いた部分の床面積」の右に「。以下この号及び第７１号において同じ。」を加え，「２２，０００円」を「２１，０００円」に，「８６，０００円」を「８５，０００円」に改め，同号ア(ｲ)ａ中「３７，０００円」を「３６，０００円」に，「４１，０００円」を「４０，０００円」に改め，同号ア(ｲ)ｂ(a)中「７４，０００円」を「７３，０００円」に，「１２４，０００円」を「１２２，０００円」に，「２１１，０００円」を「２０８，０００円」に，「３０２，０００円」を「２９８，０００円」に改め，同号ア(ｲ)ｂ(b)(i)中「第１０条第１号イ(1)及び同号ロ(1)」を「第１０条第１号」に改め，「審査」の右に「（同号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法による判定を含む。）」を，「場合」の右に「（(ii)に掲げる場合を除く。）」を加え，「２４５，０００円」を「２４１，０００円」に，「２，０００平方メートル未満のときは３９６，０００円」を「１，０００平方メートル未満の

ときは３０２，０００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のときは３９０，０００円」に，「５６５，０００円」を「５５７，０００円」に，「６９６，０００円」を「６８６，０００円」に，「８２３，０００円」を「８１０，０００円」に，「９３９，０００円」を「９２５，０００円」に改め，同号ア(ｲ)ｂ(b)(ii)中「審査」の右に「（同号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法による判定において当該基準を用いて判断する場合を含む。）」を加え，「９４，０００円」を「９２，０００円」に，「２，０００平方メートル未満のときは１５７，０００円」を「１，０００平方メートル未満のときは１１７，０００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のときは１５５，０００円」に，「２５４，０００円」を「２５０，０００円」に，「３３２，０００円」を「３２７，０００円」に，「３９９，０００円」を「３９３，０００円」に，「４６８，０００円」を「４６１，０００円」に改め，同号ア(ｲ)ｃ(a)中「（省令第４条第３項の設計一次エネルギー消費量を同項第２号に定める方法により算出した数値とする場合にあっては，住宅部分から共用部分を除いた部分の床面積）」を削り，「７４，０００円」を「７３，０００円」に，「１２４，０００円」を「１２２，０００円」に，「２１１，０００円」を「２０８，０００円」に，「３０２，０００円」を「２９８，０００円」に改め，同号ア(ｳ)中「第２９条第３項各号」を「第３４条第３項各号」に改め，同号ア(ｳ)ａ中「建築物省エネ法第３０条第１項の基準適合証等」を「建築物省エネ法第３５条第１項の基準適合証等」に改め，同号イ中「第３０条第２項」を「第３５条第２項」に改め，同号イ(ｲ)中「第３０条第５項」を「第３５条第５項」に改め，同表第６９号中「第３１条第１項」を「第３６条第１項」に改め，同号イ中「第３１条第２項」を「第３６条第２項」に，「第３０条第２項」を「第３５条第２項」に改め，同表第７１号中「第３６条第１項」を「第４１条第１項」に改め，同号ア中「第２条第３号」を「第２条第１項第３号」に改め，同号ア(ｲ)ａ中「（省令第４条第３項の設計一次エネルギー消費量を同項第２号に定める方法により算出した数値とする場合にあっては，住宅部分から共用部分を除いた部分の床面積）」を削り，同号イ(ｱ)ｂ中「１９，０００円」を「１８，０００円」に改め，同号イ(ｲ)ａ(a)中「（省令第４条第３項の設計一次エネルギー消費量を同項第２号に定める方法により算出した数値とする場合にあっては，住宅部分から共用部分を除いた部分の床面積）」を削り，同号イ(ｲ)ａ(b)中「（省令第４条第３項の設計一次エネルギー消費量を同項第２号に定める方法により算出した数値とする場合にあっては，住宅部分から共用部分を除いた部分の床面積）」を削り，「６１，０００円」を「６０，０００円」に，「１１１，０００円」を「１０９，０００円」に，「１６７，０００円」を「１６５，０００円」に改め，同号イ(ｲ)ａ(c)中「（省令第４条第３項の設計一次エネルギー消費量を同項第２号に定める方法により算出した数値とする場合にあっては，住宅部分から共用部分を除いた部分の床面積）」を削り，「６１，０００円」を「６０，０００円」に，「１１１，０００円」を「１０９，０００円」に，「１６８，０００円」を「１６５，０００円」に改め，同号イ(ｲ)ｂ(a)中「第１条第１項第１号イ」を「第１条第１項第１号」に改め，「場合」の右に「（(b)に掲げる場合を除く。）」を加え，同表備考の５中「第３０条第５項」を「第３５条第５項」に改める。

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。

広島市条例第12号

令和３年３月29日

広島市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　　松　井　一　實

広島市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

広島市特定非営利活動促進法施行条例（平成２４年広島市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第１０条第３項」を「第１０条第４項」に改める。

第１４条中「書類（法第５４条第２項第２号に掲げる書類にあっては，既に当該書類を市長に提出している場合であってその内容に変更がないときは，その旨を記載した書類）」を「法第５４条第２項第２号から第４号までに掲げる書類（法第５５条第１項ただし書の場合にあっては，法第５４条第２項第２号に掲げる書類を除く。）」に改める。

附　則

１　この条例は，令和３年６月９日から施行する。

２　特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和２年法律第７２号）附則第３条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条に規定する施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類に

係る改正前の広島市特定非営利活動促進法施行条例第１４条（同条例第１７条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用については，なお従前の例による。

広場	４７０	９２０	５０	９０

附　則

この条例は，令和４年４月１日から施行する。

広島市条例第13号

令和３年３月29日

広島市運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市運動場条例の一部を改正する条例

広島市運動場条例（昭和２６年６月１８日広島市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項の表運動広場の項中

「

広島市沼田運動広場	広島市安佐南区伴北四丁目３９８７番地の１

」を

「

広島市沼田運動広場	広島市安佐南区伴北四丁目３９８７番地の１
広島市筒瀬運動広場	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬字岡田１０８２３番地の４

」に

改める。

別表第２広島市沼田運動広場の項の次に次のように加える。

広島市筒瀬運動				

広島市条例第14号

令和３年３月29日

広島市工業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市工業技術センター条例の一部を改正する条例

広島市工業技術センター条例（昭和６２年広島市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表中「

１件につき	４，８２０

」を

「

１件１時間につき	５，０１０

」に改める。

附　則

１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前に依頼のあった設計に係る手数料については，なお従前の例による。

広島市条例第15号
令和３年３月29日

広島市漁船巻揚施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市漁船巻揚施設条例の一部を改正する条例

広島市漁船巻揚施設条例（昭和６０年広島市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

別表中「１，７７０」を「１，９４０」に，「４，１７０」を「４，５８０」に，「２，３９０」を「２，６２０」に，「５，５００」を「６，０５０」に改める。

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。

広島市条例第16号
令和３年３月29日

広島市養護老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市養護老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例

第１条　広島市養護老人ホーム設備等基準条例（平成２４年広島市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「第２条」の右に「（第４項を除く。）」を加え，「第２９条まで」を「第３１条まで（第７条第７号を除く。）」に改め，同項に次の１号を加える。

⑷　指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第２条（令和３年改正省令第７条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「令和３年新養護老人ホーム基準省令」という。）第３０条に係る部分に限る。）並びに第３条，第５条，第１０条及び第１１条（これらの規定中令和３年新養護老人ホーム基準省令に関する部分に限る。）

第３条第１項第１号中「）第２条」の右に「（第５項を除く。）」を，「第９条まで」の右に「（第７条第８号を除く。）」を，「第４２条まで」の右に「（第３３条第３項及び第３４条第９号を除く。）」を加え，「第６３条」を「第６４条」に，「第５６条第１２項」を「第５９条において同令第２条第５項及び第７条第８号の規定を準用する部分並びに第６３条において同令第３３条第３項及び第３４条第９号の規定を準用する部分」に改め，同項第３号を次のように改める。

⑶　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第１１条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「令和３年新特別養護老人ホーム基準省令」という。）第３１条の２（令和３年新特別養護老人ホーム基準省令第４２条，第５９条及び第６３条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第３条，第５条，第６条第２項において読み替えて準用する同条第１項，第７条，第１０条及び第１１条（これらの規定中令和３年新特別養護老人ホーム基準省令に関する部分に限る。）

第２条　広島市養護老人ホーム設備等基準条例の一部を次のように改正する。

第２条第１項第４号及び第３条第１項第３号中「，第１０条」を削る。

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第２条の規定は，同年１０月１日から施行する。

広島市条例第17号
令和３年３月29日

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例

第１条　広島市軽費老人ホーム設備等基準条例（平成２４年広島市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成２０年厚生労働省令第１０７号）第２条から第３９条まで及び附則第２条から第１０条まで」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成２０年厚生労働省令第１０７号）第２条から第４０条まで（第２条第４項及び第７条第７号並びに第３９条において同号の規定を準用する部分を除く。）及び附則第２条から第１０条（同号の規定を準用する部分を除く。）まで（附則第３条第４項を除く。）

⑵　指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）附則第２条

（同令第１２条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「令和３年新軽費老人ホーム基準省令」という。）第３３条の２（令和３年新軽費老人ホーム基準省令第３９条及び附則第１０条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第３条，第５条，第１０条及び第１１条（これらの規定中令和３年新軽費老人ホーム基準省令に関する部分に限る。）

第２条　広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「，第１０条」を削る。

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第２条の規定は，同年１０月１日から施行する。

広島市条例第18号

令和３年３月29日

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例

広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成２４年広島市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「指定通所支援基準省令」という。）第５４条の６から第５４条の１２まで及び第７１条の３から第７１条の６まで」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「指定通所支援基準省令」という。）第５４条の６から第５４条の１２まで及び第７１条の３から第７１条の６まで

⑵　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１０号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第２条（令和３年改正省令第８条の規定による改正後の指定通所支援基準省令（以下「令和３年新指定通所支援基準省令」という。）第５４条の９及び第７１条の６において準用する令和３年新指定通所支援基準省令第４５条第２項に係る部分に限る。）並びに第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新指定通所支援基準省令に関する部分に限る。），第９条，第１０条，第１４条及び第１５条

第４条第１項中「指定通所支援基準省令第３条，第５４条の２から第５４条の５まで及び第７１条の２」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　指定通所支援基準省令第３条（第４項を除く。），第５４条の２から第５４条の５まで及び第７１条の２

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年新指定通所支援基準省令第５４条の５及び第７１条の２において準用する令和３年新指定通所支援基準省令第４５条第２項に係る部分に限る。）及び第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新指定通所支援基準省令に関する部分に限る。）

第５条第１項中「指定通所支援基準省令第３条から第５４条まで，第５５条から第７１条まで，第７１条の７から第７５条まで及び第７９条から第８２条まで並びに附則第３条」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　指定通所支援基準省令第３条（第４項を除く。）から第５４条まで，第５５条から第７１条まで，第７１条の７から第７５条まで及び第７９条から第８２条まで並びに附則第３条

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年新指定通所支援基準省令第４５条第２項（令和３年新指定通所支援基準省令第６４条，第７１条，第７１条の１４及び第７９条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新指定通所支援基準省令に関する部分に限る。），第６条から第８条まで及び第１１条から第１３条まで

第７条第１項第１号中「）第３条」を「。以下「指定障害児入所施設等基準省令」という。）第３条（第４項を除く。）」に改め，同項第２号中「平成３０年改正省令」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成３０年厚生労働省令第３号）」に改め，同項に次の１号を加える。

⑶　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第１０条の規定による改正後の指定障害児入所施設等基準省令（以下「令和３年新指定障害児入所施設等基準省令」という。）第４２条第２項（令和３年新指定障害児入所施設等基準省令第５７条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新指定障害児入所施設等基準省令に関する部分に限る。），第１９条及び第２０条

第１０条第１項に次の１号を加える。

⑺　令和３年改正省令附則第３条及び第４条（これらの規定中令和３年改正省令第９条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に

関する基準に関する部分に限る。）並びに第１６条から第１８条まで

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第７条第１項第２号の改正規定は，公布の日から施行する。

広島市条例第19号

令和３年３月29日

広島市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市児童館条例の一部を改正する条例

広島市児童館条例（昭和４０年広島市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表広島市鈴張児童館の項の次に次のように加える。

広島市飯室児童館	広島市安佐北区安佐町大字飯室１５４４番地の１

附　則

この条例は，令和３年５月１日から施行する。

広島市条例第20号

令和３年３月29日

広島市こども医療費補助条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市こども医療費補助条例の一部を改正する条例

広島市こども医療費補助条例（昭和４８年広島市条例第１０２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第２号中「９歳」を「１２歳」に改める。

第５条第１項第２号中「医療」の右に「（初診料の算定の対象となるものに限る。）」を加える。

附　則

１　この条例は，令和４年１月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

２　改正後の広島市こども医療費補助条例（以下「新条例」という。）第４条第１項第２号に規定する乳幼児（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において新条例第５条第１項第２号に該当する乳幼児に限る。）又は新条例第４条第１項第２号に規定する児童（施行日において９歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過した者であって１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるものに限る。）の保護者に対する新条例第６条第１項に規定する資格者証の交付に関し必要な行為は，施行日前においても行うことができる。

３　新条例第４条第１項及び第５条第１項の規定は，施行日以後に行われる診療等に係る医療費の補助について適用し，施行日前に行われた診療等に係る医療費の補助については，なお従前の例による。

広島市条例第21号
令和3年3月29日

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成１８年広島市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「指定障害福祉サービス基準省令」という。）第４４条から第４８条まで，第９４条から第９５条まで，第１２５条の５，第１２５条の６，第１６３条から第１６４条まで，第１７２条から第１７３条まで，第２０３条から第２０６条まで及び第２１９条から第２２３条まで」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「指定障害福祉サービス基準省令」という。）第４４条から第４８条まで，第９４条から第９５条まで，第１２５条の５，第１２５条の６，第１６３条から第１６４条まで，第１７２条から第１７３条まで，第２０３条から第２０６条まで及び第２１９条から第２２３条まで

⑵　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１０号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第２条（令和３年改正省令第１条の規定による改正後の指定障害福祉サービス基準省令（以下「令和３年新指定障害福祉サービス基準省令」という。）第４８条第１項及び第２項，第２０６条並びに第２２３条第１項において準用する令和３年新指定障害福祉サービス基準省令第４０条の２に係る部分に限る。）及び第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新指定障害福祉サービス基準省令に関する部分に限る。）

第３条第６項中「（居宅介護，重度訪問介護，同行援護又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）」を削る。

第６条第１項中「指定障害福祉サービス基準省令第３条，第４３条の２から第４３条の４まで，第９３条の２から第９３条の５まで，第１２５条の２から第１２５条の４まで，第１６２条の２から第１６２条の４まで及び第１７１条の２から第１７１条の４まで」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　指定障害福祉サービス基準省令第３条（第３項を除く。），第４３条の２から第４３条の４まで，第９３条の２から第９３条の５まで，第１２５条の２から第１２５条の４まで，第１６２条の２から第１６２条の４まで及び第１７１条の２から第１７１条の４まで

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年新指定障害福祉サービス基準省令第４３条の４，第９３条の５，第１２５条の４，第１６２条の４及び第１７１条の４において準用する令和３年新指定障害福祉サービス基準省令第４０条の２に係る部分に限る。）及び第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新指定障害福祉サービス基準省令に関する部分に限る。）

第６条第２項中「において準用する」と」の右に「，「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業」とあるのは「共生型障害福祉サービス事業者（短期入所に係る共生型障害福祉サービスの事業」と」を加え，「，「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業」とあるのは「共生型障害福祉サービス事業者（短期入所に係る共生型障害福祉サービスの事業」と」を削る。

第７条第１項第１号中「第３条」の右に「（第３項を除く。）」を，「第４９条から」の右に「第７２条まで，第７４条から」を加え，同項に次の１号を加える。

⑷　令和３年改正省令附則第２条（令和３年新指定障害福祉サービス基準省令第４０条の２（令和３年新指定障害福祉サービス基準省令第４３条第１項及び第２項，第７６条，第９３条，第１２５条，第１３６条，第１６２条，第１７１条，第１８４条，第１９７条，第２０２条，第２０６条の１２，第２０６条の２０，第２１３条，第２１３条の１１並びに第２１３条の２２において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）及び第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新指定障害福祉サービス基準省令に関する部分に限る。）

第７条第４項中「第１３４条第１項」と」の右に「，「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者（短期入所又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業」と」を加え，「，「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者（短期入所又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業」と」を削る。

第８条第１項第１号中「）第３条」を「。以下「指定障害者支援施設等基準省令」という。）第３条（第３項を除く。）」に改め，同項に次の１号を加える。

⑶　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第３条の規定による改正後の指定障害者支援施設等基準省令第５４条の２に係る部分に限る。）及び第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年改正省令第３条の規定による改正後の指定障害者支援施設等基準省令に関する部分に限る。）

第８条第２項中「指定障害者支援施設等は」と」の右に「，「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」」を加え，「，「基準該当障害福祉サ

ービスの事業を行う者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」」を削る。

第９条第１項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７４号）第３条から第５９条まで及び第６１条から第９１条まで並びに附則第３条から第８条まで」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７４号。以下「障害福祉サービス基準省令」という。）第３条（第３項を除く。）から第５９条まで及び第６１条から第９１条まで並びに附則第３条から第８条まで

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第４条の規定による改正後の障害福祉サービス基準省令（以下「令和３年新障害福祉サービス基準省令」という。）第３２条の２（令和３年新障害福祉サービス基準省令第５０条，第５５条，第６１条，第７０条，第８５条及び第８８条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）及び第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新障害福祉サービス基準省令に関する部分に限る。）

第１０条第１項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７５号）第２条から第１７条まで」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７５号。以下「地域活動支援センター基準省令」という。）第２条（第４項を除く。）から第１８条の２まで

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第５条の規定による改正後の地域活動支援センター基準省令第１８条の２に係る部分に限る。）並びに第３条及び第４条（これらの規定中令和３年改正省令第５条の規定による改正後の地域活動支援センター基準省令に関する部分に限る。）

第１１条第１項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７６号）第２条から第１６条まで及び附則第２条」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７６号。以下「福祉ホーム基準省令」という。）第２条（第４項を除く。）から第１７条の２まで及び附則第２条

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第６条の規定による改正後の福祉ホーム基準省令第１７条の２に係る部分に限る。）並びに第３条及び第４条（これらの規定中令和３年改正省令第６条の規定による改正後の福祉ホーム基準省令に関する部分に限る。）

第１１条第３項中「職員」と」の右に「，「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」」を加え，「，「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」」を削る。

第１２条第１項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７７号）第３条から第４３条まで及び附則第１５条から第１９条まで」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７７号。以下「障害者支援施設基準省令」という。）第３条（第３項を除く。）から第４３条の２まで及び附則第１５条から第１９条まで

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第７条の規定による改正後の障害者支援施設基準省令第４３条の２に係る部分に限る。）及び第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年改正省令第７条の規定による改正後の障害者支援施設基準省令に関する部分に限る。）

第１２条第２項中「職員」と」の右に「，「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」」を加え，「，「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」」を削る。

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。

広島市条例第22号

令和３年３月29日

広島市重度精神障害者通院医療費補助条例をここに公布する。

広島市長　　松　井　一　實

広島市重度精神障害者通院医療費補助条例

（目的）

第１条　この条例は，重度精神障害者に対し，通院について医療費の一部を補助することにより，重度精神障害者が地域において自立した生活を継続して営むことができるような環境の整備及び重度精神障害者の保健の向上に寄与するとともに，その福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　重度精神障害者　次のいずれにも該当する者をいう。

ア　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に規定する障害等級が１級である者として記載されているものに限る。）の交付を受けた者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５２条第１項に規定する支給認定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）に係る法第２条第１項第１号に規定する障害者等

⑵ 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正１１年法律第７０号）

イ 船員保険法（昭和１４年法律第７３号）

ウ 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）

カ 私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）

⑶ 医療費 医療保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）の対象になる医療費（精神障害の医療に要した費用にあっては，法第５８条第１項に規定する指定自立支援医療に要した費用に限る。）をいう。ただし，入院に係る医療に要した費用を除く。

⑷ 扶養義務者 重度精神障害者の親権を行う者，後見人その他の者で重度精神障害者を現に監護する者をいう。

（対象者）

第３条 この条例による医療費の補助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は，重度精神障害者であって，かつ，次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴ 本市の区域内に住所を有する者（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第２項各号に掲げる施設，介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２１項に規定する介護専用型特定施設のうちその入居定員が３０人以上であるもの若しくは同条第２５項に規定する介護保険施設，独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１１条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は病院若しくは診療所で本市の区域外に存するものに入所措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院したことにより他の市町村（特別区を含む。）の区域内に住所を有するに至った者で当該措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院した時以前に本市の区域内に住所を有していたと認められるもののうち，市長が定める者（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び法の規定による医療の給付等を受けることができない者に限る。）並びに学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第８０条に規定する学校に就学している者，児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している者で同法及び法の規定による医療の給付等を受けることができないもの並びに法第５条第１１項に規定する障害者支援施設（市長が定めるものを除く。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第１１条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設に入所している者のうち，これらの者の扶養義務者が本市の区域内に住所を有する者を含む。）

⑵ その者の前年の所得（規則の定めるところにより算出した所得をいい，１月から７月までの間に受けた診療，薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費については，前々年の所得とする。以下同じ。）が，所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がない場合にあっては１５９万５，０００円，扶養親族等がある場合にあっては１５９万５，０００円に当該扶養親族等１人につき３８万円（当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者（７０歳以上の者に限る。以下同じ。）又は老人扶養親族であるときは，当該同一生計配偶者又は老人扶養親族１人につき４８万円とし，当該扶養親族等が１６歳以上２３歳未満の扶養親族であるときは，当該扶養親族１人につき６３万円とする。）を加算した額以下の者又は震災，風水害，落雷，火災その他これらに類する災害を受ける等特別の事情があると市長が認めた者

２ 前項の規定にかかわらず，この条例による医療費の補助は，同項に規定する者（同項第２号の特別の事情があると市長が認めた者を除く。以下同じ。）の配偶者（婚姻の届出はしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は同項に規定する者の直系血族若しくは兄弟姉妹で主として同項に規定する者の生計を維持するものの前年の所得が，その者に扶養親族等がない場合にあっては６２８万７，０００円，扶養親族等がある場合にあっては当該扶養親族等の数に応じてそれぞれ次の表の右欄に定める額以上のとき（同号の特別の事情があると市長が認めたときを除く。）は，同項に規定する者に対して行わない。

扶養親族等の数	金　　額
１人	６，５３６，０００円
２人以上	６，５３６，０００円に扶養親族等のうち１人を除いた扶養親族等１人につき２１３，０００円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは，その額に当該老人扶養親族１人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは，当該老人扶養親族のうち１人を除いた老人扶養親族１人につき）６０，０００円を加算した額）

（補助の範囲）

第４条 補助の額は，次の各号のいずれかに該当する場合における医療費の総額のうち，医療保険各法及び他の法令の規定により対象者が負担すべき額に相当する額とする。

⑴ 対象者に係る疾病又は負傷につき療養の給付等を受けたとき。

⑵ 前号に掲げるもののほか，対象者に係る疾病につき他の法令の規定によって医療を受けるための費用について公費負担を受けたとき。

（資格者証等）

第５条 市長は，対象者に対し，規則の定めるところにより，この条例による医療費の補助を受ける資格を証する資格者証（以下「資格者証」と

いう。）を交付する。

２　対象者は，医療機関等（病院，診療所，薬局その他の診療等を行うものをいう。以下同じ。）において，診療等を受ける際，当該医療機関等に資格者証を提示するものとする。

（医療費の支払等）

第６条　第４条の規定による医療費の補助は，規則の定めるところにより行うものとする。

（補助の制限等）

第７条　市長は，対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において，これらの給付のうちにこの条例による医療費の補助に相当する給付があると認められるときは，その価額の限度において，第４条の規定による補助の額の全部若しくは一部を支払わず，又は既に支払った補助の額に相当する金額を返還させることができる。

２　市長は，偽りその他不正の行為によって医療費の補助を受けた者があるときは，その者から，既に支払った金額の全部又は一部を返還させることができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第８条　医療費の補助を受ける権利は，譲渡し，又は担保に供してはならない。

（委任規定）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

附　則

１　この条例は，令和３年１１月１日から施行する。

２　この条例による医療費の補助は，令和４年２月１日以後に行われる診療等に係るものについて適用する。

３　広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１６年広島市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

別表広島市重度心身障害者医療費補助条例（昭和４８年広島市条例第６２号）の項の次に次のように加える。

広島市重度精神障害者通院医療費補助条例（令和３年広島市条例第22号）	第５条第１項	第４条

広島市条例第23号

令和３年３月29日

広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例

広島市こども療育センター条例（昭和４９年広島市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１０条中第４号を削り，第５号を第４号とし，第６号を削る。

附　則

この条例は，令和４年２月１日から施行する。

広島市条例第24号

令和３年３月29日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和３４年広島市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項第１号中「，第４項又は第５項」を「から第５項まで」に，「第３１４条の２第２項に規定する金額」を「第３１４条の２第２項第１号に規定する金額（世帯主等（令第２９条の７第５項第１号に規定する世帯主等をいう。）のうち給与所得を有する者（令第２９条の７第５項第１号に規定する給与所得を有する者をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り，年齢６５歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい，給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号において「給与所得者等

の数」という。）が２以上の場合にあつては，地方税法第３１４条の２第２項第１号に規定する金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加えた金額。次号及び第３号において同じ。）」に改め，同項第２号及び第３号中「第３１４条の２第２項」を「第３１４条の２第２項第１号」に改める。

附則第１６条中「の世帯」を「又はその世帯」に，「又は」を「若しくは」に，「とする」を「と，「１１０万円」とあるのは「１２５万円」とする」に改める。

附　則

１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

２　改正後の第１４条及び附則第１６条の規定は，令和３年度以後の年度分の保険料について適用し，令和２年度分までの保険料については，なお従前の例による。

広島市条例第25号

令和３年３月29日

広島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市介護保険条例の一部を改正する条例

広島市介護保険条例（平成１２年広島市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め，同項第１号中「３万７，０２０円」を「３万７，５００円」に改め，同項第２号中「５万１，８２８円」を「５万６，２５０円」に改め，同項第３号中「５万５，５３０円」を「５万６，２５０円」に改め，同項第４号中「６万６，６３６円」を「６万３，７５０円」に改め，同項第５号中「７万４，０４０円」を「７万５，０００円」に改め，同項第６号中「８万１，４４４円」を「８万２，５００円」に改め，同号ア中「第３５条の２第１項」の右に「，第３５条の３第１項」を，「場合」の右に「（第６条第１項第１号において「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。）」を，「以下」の右に「この項において」を加え，同項第７号中「９万２，５５０円」を「９万３，７５０円」に改め，同項第８号中「１１万１，０６０円」を「１１万２，５００円」に改め，同項第９号中「１２万５，８６８円」を「１２万７，５００円」に改め，同項第１０号中「１３万６，９７４円」を「１３万８，７５０円」に改め，同項第１１号中「１５万１，７８２円」を「１５万３，７５０円」に改め，同項第１２号中「１６万６，５９０円」を「１６万８，７５０円」に改め，同項第１３号中「１８万１，３９８円」を「１８万３，７５０円」に改め，同条第２項中「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」に，「２万２，２１２円」を「２万２，５００円」に改め，同条第３項中「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」に，「３万７，０２０円」を「３万７，５００円」に改め，同条第４項中「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」に，「５万１，８２８円」を「５万２，５００円」に改める。

第６条第１項第１号中「）及び合計所得金額」の右に「（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいい，令第３９条第１項第１号から第５号までのいずれかに該当する第１号被保険者の当該合計所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には，当該給与所得については，同条第２項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第４１条の３の３第２項の規定による控除が行われている場合には，その控除前の金額）から１０万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には，零とする。）によるものとし，租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この号において同じ。）」を加える。

附則中第１８項を第２４項とし，第１７項の次に次の６項を加える。

（令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率の算定に関する基準の特例）

１８　第１号被保険者のうち，令和２年の合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得又は同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第４条第１項（第６号ア，第７号ア，第８号ア，第９号ア，第１０号ア，第１１号ア及び第１２号アに係る部分に限る。）の規定の適用については，同項第６号ア中「をいい」とあるのは，「をいい，所得税法第２８条第１項に規定する給与所得及び同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については，同法第２８条第２項の規定によって計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から１０万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には，零とする。）によるものとし」とする。

１９　前項の規定は，令和４年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「令和２年」とあるのは，「令和３年」と読み替えるものとする。

２０　附則第１８項の規定は，令和５年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「令和２年」とあるのは，「令和４年」と読み替えるものとする。

（令和４年度から令和６年度までの各年度における確定前納期の納付額の算定の特例）

２１　第４条第１項第６号から第１２号までのいずれかに該当する第１号

被保険者のうち，令和２年の合計所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得又は同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和４年度における確定前納期の納付額の算定についての第６条第１項の規定の適用については，同項第１号中「令第３９条第１項第１号から第５号までのいずれかに該当する第１号被保険者の当該合計所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には，当該給与所得」とあるのは「所得税法第２８条第１項に規定する給与所得及び同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額」と，「同条第２項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第４１条の３の３第２項の規定による控除が行われている場合には，その控除前の金額）」とあるのは「同法第２８条第２項の規定によって計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額」とする。

２２　前項の規定は，令和５年度における確定前納期の納付額の算定について準用する。この場合において，同項中「令和２年」とあるのは，「令和３年」と読み替えるものとする。

２３　第４条第１項第６号から第１２号までのいずれかに該当する第１号被保険者のうち，令和４年の合計所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得又は同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和６年度における確定前納期の納付額の算定についての第６条第１項の規定の適用については，同項第１号中「額とする。以下この号において同じ」とあるのは「額とする」と，「令第３９条第１項第１号から第５号までのいずれかに該当する第１号被保険者にあっては，当該合計所得金額から所得税法第３５条第２項第１号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には，零とする。）」とあるのは「地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいい，所得税法第２８条第１項に規定する給与所得及び同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については，同法第２８条第２項の規定によって計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から１０万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には，零とする。）によるものとし，租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。」とする。

附　則

１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

２　改正後の第４条の規定は，令和３年度分の保険料から適用し，令和２年度分までの保険料については，なお従前の例による。

３　令和３年度における改正後の第６条第１項の規定の適用については，同項第１号中「額とする。以下この号において同じ」とあるのは「額とする」と，「及び合計所得金額（令」とあるのは「及び広島市介護保険条例の一部を改正する条例（令和３年広島市条例第25号）による改正前の広島市介護保険条例第４条第１項第６号アに規定する合計所得金額（令」とする。

広島市条例第26号
令和３年３月29日

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を改正する条例

第１条　広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例（平成２４年広島市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第１１項」を「第１２項」に改め，同項第１号中「第４３条」の右に「（指定居宅サービス等基準省令第２９条第７号の規定を準用する部分を除く。）」を，「第５８条」の右に「（指定居宅サービス等基準省令第５３条第８号の規定を準用する部分を除く。）」を，「第１０９条」の右に「（指定居宅サービス等基準省令第１００条第１０号の規定を準用する部分を除く。）」を，「第１４０条の３２」の右に「（指定居宅サービス等基準省令第１３７条第９号の規定を準用する部分を除く。）」を加え，「及び第２０６条」を「，第２０６条（指定居宅サービス等基準省令第２００条第６号の規定を準用する部分を除く。）及び第２１７条」に改め，同項に次の１号を加える。

⑶　指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第２条（令和３年改正省令第１条の規定による改正後の指定居宅サービス等基準省令（以下「令和３年新指定居宅サービス等基準省令」という。）第４３条，第５８条，第１０９条，第１４０条の３２及び第２０６条において準用する令和３年新指定居宅サービス等基準省令第３７条の２に係る部分に限る。）及び第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新指定居宅サービス等基準省令に関する部分に限る。）

第２条中第１１項を第１２項とし，第５項から第１０項までを１項ずつ繰り下げ，第４項の次に次の１項を加える。

５　基準該当訪問介護事業者等は，基準該当居宅サービスを提供するに当たっては，法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第３条第１項中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号。以下「指定居宅介護支援等基準省令」という。）第３０条」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号。以下「指定居宅介護支援等基準省令」という。）第３０条（指定居宅介護支援等基準省令第１条の２第５項及

び第１８条第６号の規定を準用する部分を除く。）及び第３１条

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第２条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準省令（以下「令和３年新指定居宅介護支援等基準省令」という。）第３０条において準用する令和３年新指定居宅介護支援等基準省令第２７条の２に係る部分に限る。）並びに第３条及び第４条（これらの規定中令和３年新指定居宅介護支援等基準省令に関する部分に限る。）

第３条第４項中「第７項」を「第８項」に改める。

第４条第１項中「指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。）第５８条から第６１条まで，第１７９条から第１８５条まで，第２７９条及び第２８０条並びに附則第４条」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。）第５８条から第６１条（指定介護予防サービス等基準省令第５３条第８号の規定を準用する部分を除く。）まで，第１７９条から第１８５条（指定介護予防サービス等基準省令第１３８条第９号の規定を準用する部分を除く。）まで，第２７９条，第２８０条（指定介護予防サービス等基準省令第２７０条第６号の規定を準用する部分を除く。）及び第２９３条並びに附則第４条

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第４条の規定による改正後の指定介護予防サービス等基準省令（以下「令和３年新指定介護予防サービス等基準省令」という。）第６１条，第１８５条及び第２８０条において準用する令和３年新指定介護予防サービス等基準省令第５３条の１０の２に係る部分に限る。）及び第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新指定介護予防サービス等基準省令に関する部分に限る。）

第４条第２項中「第１１項」を「第１２項」に，「同条第６項，第８項及び第９項」を「同条第７項，第９項及び第１０項」に，「同条第１０項」を「同条第１１項」に改める。

第５条第１項中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。）第３２条」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。）第３２条（指定介護予防支援等基準省令第１条の２第５項及び第１７条第６号の規定を準用する部分を除く。）及び第３３条

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第５条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準省令（以下「令和３年新指定介護予防支援等基準省令」という。）第３２条において準用する令和３年新指定介護予防支援等基準省令第２６条の２に係る部分に限る。）並びに第３条及び第４条（これらの規定中令和３年新指定介護予防支援等基準省令に関する部分に限る。）

第５条第２項中「第７項」を「第８項」に改める。

第７条第１項中「指定居宅サービス等基準省令第３条，第３９条の２，第３９条の３，第１０５条の２，第１０５条の３，第１４０条の１４及び第１４０条の１５」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　指定居宅サービス等基準省令第３条（第３項を除く。），第３９条の２，第３９条の３（指定居宅サービス等基準省令第２９条第７号の規定を準用する部分を除く。），第１０５条の２，第１０５条の３（指定居宅サービス等基準省令第１００条第１０号の規定を準用する部分を除く。），第１４０条の１４，第１４０条の１５（指定居宅サービス等基準省令第１３７条第９号の規定を準用する部分を除く。）及び第２１７条

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年新指定居宅サービス等基準省令第３９条の３，第１０５条の３及び第１４０条の１５において準用する令和３年新指定居宅サービス等基準省令第３７条の２に係る部分に限る。）及び第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新指定居宅サービス等基準省令に関する部分に限る。）

第７条第２項中「第２条第４項」の右に「及び第６項」を加え，「第１１項」を「第１２項」に改める。

第８条第１項第１号中「第３条から」を「第３条（第３項を除く。）から」に改め，「第３９条まで」の右に「（第２９条第７号を除く。）」を，「第５４条まで」の右に「（第５３条第８号を除く。）」を，「第１０５条まで」の右に「（第７３条第７号，第８２条第６号，第９０条第６号及び第１００条第１０号を除く。）」を，「第１４０条の１３まで」の右に「（第１１７条第９号，第１３７条第９号及び第１４０条の１１第１０号を除く。）」を，「第１５５条の１２まで」の右に「（第１５３条第７号及び第１５５条の１０第７号を除く。）」を，「第２０５条まで」の右に「（第１８９条第９号，第１９２条の９第１０号及び第２００条第６号を除く。）」を加え，「第２１６条まで」を「第２１７条まで（第２１６条において指定居宅サービス等基準省令第２００条第６号の規定を準用する部分を除く。）」に改め，同項に次の１号を加える。

⑷　令和３年改正省令附則第２条（令和３年新指定居宅サービス等基準省令第３７条の２（令和３年新指定居宅サービス等基準省令第５４条，第７４条，第８３条，第９１条，第１０５条，第１１９条，第１４０条（令和３年新指定居宅サービス等基準省令第１４０条の１３において準用する場合を含む。），第１５５条（令和３年新指定居宅サービス等基準省令第１５５条の１２において準用する場合を含む。），第１９２条，第１９２条の１２，第２０５条及び第２１６条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第３条から第５条まで，第６条第２項において読み替えて準用す

る同条第１項及び第７条（これらの規定中令和３年新指定居宅サービス等基準省令に関する部分に限る。）

第８条第２項中「第２条第４項」の右に「及び第６項」を加え，「第１１項」を「第１２項」に改める。

第１１条第１項中「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第３条，第３７条の２及び第３７条の３」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第３条（第３項を除く。），第３７条の２，第３７条の３（指定地域密着型サービス基準省令第２９条第１０号の規定を準用する部分を除く。）及び第１８３条

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第３条の規定による改正後の指定地域密着型サービス基準省令（以下「令和３年新指定地域密着型サービス基準省令」という。）第３７条の３において準用する令和３年新指定地域密着型サービス基準省令第３条の３８の２に係る部分に限る。）及び第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新指定地域密着型サービス基準省令に関する部分に限る。）

第１１条第２項中「第５項」を「第６項」に，「第７項，第１０項及び第１１項」を「第８項，第１１項及び第１２項」に改める。

第１２条第１項第１号中「第３条」の右に「（第３項を除く。）」を，「第３７条まで」の右に「（第３条の２９第８号，第１４条第８号及び第２９条第１０号を除く。）」を，「第４７条まで」の右に「（第４０条の１２第９号を除く。）」を，「第５４条」の右に「（第１０号を除く。）」を，「第８４条まで」の右に「（第８１条第１０号を除く。）」を，「第１１４条まで」の右に「（第１０２条第７号を除く。）」を加え，「第１８２条まで」を「第１８３条まで（第１２５条第９号，第１４８条第８号及び第１６６条第９号並びに第１８２条において指定地域密着型サービス基準省令第８１条第１０号の規定を準用する部分を除く。）」に改め，同項に次の１号を加える。

⑶　令和３年改正省令附則第２条（令和３年新指定地域密着型サービス基準省令第３条の３８の２（令和３年新指定地域密着型サービス基準省令第１８条，第３７条，第４０条の１６，第６１条，第８８条，第１０８条，第１２９条，第１５７条，第１６９条及び第１８２条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第３条から第５条まで，第６条第２項において読み替えて準用する同条第１項及び第７条から第１１条まで（これらの規定中令和３年新指定地域密着型サービス基準省令に関する部分に限る。）

第１２条第３項中「第２条第４項」の右に「及び第６項」を加え，「第１１項」を「第１２項」に改める。

第１５条第１項第１号中「第１条の２」の右に「（第５項を除く。）」を加え，「及び第３章」を「，第３章（第１８条第６号を除く。）及び第５章」に改め，同項第２号中「平成３０年改正省令」を「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成３０年厚生労働省令第４号）」に改め，同項に次の１号を加える。

⑶　令和３年改正省令附則第２条（令和３年新指定居宅介護支援等基準省令第２７条の２に係る部分に限る。）並びに第３条及び第４条（これらの規定中令和３年新指定居宅介護支援等基準省令に関する部分に限る。）

第１５条第２項中「第７項」を「第８項」に改める。

第１７条第１項第１号中「第１条の２」の右に「（第４項を除く。）」を加え，「第４９条まで」を「第５０条まで（第２３条第８号，第３９条第３項及び第４６条第９号を除く。）」に改め，同項に次の１号を加える。

⑷　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第８条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（以下「令和３年新指定介護老人福祉施設基準省令」という。）第３５条の２（令和３年新指定介護老人福祉施設基準省令第４９条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第３条，第５条，第６条第１項及び第７条から第１１条まで（これらの規定中令和３年新指定介護老人福祉施設基準省令に関する部分に限る。）

第１７条第３項中「第６項から第１１項まで」を「第７項から第１２項まで」に，「第２条第６項，第８項及び第９項」を「第２条第７項，第９項及び第１０項」に，「同条第１０項」を「同条第１１項」に改める。

第１８条第１項第１号中「第１条の２」の右に「（第４項を除く。）」を加え，「第５０条まで」を「第５１条まで（第２５条第７号，第４０条第３項及び第４７条第８号を除く。）」に改め，同項に次の１号を加える。

⑷　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第９条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「令和３年新介護老人保健施設基準省令」という。）第３６条の２（令和３年新介護老人保健施設基準省令第５０条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第３条，第５条，第６条第２項において読み替えて準用する同条第１項及び第７条から第１１条まで（これらの規定中令和３年新介護老人保健施設基準省令に関する部分に限る。）

第１８条第２項中「第６項から第１１項まで」を「第７項から第１２項まで」に，「第２条第６項，第８項及び第９項」を「第２条第７項，第９項及び第１０項」に，「同条第１０項」を「同条第１１項」に改める。

第１９条第１項中「介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成３０年厚生労働省令第５号）第２条から第５４条まで及び附則第２条から第１０条まで」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成３０年厚生労働省令第５号）第２条（第４項を除く。）から第５５条まで（第２９条第７号，第４４条第３項及び第５１条第８号を除

く。）及び附則第２条から第１１条まで

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第１３条の規定による改正後の介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「令和３年新介護医療院基準省令」という。）第４０条の２（令和３年新介護医療院基準省令第５４条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第３条，第５条，第６条第２項において読み替えて準用する同条第１項及び第７条から第１１条まで（これらの規定中令和３年新介護医療院基準省令に関する部分に限る。）

第１９条第２項中「第６項から第１１項まで」を「第７項から第１２項まで」に，「第２条第６項，第８項及び第９項」を「第２条第７項，第９項及び第１０項」に，「同条第１０項」を「同条第１１項」に改める。

第２１条第１項中「指定介護予防サービス等基準省令第３条，第１６５条及び第１６６条」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　指定介護予防サービス等基準省令第３条（第３項を除く。），第１６５条，第１６６条（指定介護予防サービス等基準省令第１３８条第９号の規定を準用する部分を除く。）及び第２９３条

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年新指定介護予防サービス等基準省令第１６６条において準用する令和３年新指定介護予防サービス等基準省令第５３条の１０の２に係る部分に限る。）及び第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新指定介護予防サービス等基準省令に関する部分に限る。）

第２１条第２項中「第２条第４項」の右に「及び第６項」を加え，「第１１項」を「第１２項」に，「同条第６項，第８項及び第９項」を「同条第７項，第９項及び第１０項」に，「同条第１０項」を「同条第１１項」に改める。

第２２条第１項中「指定介護予防サービス等基準省令第３条，第４６条から第５４条まで，第５６条，第５７条，第６２条から第６７条まで，第６９条から第９５条まで，第１１６条から第１６４条まで，第１８６条から第２１５条まで，第２３０条から第２３５条まで，第２３７条から第２７８条の２まで及び第２８１条から第２９２条まで並びに附則第２条，第６条から第１３条まで，第１５条及び第１８条から第２１条まで」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　指定介護予防サービス等基準省令第３条（第３項を除く。），第４６条から第５４条まで（第５３条第８号を除く。），第５６条，第５７条，第６２条から第６７条まで，第６９条から第９５条まで（第７２条第７号，第８２条第６号及び第９１条第６号を除く。），第１１６条から第１６４条まで（第１２０条第９号，第１３８条第９号及び第１５６条第１０号を除く。），第１８６条から第２１５条まで（第１９２条第７号及び第２０７条第７号を除く。），第２３０条から第２３５条まで，第２３７条から第２７８条の２まで（第２４０条第９号，第２５９条第１０号及び第２７０条第６号を除く。）及び第２８１条から第２９３条まで（第２８９条において指定介護予防サービス等基準省令第２７０条第６号の規定を準用する部分を除く。）並びに附則第２条，第６条から第１３条まで，第１５条及び第１８条から第２１条まで

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年新指定介護予防サービス等基準省令第５３条の１０の２（令和３年新指定介護予防サービス等基準省令第７４条，第８４条，第９３条，第１２３条，第１４２条（令和３年新指定介護予防サービス等基準省令第１５９条において準用する場合を含む。），第１９５条（令和３年新指定介護予防サービス等基準省令第２１０条において準用する場合を含む。），第２４５条，第２６２条，第２７６条及び第２８９条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第３条から第５条まで，第６条第２項において読み替えて準用する同条第１項及び第７条（これらの規定中令和３年新指定介護予防サービス等基準省令に関する部分に限る。）

第２２条第２項中「第２条第４項」の右に「及び第６項」を加え，「第１１項」を「第１２項」に改める。

第２４条第１項中「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号）第３条から第６０条まで及び第６２条から第８９条まで並びに附則第２条，第７条及び第８条」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号）第３条（第３項を除く。）から第６０条まで（第２７条第１０号及び第５７条第１０号を除く。）及び第６２条から第９０条まで（第７９条第７号を除く。）並びに附則第２条，第７条及び第８条

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第６条の規定による改正後の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「令和３年新指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第３７条の２（令和３年新指定地域密着型介護予防サービス基準省令第６４条及び第８５条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）及び第３条から第５条まで（これらの規定中令和３年新指定地域密着型介護予防サービス基準省令に関する部分に限る。）

第２４条第２項中「第２条第４項」の右に「及び第６項」を加え，「第１１項」を「第１２項」に，「同条第６項，第８項及び第９項」を「同条第７項，第９項及び第１０項」に，「同条第１０項」を「同条第１１項」に改める。

第２７条第１項中「指定介護予防支援等基準省令第１条の２及び第２章から第４章まで」を「次に掲げる規定」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　指定介護予防支援等基準省令第１条の２（第５項を除く。），第２章から第４章まで（第１７条第６号を除く。）及び第６章

⑵　令和３年改正省令附則第２条（令和３年新指定介護予防支援等基

準省令第２６条の２に係る部分に限る。）並びに第３条及び第４条（これらの規定中令和３年新指定介護予防支援等基準省令に関する部分に限る。）

第２７条第２項中「第７項」を「第８項」に改める。

第２９条第１項第１号中「第１条の２」の右に「（第４項を除く。）」を加え，「第５０条まで」を「第５１条まで（第２４条第７号，第３８条第３項及び第４７条第８号を除く。）」に改め，同項に次の１号を加える。

⑷　令和３年改正省令附則第２条（令和３年改正省令第１０条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準（以下「令和３年新指定介護療養型医療施設基準省令」という。）第３４条の２（令和３年新指定介護療養型医療施設基準省令第５０条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）並びに第３条，第５条，第６条第２項において読み替えて準用する同条第１項及び第７条から第１１条まで（これらの規定中令和３年新指定介護療養型医療施設基準省令に関する部分に限る。）

第２９条第２項中「第６項から第１１項まで」を「第７項から第１２項まで」に，「第２条第６項，第８項及び第９項」を「第２条第７項，第９項及び第１０項」に，「同条第１０項」を「同条第１１項」に改める。

第２条　広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を次のように改正する。

第１２条第１項第３号，第１７条第１項第４号，第１８条第１項第４号，第１９条第１項第２号及び第２９条第１項第４号中「及び第７条から第１１条まで」を「，第７条から第９条まで及び第１１条」に改める。

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第１条中広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例第１５条第１項第２号の改正規定は公布の日から，第２条の規定は同年１０月１日から施行する。

広島市条例第27号
令和３年３月29日

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年広島市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「一般廃棄物処理実施計画」の右に「（以下「一般廃棄物処理実施計画」という。）」を加え，同条第２項中「前項の計画」を「一般廃棄物処理実施計画」に改め，同条の次に次の１条を加える。

（資源物の収集及び運搬の禁止等）

第８条の２　市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は，一般廃棄物処理実施計画で定めるところにより収集される一般廃棄物であつて再生利用の目的となるもののうち市長が定めるもの（以下「資源物」という。）を収集し，又は運搬してはならない。

２　市長は，市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者が前項の規定に違反して資源物を収集し，又は運搬したときは，その者に対し，これらの行為を行わないよう命ずることができる。

第２２条の次に次の１条を加える。

（広島市行政手続条例の適用除外）

第２２条の２　第８条の２第２項の規定による命令については，広島市行政手続条例（平成７年広島市条例第５号）第３章の規定は，適用しない。

本則に次の２条を加える。

（罰則）

第２４条　第８条の２第２項の規定による命令に違反した者は，２０万円以下の罰金に処する。

第２５条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，同条の罰金刑を科する。

附　則

この条例は，令和３年１０月１日から施行する。

広島市条例第28号
令和3年3月29日

広島市火葬場等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市火葬場等条例の一部を改正する条例

広島市火葬場等条例（昭和３７年広島市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項第１号の表広島市湯来火葬場の項を削る。

第２条第２項中「及び広島市湯来火葬場」を削る。

第３条の見出し中「及び開場時間」を「，開場時間等」に改め，同条に次の１項を加える。

２　葬儀場（大式場，中式場及び遺族控室に限る。以下この項において同じ。）について，次条第１項の許可に係る使用の時間帯（以下「使用時間帯」という。）は，次のとおりとする。

⑴　午前９時から午後３時まで

⑵　午後３時から午後９時まで（遺族控室にあつては，午後３時から翌日の午前９時まで）。ただし，当日の葬儀場の使用状況等に鑑み管理運営上支障がないと市長が認める場合は，当該葬儀場について使用時間帯の開始の時刻を午後３時前に繰り上げることができる。この場合においては，当該葬儀場について前号に掲げる使用時間帯の終了の時刻を併せて繰り上げるものとする。

第１６条第２項中「における」の右に「第３条第２項，」を加える。

別表の⑵の表を次のように改める。

⑵　葬儀場の使用料

区分		使用料の額（１時間につき）
大式場	市民	円 5，000
	その他	8，000
中式場	市民	3，900
	その他	6，300
遺族控室	市民	700
	その他	1，200
多目的室	市民	2，080
	その他	3，350

附　則

１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前に申請のあった葬儀火葬場の使用に係る使用料については，なお従前の例による。

広島市条例第29号
令和3年3月29日

広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

広島市道路占用料徴収条例（昭和４９年広島市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

附則第１項中「（以下「施行日」という。）」を削り，附則第２項を附則第４項とし，附則第１項の次に次の２項を加える。

２　令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間における占用物件（令和３年４月１日前に第３条に規定する道路の占用の許可，占用の同意又は占用の協議の成立（以下「道路占用許可等」という。）があつたもののうち，同日以後に道路占用許可等に係る占用の期間が開始するもの若しくは道路占用許可等に係る占用の期間が１年を超え，かつ，当該占用の期間が同日以後にまたがるもの又は同日以後に道路占用許可等があつたものに限り，法第３２条第１項第３号に規定する自動運行補助施設を除く。以下これらを「附則第２項適用物件」という。）に係る占用料の額は，別表の規定にかかわらず，広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和３年広島市条例第29号。以下「令和３年改正条例」という。）による改正前の別表の備考の７中「時価」とあるのを「令和２年１月１日時点の時価」として同表の規定を適用して算定した額又は別表の備考の７中「時価」とあるのを「令和３年１月１日時点の時価」として同表の規定を適用して算定した額のいずれか低い額とする。

３　令和４年４月１日以後における附則第２項適用物件（令和３年４月１日前に道路占用許可等があつたものに限る。）に係る令和４年４月１日以後における占用料の額は，別表の規定にかかわらず，当該附則第２項適用物件について，令和３年改正条例による改正前の別表の規定を適用して算定した額又は別表の規定を適用して算定した額のいずれか低い額とする。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第４条関係）

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
			１級地	２級地	３級地
	第１種電柱	１本につき１年	1,500	990	560
	第２種電柱		2,200	1,500	870
	第３種電柱		3,000	2,000	1,200
	第１種電話柱		1,300	880	500
	第２種電話柱		2,100	1,400	810
	第３種電話柱		2,900	1,900	1,100
	その他の柱類		130	88	50
	共架電線その他上空				

法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	13	9	5
	地下に設ける電線その他の線類		8	5	3
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	1,300	860	490
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	780	530	300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	2,600	1,800	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,100	740	420
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	16,000	4,000	1,900
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	2,600	1,800	1,000
	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	55	37	21
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		78	53	30
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		120	79	45
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		160	110	60
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		230	160	91
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの		310	210	120
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの		550	370	210
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの		780	530	300
	外径が１メートル以上のもの		1,600	1,100	600
法第３２条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類 地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	8	5	3
		法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類 その他のもの		26	18	10
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	１本につき１年	2,100	1,400	810
		上空に設ける	占用面積１平方メートルにつき１年	1,300	880	500
		その他のもの 地下に設けるもの		780	530	300
		その他のもの		2,600	1,800	1,000
法第３２条第１項第４号に掲げる施設				2,600	1,800	1,000
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		Ａに0.005を乗じて得た額		
		階数が２のもの		Ａに0.008を乗じて得た額		
		階数が３以上のもの		Ａに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			7,600	2,000	1,200
	地下に設ける通路			4,600	1,200	620
	その他のもの			2,600	1,800	1,000
法第３２条第１項第６号に	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	160	40	19
			占用面積			

掲げる施設	その他のもの		1平方メートルにつき1月	1,600	400	190
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,600	400	190
		その他のもの：突出看板等で表裏2面以上に表示しているもの及び添加看板	表示面積1平方メートルにつき1年	11,000	2,800	1,000
		その他のもの：その他のもの		16,000	4,000	1,900
	標識		1本につき1年	2,100	1,400	810
	旗ざお	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	1本につき1日	160	40	19
		その他のもの	1本につき1月	1,600	400	190
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	160	40	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,600	400	190
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	16,000	4,000	1,900
		その他のもの		7,600	2,000	940
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	2,600	1,800	1,000
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	1,600	400	190
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				260	180	100
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの：階数が1のもの			Aに0.005を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの：階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの：階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額		
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た		

建築物			額		
	その他のもの		Ａに0.033を乗じて得た額		
令第７条第１２号に掲げる器具			Ａに0.033を乗じて得た額		
令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Ａに0.011を乗じて得た額	Ａに0.014を乗じて得た額	Ａに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Ａに0.033を乗じて得た額		

附　則

１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

２　改正後の広島市道路占用料徴収条例附則第２項及び第３項の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に広島市道路占用料徴収条例第３条に規定する道路の占用の許可，占用の同意又は占用の協議の成立（以下「道路占用許可等」という。）があったもののうち，施行日以後に道路占用許可等に係る占用の期間が開始するもの若しくは道路占用許可等に係る占用の期間が１年を超え，かつ，当該占用の期間が施行日以後にまたがるもの又は施行日以後に道路占用許可等があったもの（道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３２条第１項第３号に規定する自動運行補助施設（以下「自動運行補助施設」という。）を除く。以下これらを「条例附則第２項適用等物件」という。）について適用する。

３　改正後の広島市道路占用料徴収条例別表の規定は，条例附則第２項適用等物件に係る占用料（施行日前に道路占用許可等があったもののうち，道路占用許可等に係る占用の期間が１年を超え，かつ，当該占用の期間が施行日以後にまたがるものにあっては，施行日以後の占用の期間に係る占用料）及び自動運行補助施設に係る占用料について適用し，施行日前に道路占用許可等があったもの（条例附則第２項適用等物件を除く。）に係る占用料及び施行日前に道路占用許可等があったもののうち，道路占用許可等に係る占用の期間が１年を超え，かつ，当該占用の期間が施行日以後にまたがるものに係る施行日前の占用の期間に係る占用料については，なお従前の例による。

広島市条例第30号
令和３年３月29日

広島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　　松　井　一　實

広島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

広島市自転車等駐車場条例（昭和６０年広島市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第８条から第１０条までを削り，第１１条を第８条とする。

第１２条中「き損し」を「毀損し」に改め，同条を第９条とする。

第１３条中「第１１条」を「第８条」に改め，同条を第１０条とする。

第１３条の２第１項第１号中「料金」を「駐車料金（駐車場の管理を次条第１項の指定管理者に行わせる場合にあつては，第１６条第１項の利用料金。第３号において同じ。）」に改め，同項第３号中「料金」を「駐車料金」に改め，同条を第１１条とする。

第１４条第２項中「第１１条」を「第８条」に，「第１４条第１項」を「第１２条第１項」に改め，同条を第１２条とし，第１５条を第１３条とし，第１６条を第１４条とし，第１７条を第１５条とし，同条の次に次の１条を加える。

（利用料金等）

第１６条　駐車場の利用をしようとする者は，指定管理者に当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

２　利用料金は，第５条第１項に規定する者にあつては指定管理者が定める日までに，第６条に規定する者にあつては駐車場の利用の際（規則で定める駐車場にあつては，当該駐車場から自転車等を出場させる際），支払わなければならない。ただし，指定管理者において特別の理由があると認めるときは，この限りでない。

３　利用料金の額は，別表第２に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

４　指定管理者は，必要があると認めるときは，市長の承認を受けて，第６条の規定による駐車場の利用に係る前項の利用料金の額から割引をした額をもつて，回数駐車券を発行することができる。この場合において，回数駐車券による利用料金については，第２項本文の規定にかかわらず，その交付を受ける際，支払わなければならない。

５　利用料金は，指定管理者の収入として収受させるものとする。

６　指定管理者は，市長の承認を受けて定める基準により，利用料金を減免し，又は返還することができる。

７　指定管理者の指定を取り消し，又は管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で，市長が駐車場の管理を行うときに限り，新たに指定管理者を指定し，又は当該停止の期間が終了するまでの間，市長は，駐車場の利用をする者から，別表第２に定める額の範囲内において市長が定める額の駐車料金を徴収する。

8　第1項，第2項，第4項及び第6項の規定は，前項の場合について準用する。この場合において，第1項中「指定管理者に当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「市長に駐車料金」と，第2項中「利用料金」とあるのは「駐車料金」と，「指定管理者」とあるのは「市長」と，第4項中「指定管理者」とあるのは「市長」と，「市長の承認を受けて，第6条」とあるのは「第6条」と，「前項の利用料金」とあるのは「第7項の駐車料金」と，「利用料金に」とあるのは「駐車料金に」と，「第2項本文」とあるのは「第8項において準用する第2項本文」と，第6項中「指定管理者は，市長の承認を受けて定める基準により，利用料金」とあるのは「市長は，特別の理由があると認めるときは，駐車料金」と，別表第2中「金額」とあるのは「駐車料金の額」と読み替えるものとする。

第18条を第17条とする。

別表第1の(2)の表広島市広島駅南口第二自転車等駐車場の項中「広島市南区松原町」を「広島市南区京橋町」に改める。

別表第2中「第8条」を「第16条」に，「料金の額」を「金額」に，「1，000」を「2，000」に，「2，000」を「4，000」に，「100」を「150」に，「200」を「300」に改める。

附　則

1　この条例は，令和4年4月1日から施行する。ただし，別表第1の(2)の表広島市広島駅南口第二自転車等駐車場の項の改正規定及び次項の規定は，公布の日から施行する。

2　改正後の第16条第3項，第4項及び第6項に規定する承認に関し必要な行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

3　この条例の施行の日前に納付された駐車料金の返還については，なお従前の例による。

広島市条例第31号

令和3年3月29日

広島市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市下水道条例の一部を改正する条例

広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第43条中「おいて」の右に「，同項中「使用を開始し，」とあるのは「使用を」と」を加え，「あるのは，」を「あるのは」に改める。

附　則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。

広島市条例第32号

令和3年3月29日

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1南観音アパートの項の次に次のように加える。

南観音住宅	広島市西区観音新町二丁目

別表第3南観音アパート等附設駐車場の項の次に次のように加える。

南観音住宅附設駐車場	広島市西区観音新町二丁目

附　則

この条例は，公布の日から起算して4か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

広島市条例第33号
令和３年３月29日

広島市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市公園条例の一部を改正する条例

広島市公園条例（昭和３９年広島市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

３　令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に法第６条第１項又は第３項の規定による許可のあつた公園の占用に係る別表第５の規定の適用については，同表中「１，５００円」とあるのは「１，４００円」と，「１３円」とあるのは「１２円」と，「１，６００円」とあるのは「１，４００円」と，「１，８００円」とあるのは「１，６００円」と，「２，６００円」とあるのは「２，４００円」と，「２，１００円」とあるのは「１，９００円」とする。

別表第５中「｜１本１年につき｜１，４００円｜」を「｜１本１年につき｜１，５００円｜」に，「１２円」を「１３円」に，「｜１メートル１年につき｜１，４００円｜」を「｜１メートル１年につき｜１，６００円｜」に，「１，６００円」を「１，８００円」に，「２，４００円」を「２，６００円」に，「１，９００円」を「２，１００円」に改める。

附　則

１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

２　改正後の広島市公園条例別表第５（同条例附則第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は，この条例の施行の日以後に都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第６条第１項又は第３項の規定による許可のあった公園の占用に係る使用料について適用し，同日前に当該許可のあった公園の占用に係る使用料については，なお従前の例による。

広島市条例第34号
令和３年３月29日

広島市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市立学校条例の一部を改正する条例

広島市立学校条例（昭和３９年広島市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「別表第１」を「別表」に改める。

第３条の２第２項中「，別表第２のとおり」を「９，９００円」に改める。

第３条の４第２項を次のように改める。

２　聴講料の額は，定時制の課程にあつては１単位につき１，７４０円，通信制の課程にあつては１単位につき３３０円とする。

第４条第２項中「高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）　全日制の課程　２，２００円　定時制の課程　９５０円」を「高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）　２，２００円」に改める。

第４条の２第１項ただし書中「別表第１」を「別表」に改め，同条第２項中「高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）　全日制の課程　５，６５０円　定時制の課程　２，０００円」を「高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）　５，６５０円」に改める。

附則第３項及び第４項を削る。

別表第１の⑷の表広島市立大手町商業高等学校の項を削り，同表広島市立広島工業高等学校の項中「及び定時制」を削る。

別表第２を削り，別表第１を別表とする。

附　則

１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前に徴収事由が生じた授業料，聴講料，入学者選抜料及び入学料については，なお従前の例による。

広島市条例第35号
令和3年3月29日

広島市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市火災予防条例の一部を改正する条例

広島市火災予防条例（昭和３７年広島市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第１項中「第５６条第１項第１０号」を「第５６条第１項第１１号」に改める。

第１２条の２第１項中「変圧して，」の右に「電気自動車等（」を，「原動機付自転車をいう」の右に「。第１２号において同じ。）をいう」を加え，「全出力５０キロワット」を「全出力２００キロワット」に，「この条において同じ。）の」を「同じ。）の」に改め，同項中第１４号を第１８号とし，第１３号を第１７号とし，同項第１２号イ中「ならないようにするとともに，異常な高温となつた場合には，急速充電設備を自動的に停止させること」を「ならないこと」に改め，同号に次のように加え，同号を同項第１６号とする。

ウ　温度の異常を自動的に検知する構造とし，異常な高温又は低温を検知した場合には，急速充電設備を自動的に停止させること。

エ　制御機能の異常を自動的に検出する構造とし，制御機能の異常を検知した場合には，急速充電設備を自動的に停止させること。

第１２条の２第１項中第１１号を第１２号とし，同号の次に次の３号を加える。

⑬　コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について，操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし，コネクターに十分な強度を有するものにあつては，この限りでない。

⑭　充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては，当該液体が漏れた場合に，漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とするとともに，充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし，当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には，急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

⑮　複数の充電用ケーブルを有し，複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては，出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし，当該開閉器の異常を検知した場合には，急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第１２条の２第１項中第１０号を第１１号とし，第７号から第９号までを１号ずつ繰り下げ，同項第６号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め，同号を同項第７号とし，同項第５号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め，同号を同項第６号とし，同項第４号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め，同号を同項第５号とし，同項中第３号を第４号とし，第２号を第３号とし，第１号を第２号とし，同項に第１号として次の１号を加える。

⑴　急速充電設備（全出力５０キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては，建築物から３メートル以上の距離を保つこと。ただし，不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは，この限りでない。

第５６条第１項第９号中「全出力５０キロワツト」を「全出力５０キロワット」に改め，同項第１４号中「充てんする」を「充塡する」に改め，同号を同項第１５号とし，同項中第１３号を第１４号とし，第１０号から第１２号までを１号ずつ繰り下げ，第９号の次に次の１号を加える。

⑽　急速充電設備（全出力５０キロワット以下のものを除く。）

附　則

１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に設置され，又は設置の工事がされている改正後の第１２条の２第１項に規定する急速充電設備に係る位置，構造及び管理に関する基準の適用については，なお従前の例による。

広島市条例第36号
令和3年3月31日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市市税条例の一部を改正する条例

広島市市税条例（昭和２９年広島市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第３６条の３の２第４項中「所得税法第１９８条第２項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「施行令第４８条の９の７の２において準用する施行令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改め，「次条第４項」の右に「及び第５３条の９第３項」を加える。

第３６条の３の３第４項中「所得税法第２０３条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「施行令第４８条の９の７の３において準用する施行令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改める。

第５３条の８第１項第１号中「本条，次条第２項及び」を「この条，次条第２項（同条第４項において読み替えて適用される場合を含む。）及び第３項並びに」に改める。

第５３条の９に次の２項を加える。

３　第１項の退職手当等の支払を受ける者は，退職所得申告書の提出の際

に経由すべき退職手当等の支払をする者が施行令第４８条の１８において準用する施行令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には，施行規則で定めるところにより，当該退職所得申告書の提出に代えて，当該退職手当等の支払をする者に対し，当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

４　前項の規定の適用がある場合における第２項の規定の適用については，同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と，「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と，「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第８１条の３第１号及び第２号中「同条第４項」の右に「又は第５項」を加える。

附則第１１条の２第３項中「附則第１５条第１９項本文」を「附則第１５条第１６項本文」に改め，同条第４項中「附則第１５条第２６項」を「附則第１５条第２３項」に改め，同条第５項中「附則第１５条第２７項第１号」を「附則第１５条第２４項第１号」に改め，同条第６項中「附則第１５条第２７項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に改め，同条第７項中「附則第１５条第２７項第３号」を「附則第１５条第２４項第３号」に改め，同条第８項中「附則第１５条第２８項第１号」を「附則第１５条第２５項第１号」に改め，同条第９項中「附則第１５条第２８項第２号」を「附則第１５条第２５項第２号」に改め，同条第１０項中「附則第１５条第３０項第１号」を「附則第１５条第２７項第１号」に改め，同条第１１項中「附則第１５条第３０項第２号」を「附則第１５条第２７項第２号」に改め，同条第１２項中「附則第１５条第３０項第３号」を「附則第１５条第２７項第３号」に改め，同条第１３項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３０項」に改め，同条第１４項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３４項」に改め，同条第１５項中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３５項」に改め，同条第１６項を削り，同条第１７項中「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４２項」に改め，同項を同条第１６項とし，同条中第１８項を第１７項とし，第１９項を第１８項とする。

附則第１１条の４の次に次の１条を加える。

（平成３０年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第１１条の５　法附則第１６条の３第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第３号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は，当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

⑴　納税義務者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が施行令附則第１２条の５第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあつては，同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係

⑵　法附則第１６条の３第１項に規定する被災住宅用地の上に平成３０年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

⑶　当該年度に係る賦課期日において法附則第１６条の３第１項の規定の適用を受けようとする土地を法第３４９条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

⑷　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

２　法附則第１６条の３第１項の規定の適用を受ける土地に係る令和３年度分及び令和４年度分の固定資産税については，第７４条の２の規定は適用しない。

３　法附則第１６条の３第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は，同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

⑴　代表者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所及び氏名又は名称）

⑵　特定被災共用土地の所在，地番，地目及び地積並びにその用途

⑶　特定被災共用土地に係る法附則第１６条の３第３項に規定する被災区分所有家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積並びにその用途

⑷　各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

⑸　法附則第１６条の３第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

４　法附則第１６条の３第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については，前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と，「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と，「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第１２条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１３条の前の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め，同条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め，「加算した額」の右に「（令和３年度分の固定資産税にあつては，前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え，同条第２項及び第３項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改め，同条第４項及び第５項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１３条の３中「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」に，「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１４条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め，同条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め，「定める率を乗じて得た額」の右に「。以下この条において同じ。」を，「負担調整率を乗じて得た額」の右に「（令和３年度分の固定資産税にあつては，前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第１８条中「第１８項から第２２項まで，第２４項，第２５項，第２９項，第３３項，第３７項から第３９項まで，第４２項から第４４項まで，第４７項若しくは第４８項」を「第１５項から第１９項まで，第２１項，第２２項，第２６項，第２９項，第３３項から第３５項まで，第３７項から第３９項まで，第４２項若しくは第４３項」に改める。

附則第１９条の前の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め，同条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め，「加算した額」の右に「（令和３年度分の都市計画税にあつては，前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え，同条第２項及び第３項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改め，同条第４項及び第５項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１９条の３中「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」に，「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第２０条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め，同条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め，「定める率を乗じて得た額」の右に「。以下この条において同じ。」を，「負担調整率を乗じて得た額」の右に「（令和３年度分の都市計画税にあつては，前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第２０条の３の４の２中「同条第４項」の右に「又は第５項」を加え，「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第２０条の３の５第２項中「同条第２項」の右に「又は第３項」を，「同条第４項」の右に「又は第５項」を加える。

附　則

1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

2　改正後の広島市市税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の２第４項の規定は，この条例の施行の日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し，同日前に行った改正前の広島市市税条例（以下「旧条例」という。）第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については，なお従前の例による。

3　新条例第３６条の３の３第４項の規定は，この条例の施行の日以後に行う新条例第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による新条例第３６条の３の３第４項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し，同日前に行った旧条例第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による旧条例第３６条の３の３第４項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については，なお従前の例による。

4　新条例附則第１１条の５の規定の適用については，令和３年度分の固定資産税に限り，同条第１項中「当該年度の初日の属する年の１月３１日」とあり，及び同条第３項中「毎年１月３１日」とあるのは，「令和３年４月３０日」とする。

5　新条例附則第１２条，第１３条，第１３条の３及び第１４条の規定は，令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し，令和２年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

6　生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）の施行の日から令和３年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第４１項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第４１項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第４１項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が，同条第４１項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第４１項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を，適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

7　新条例附則第１２条，第１８条，第１９条，第１９条の３及び第２０条の規定は，令和３年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和２年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

8　新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は，この条例の施行の日以後に取得された３輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し，同日前に取得された３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。

規　則

広島市規則第 8 号

令和３年３月 29 日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　　松　井　一　實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和５５年広島市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「，消費生活センター，地域共生社会推進室及び監査指導室」を「及び消費生活センター」に改める。

第４条第１項中「国際交流課」を「国際化推進課」に，「健康福祉・地域共生社会課」を「健康福祉企画課」に，「地域共生社会推進室」を「地域共生社会推進課」に，「監査指導室」を「監査指導課」に改め，「地域福祉課」を「地域福祉係」に，「医務係」を「保護係」に，「保健予防係」を「感染症対策係」に，「環境衛生係」を「環境衛生係」に，「医務係」を「薬務係」に改め，「全国都市緑化フェア推進係」を削り，「第一営繕係」を「計画調整係」に，「第一耐震対策係」を「第一整備係」に，「第二営繕係」を「第二整備係」に，「第二耐震対策係」を「第三整備係」に改め，「用地監理課」を「用地補償課」に改め，「用地補償課」を削る。

第８条第８項中「国際平和推進部国際交流課」を「国際平和推進部国際化推進課」に改め，同項中第４号を第５号とし，第３号を第４号とし，第２号を第３号とし，第１号の次に次の１号を加える。

⑵　多文化共生に係る企画及び総合調整に関すること。

第８条第９項中第２号を削り，第３号を第２号とし，第４号から第７号までをＩ号ずつ繰り上げる。

第９条第１項中「健康福祉・地域共生社会課」を「健康福祉企画課」に改め，同項第１２号中「，地域共生社会推進室及び監査指導室」を削り，同号を同項第１４号とし，同項中第１１号を第１３号とし，第６号から第１０号までを２号ずつ繰り下げ，第５号の次に次の２号を加える。

⑹　社会福祉行政に関する調査及び企画に関すること。

⑺　福祉のまちづくりに関すること。

第９条第２項中「地域共生社会推進室」を「地域共生社会推進課」に改め，同項各号を次のように改める。

⑴　地域共生社会の実現に向けた企画及び総合調整に関すること（他課等の所掌に属するものを除く。）。

⑵　地域福祉に関すること。

⑶　地域福祉計画に関すること。

⑷　民生委員・児童委員に関すること。

⑸　福祉事業基金及び地域福祉基金に関すること。

⑹　総合福祉センターに関すること。

⑺　地域福祉センター及び福祉センターの管理運営の総括に関すること。

⑻　湯来福祉会館に関すること。

⑼　福祉事務所との連絡調整に関すること。

⑽　日本赤十字社広島市地区本部に関すること。

⑾　社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対する指導調整に関すること。

⑿　課の庶務に関すること。

第９条第３項中「監査指導室」を「監査指導課」に改め，同項に次の１号を加える。

⑷　課の庶務に関すること。

第９条第４項中「地域福祉課」を「保護自立支援課」に改め，同項中第１号を削り，第２号を第１号とし，第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ，第７号を削り，第８号を第６号とし，第９号から第１３号までを削り，第１４号を第７号とし，同条第１３項中第７号から第１２号までを削り，第１３号を第７号とし，第１４号から第１７号までを６号ずつ繰り上げ，同項第１８号中「，健康推進課，食品保健課，食品指導課及び環境衛生課」を削り，同号を同項第１２号とし，同条第１４項第１１号中「地域福祉課」を「保護自立支援課」に改め，同条第１５項に次の１号を加える。

⑿　課の庶務に関すること。

第９条第１６項に次の１号を加える。

⑹　課及び食品指導課の庶務に関すること。

第９条第１７項第２号中「（医療政策課の所掌に属するものを除く。）」を削り，同項第６号中「医療政策課」を「環境衛生課」に改め，同条第１８項第２号中「環境衛生関係施設」を「医療関係施設，薬事関係施設及び環境衛生関係施設」に改め，同項中第１２号を第１６号とし，第４号から第１１号までを４号ずつ繰り下げ，同項第３号中「環境衛生」を「医療，薬事，環境衛生及び食品衛生（病院及び診療所の給食施設に関連するもの（食品指導課の所掌に属するものを除く。）に限る。）」に改め，同号を同項第４号とし，同号の次に次の３号を加える。

⑸　死体解剖保存法（昭和２４年法律第２０４号）に基づく死体の解剖及び保存に関すること。

⑹　毒物及び劇物販売業等の登録等に関すること。

⑺　毒物及び劇物販売業等に係る監視，指導及び規制に関すること。

第９条第１８項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　医療法人の認可等に関すること。

第９条第１８項に次の１号を加える。

⑽　課の庶務に関すること。

第１２条第１項第１３号中「及びひろしまプロモーションセンター」を削る。

第１４条第５項中第２１号を第２２号とし，第５号から第２０号までを１号ずつ繰り下げ，第４号の次に次の１号を加える。

⑸　広島西飛行場跡地の整備に係る土木工事（維持補修工事を除く。）の受託施行に関すること。

第１４条第６項中第５号を削り，第６号を第５号とし，第７号から第１

６号までを１号ずつ繰り上げる。

第１５条第４項中「用地部用地監理課」を「用地部」に改め，同項中第８号を削り，第７号を第９号とし，第３号から第６号までを２号ずつ繰り下げ，第２号の次に次の２号を加える。

⑶　不動産の取得及びこれに伴う補償に関すること（環境局施設部施設課，経済観光局農林水産部農政課，都市整備局西風新都整備部，恵下埋立地建設事務所，青崎地区区画整理事務所及び西広島駅北口地区区画整理事務所の所掌に属するものを除く。）。

⑷　国が施行する道路事業のための用地の先行取得に関すること。

第１５条中第５項を削り，第６項を第５項とし，第７項から第９項までを１項ずつ繰り上げる。

第１６条第１項中第１８号を第１９号とし，第１５号から第１７号までを１号ずつ繰り下げ，第１４号の次に次の１号を加える。

⒂　局の予算及び決算の統括並びに予算執行の調整に関すること（下水道事業に係るものを除く。）。

第１７条第８号中「配当予算」の右に「及び令達予算（安佐南区役所，安佐北区役所，安芸区役所及び佐伯区役所の会計課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第２０条第１項中「，地域共生社会推進室及び監査指導室にあつては室長を」を削り，「都市機能調整担当課長」を「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」に，「広島駅周辺地区整備担当課長」を「跡地整備担当課長」に改め，「スタジアム調整担当課長を」の右に「，用地部にあつては用地企画・調整担当課長及び用地監理担当課長を」を加える。

第２３条第１項第２号中「用地係　復興用地係（安佐南区役所に限る。）」を削り，同条第２項中「区役所」を「安佐南区役所，安佐北区役所，安芸区役所及び佐伯区役所」に改め，同条第３項ただし書中「ただし」の右に「，区政調整課の分掌事務のうち，第３１号から第３３号までに掲げる分掌事務については中区役所，東区役所，南区役所及び西区役所の市民部区政調整課に限り」を加え，「ついては，」を「ついては」に改め，同項区政調整課の分掌事務第３３号中「及び地域起こし推進課」を削り，同号を同分掌事務第３６号とし，同分掌事務中第３２号を第３５号とし，第３１号を第３４号とし，第３０号の次に次の３号を加える。

㉛　現金（現金に代えて納付される証券及び下水道事業会計に属する現金を含む。）の出納，保管及び記録管理に関すること。

㉜　保管有価証券（市が保管する有価証券で市の所有に属さないものをいう。）の出納及び保管に関すること。

㉝　物品の出納，保管（使用中の物品に係る保管を除く。）及び記録管理に関すること。

第２３条第３項地域起こし推進課の分掌事務に次の１号を加える。

㊱　課の庶務に関すること。

第２３条第４項福祉課の分掌事務第４１号中「及び重度心身障害者医療の資格認定，」を「，重度心身障害者医療及び重度精神障害者通院医療の資格認定及び」に改め，同項生活課の分掌事務第８号中「健康福祉局地域福祉課」を「健康福祉局保護自立支援課」に改め，同条第６項維持管理課の分掌事務中第３６号から第３８号までを削り，第３５号を第３７号とし，第３号から第３４号までを２号ずつ繰り下げ，第２号の次に次の２号を加える。

⑶　区役所の所管事業に係る用地の寄附取得に関すること。

⑷　不動産の登記に関すること。

第２３条第６項維持管理課の分掌事務中第３９号を第３８号とし，第４０号を第３９号とし，第４１号を第４０号とし，同条第７項中「各区役所」を「安佐南区役所，安佐北区役所，安芸区役所及び佐伯区役所」に改める。

第２５条第１項中「児童に関する相談，調査，判定及び指導並びに一時保護に関する」を「次に掲げる」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　児童に関する相談に関すること。

⑵　児童及びその家庭に関する調査及び指導に関すること。

⑶　児童の児童福祉施設等への入所措置に関すること。

⑷　児童の一時保護の決定に関すること。

⑸　児童の家庭裁判所への送致に関すること。

⑹　児童相談所の施設の維持管理に関すること。

⑺　給食に関すること。

⑻　児童の社会診断に関すること。

⑼　児童虐待の防止等に関する法律の規定による接近禁止命令に関すること。

⑽　一時保護している児童に関すること。

⑾　児童の医学診断及び心理診断に関すること。

⑿　障害者総合支援法の規定による介護給付費等の支給要否決定における意見に関すること。

⒀　療育手帳の判定及び交付に関すること。

⒁　児童福祉施設への入所児童及び里親等委託児童に関すること。

⒂　里親の申出の受理及び申出者の調査に関すること。

⒃　児童福祉施設及び里親との連絡調整に関すること。

⒄　児童福祉法の規定による障害児入所給付費等の支給決定に関すること。

⒅　児童福祉法の規定による障害児通所給付費等の支給要否における意見及び障害児通所支援の措置に関する意見に関すること。

⒆　児童相談所の庶務に関すること。

第２５条第２項を次のように改める。

２　児童相談所に次の係を置く。

企画運営係

相談係

一時保護係

施設・里親係

判定係

第２５条第３項を削る。

第２６条第２項福祉課の分掌事務第１４号中「及び重度心身障害者医療の資格認定，」を「，重度心身障害者医療及び重度精神障害者通院医療の資格認定及び」に改める。

第２９条第２項を削る。

第６２条第２項に次の１号を加える。

⑷　ひろしまプロモーションセンターの庶務に関すること。

第８１条中「，区役所の部」の右に「及び区役所以外の出先機関」を加え，「，区役所以外の出先機関に医務監を」を削る。

第８２条第１項中「部長，」の右に「東京事務所，児童相談所，ひろしまプロモーションセンター及び」を加え，同条第２項中「区役所会計課長」の右に「（中区役所，東区役所，南区役所及び西区役所にあつては，区役所市民部区政調整課長）」を加える。

別表の⑴の表中「健康福祉局健康福祉・地域共生社会課」を「健康福祉局健康福祉企画課」に改め，同表広島市民生委員推薦会の項中「健康福祉局地域福祉課」を「健康福祉局地域共生社会推進課」に改める。

別表の⑵の表広島市健康福祉局指定管理者指定審議会の項中「健康福祉局健康福祉・地域共生社会課」を「健康福祉局健康福祉企画課」に改め，同表広島市社会福祉法人設立認可等審査会の項中「健康福祉局監査指導室」を「健康福祉局監査指導課」に改め，同表広島市環境影響評価審査会の項の次に次のように加える。

広島市南工場建替え等事業者選定審議会	広島市南工場建替え等事業者選定審議会規則（令和３年広島市規則第９号）の規定により，市長の諮問に応じ，南工場の建替え等に係る事業者の選定に関する事項を審議すること。	環境局施設部施設課

附　則

１　この規則は，令和３年４月１日から施行する。ただし，第２３条第４項福祉課の分掌事務第４１号の改正規定及び第２６条第２項福祉課の分掌事務第１４号の改正規定は，同年１１月１日から施行する。

２　広島市健康福祉局指定管理者指定審議会規則（平成２５年広島市規則第３２号）の一部を次のように改正する。

第９条中「健康福祉局健康福祉・地域共生社会課」を「健康福祉局健康福祉企画課」に改める。

３　広島市社会福祉法人設立認可等審査会規則（平成２５年広島市規則第３３号）の一部を次のように改正する。

第７条中「健康福祉局監査指導室」を「健康福祉局監査指導課」に改める。

４　広島市会計管理者及び区会計管理者の事務代理者に関する規則（平成１９年広島市規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第３条中「区役所会計課主任」の右に「（中区役所，東区役所，南区役所及び西区役所にあっては，区役所市民部区政調整課主任）」を加える。

５　広島市職員安全衛生管理規則（昭和６２年広島市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第２児童相談所（支援課一時保護係を除く。）の項及び別表第４児童相談所（支援課一時保護係に限る。）の項中「支援課一時保護係」を「一時保護係」に改める。

広島市規則第９号
令和３年３月29日

広島市南工場建替え等事業者選定審議会規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市南工場建替え等事業者選定審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は，広島市附属機関設置条例（昭和２８年広島市条例第３５号）第３条の規定に基づき，広島市南工場建替え等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務，組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は，市長の諮問に応じ，南工場の建替え等に係る事業者の選定に関する事項を審議するものとする。

（組織）

第３条　審議会は，委員７人以内をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は，学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから，市長が任命する。

２　委員の任期は，２年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

３　委員は，再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に，会長及び副会長各１人を置き，委員の互選によってこれを定める。

２　会長は，会務を総理する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は，会長が招集する。

２　審議会の会議は，委員の過半数が出席しなければ，開くことができない。

３　審議会の議事は，会議に出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第７条　審議会は，その所掌事務を遂行するため必要があるときは，関係者に対し，資料の提出，意見の陳述，説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は，環境局施設部施設課において処理する。

（委任規定）

第９条　この規則に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第10号
令和3年3月29日

広島市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和29年広島市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第12号中「別表第1」を「別表」に改める。

附　則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

広島市規則第11号
令和3年3月29日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

第1条　広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（平成27年広島市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条中「5の項」を「4の項」に改め，同条を第4条とする。

第6条中「6の項」を「5の項」に改め，同条を第5条とする。

第7条中「7の項」を「6の項」に改め，同条を第6条とする。

第8条中「8の項」を「7の項」に改め，同条を第7条とする。

第9条中「9の項」を「8の項」に改め，同条を第8条とする。

第10条中「10の項」を「9の項」に改め，同条を第9条とする。

第11条第1項中「11の項」を「10の項」に改め，同項第1号中「介護保険法」の右に「（平成9年法律第123号）」を加え，同条第2項中「同項の」を「当該介護サービスを提供する」に改め，同条を第10条とする。

第12条第1項中「12の項」を「11の項」に改め，同条第2項中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に改め，同条を第11条とする。

第13条第1項中「13の項」を「12の項」に改め，同条を第12条とする。

第2条　広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「12の項」を「13の項」に改め，同条を第13条とする。

第11条第1項中「11の項」を「12の項」に改め，同条を第12条とする。

第10条第1項中「10の項」を「11の項」に改め，同条を第11条とし，第9条の次に次の1条を加える。

第10条　条例別表第1の10の項の規則で定める事務は，次のとおりとする。

(1)　広島市重度精神障害者通院医療費補助条例（令和3年広島市条例第22号）第5条第1項の資格者証の交付に関する事務

(2)　広島市重度精神障害者通院医療費補助条例第6条の医療費の補助に関する事務

附　則

この規則は，令和3年11月1日から施行する。ただし，第1条の規定は，公布の日から施行する。

広島市規則第12号
令和3年3月29日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

第1条　広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年広島市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号イ中「（以下「旧介護予防訪問介護等」という。）」を削る。

第13条第2号中「（旧介護予防訪問介護等に係る保険給付に係るものを含む。）」を削り，「次に掲げる情報」を「当該申請を行う者に係る広島市重度心身障害者医療費補助条例第5条第1項の資格者証の交付に関する情報」に改め，同号アからウまでを削り，同条第3号中「（旧介護予防訪問介護等に係る保険給付に係るものを含む。）」を削り，同条第4号を削り，同条第5号中「（旧介護予防訪問介護等に係る保険給付に係るものを含む。）」を削り，「次に掲げる情報」を「当該申請を行う者に係る広島市重度心身障害者医療費補助条例第5条第1項の資格者証の交付に関する情報」に改め，同号アからウまでを削り，同号を同

条第４号とし，同条第６号中「（旧介護予防訪問介護等に係る保険給付に係るものを含む。）」を削り，同号を同条第５号とし，同条中第７号を第６号とし，第８号から第１０号までを１号ずつ繰り上げ，第１１号を削る。

第１６条中「第６条第２号」を「第５条第２号」に改める。

第１７条第１号中「第７条第１号」を「第６条第１号」に改め，同条第２号中「第７条第２号」を「第６条第２号」に改める。

第１８条第１号中「第８条第１号」を「第７条第１号」に改め，同条第２号中「第８条第２号」を「第７条第２号」に改める。

第１９条第１号中「第９条第１号」を「第８条第１号」に改め，同条第２号中「第９条第２号」を「第８条第２号」に改める。

第２０条第１号中「第１０条第１号」を「第９条第１号」に改め，同条第２号中「第１０条第３号」を「第９条第３号」に改め，同条第３号中「第１０条第４号」を「第９条第４号」に改め，同条第４号中「第１０条第６号」を「第９条第６号」に改め，同条第５号中「第１０条第７号」を「第９条第７号」に改め，同条第６号中「第１０条第１５号」を「第９条第１５号」に改め，同条第７号中「第１０条第１６号」を「第９条第１６号」に改め，同条第８号中「第１０条第１７号」を「第９条第１７号」に改める。

第２１条中「第１１条第１項第１号」を「第１０条第１項第１号」に改める。

第２２条中「第１２条第１項第１号」を「第１１条第１項第１号」に改める。

第２３条中「第１３条第１項第１号」を「第１２条第１項第１号」に改める。

第２条　広島市個人番号の利用に関する条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を次のように改正する。

第１条第１号に次のように加える。

オ　広島市重度精神障害者通院医療費補助条例（令和３年広島市条例第22号）第５条第１項の資格者証の交付に関する情報

第１条第２号に次のように加える。

オ　広島市重度精神障害者通院医療費補助条例第５条第１項の資格者証の交付に関する情報

第６条第１号及び第２号に次のように加える。

エ　広島市重度精神障害者通院医療費補助条例第５条第１項の資格者証の交付に関する情報

第１１条に次の１号を加える。

(4)　広島市重度精神障害者通院医療費補助条例第５条第１項の資格者証の交付に関する情報

第１７条第１号に次のように加える。

ク　当該申請に係る重度心身障害者に係る広島市重度精神障害者通院医療費補助条例第５条第１項の資格者証の交付に関する情報

第１８条第１号に次のように加える。

キ　当該申請に係る子どもに係る広島市重度精神障害者通院医療費補助条例第５条第１項の資格者証の交付に関する情報

第１９条第１号に次のように加える。

ケ　当該申請に係る対象児童等に係る広島市重度精神障害者通院医療費補助条例第５条第１項の資格者証の交付に関する情報

第２４条を第２５条とする。

第２３条中「２３の項」を「２４の項」に，「第１２条第１項第１号」を「第１３条第１項第１号」に改め，同条を第２４条とする。

第２２条中「２２の項」を「２３の項」に，「第１１条第１項第１号」を「第１２条第１項第１号」に改め，同条を第２３条とする。

第２１条中「２１の項」を「２２の項」に，「第１０条第１項第１号」を「第１１条第１項第１号」に改め，同条を第２２条とし，第２０条の次に次の１条を加える。

第２１条　条例別表第２の２１の項の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同項の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)　広島市個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務を定める規則第１０条第１号の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

ア　当該申請に係る重度精神障害者に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

イ　当該申請に係る重度精神障害者に係る児童福祉法第５６条第１項の負担能力の認定又は同条第２項の費用の徴収に関する情報（同法第２７条第１項第３号又は第２項の措置に係るものに限る。）

ウ　当該申請に係る重度精神障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第１項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

エ　当該申請に係る重度精神障害者に係る生活保護実施関係情報

オ　当該申請に係る重度精神障害者又は当該重度精神障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税又は道府県民税に関する情報

カ　当該申請に係る重度精神障害者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ　当該申請に係る重度精神障害者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５４条第１項の支給認定に関する情報

ク　当該申請に係る重度精神障害者に係る広島市重度心身障害者医療費補助条例第５条第１項の資格者証の交付に関する情報

ケ　当該申請に係る重度精神障害者に係る広島市こども医療費補助条例第６条第１項の資格者証の交付に関する情報

コ　当該申請に係る重度精神障害者に係る広島市ひとり親家庭等医療費補助条例第５条第１項の資格者証の交付に関する情報

(2)　広島市個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務を定める規則第１０条第２号の医療費の補助の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る重度精神障害者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

附　則

この規則は，令和３年１１月１日から施行する。ただし，第１条の規定は，公布の日から施行する。

広島市規則第13号

令和3年3月29日

広島市公印管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市公印管理規則の一部を改正する規則

広島市公印管理規則（昭和２７年広島市規則第３９号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の表２１の項及び２２の項中「区役所会計課」の右に「（中区役所，東区役所，南区役所及び西区役所にあつては，区役所区政調整課）」を，「会計課長」の右に「（中区役所，東区役所，南区役所及び西区役所にあつては，区政調整課長）」を加え，同表２４の項中「児童相談所相談課」を「児童相談所」に，「相談課長」を「企画運営担当課長」に改める。

別表第１の２の表３０の項及び３１の項中「健康福祉局健康福祉・地域共生社会課」を「健康福祉局健康福祉企画課」に，「健康福祉・地域共生社会課長」を「健康福祉企画課長」に改め，同表３６の項及び３７の項中「（地域医療係及び市立病院係に限る。）」を削り，同表４６の項及び４７の項中「児童相談所相談課」を「児童相談所」に，「相談課長」を「企画運営担当課長」に改め，同表５３の項中「ひろしまプロモーションセンター所長」を「ひろしまプロモーションセンター次長」に改め，同表６６の項中「，独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務」を削り，同表１０３の項中「(116)」を削り，「(117)」を「(116)」に，「(118)」を「(117)」に改め，同表１０４の項中「(119)」を「(118)」に，「(120)」を「(119)」に，「(121)」を「(120)」に改め，同表１０５の項中「(122)」を「(121)」に，「(123)」を「(122)」に，「(124)」を「(123)」に改め，同表１０６の項中「(125)」を「(124)」に改め，同表１０７の項中「(126)」を「(125)」に改め，同表１０８の項中「(127)」を「(126)」に，「(128)」を「(127)」に，「(129)」を「(128)」に改める。

別表第２の２の表中第１１６号を削り，第１１７号を第１１６号とし，第１１８号から第１２９号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第14号

令和3年3月29日

広島市役所庁内取締規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市役所庁内取締規則の一部を改正する規則

広島市役所庁内取締規則（昭和３２年広島市規則第６１号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「都市機能調整担当課長」を「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」に改め，「スタジアム調整担当課長」の右に「，道路交通局用地部にあつては用地企画・調整担当課長」を加え，同項第２号中「道路交通局都市交通部」を「道路交通局の用地部及び都市交通部」に改める。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第15号

令和3年3月29日

広島市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市財産規則の一部を改正する規則

広島市財産規則（昭和５６年広島市規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項各号列記以外の部分中「都市機能調整担当課長」を「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」に改め，「スタジアム調整担当課長」の右に「，道路交通局用地部にあつては用地企画・調整担当課長」を，「会計室」の右に「，児童相談所，東京事務所」を，「身体障害者更生相談所」の右に「，ひろしまプロモーションセンター」を，「次長」の右に「（児童相談所にあつては，同所の庶務を担当する次長に限る。）」を加え，「児童相談所及び」を削り，同項第１号中「都市整備局スタジアム建設部」の右に「，道路交通局用地部」を加える。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第16号
令和３年３月29日

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

広島市予算の編成及び執行に関する規則（昭和４３年広島市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第２０条第１１号中「（昭和４８年広島市条例第６２号）」の右に「，広島市重度精神障害者通院医療費補助条例（令和３年広島市条例第22号）」を加え，同条中第１６号を第１７号とし，第１３号から第１５号までを１号ずつ繰り下げ，第１２号の次に次の１号を加える。

(13)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく検査に係る負担金及びこれに係る審査手数料

別表第１地方特例交付金の項を次のように改める。

地方特例交付金	地方特例交付金	地方特例交付金	地方特例交付金
	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金

別表第１県支出金の項中「農林業施設災害復旧費負担金」を「土木施設災害復旧費負担金」，「教育施設災害復旧費負担金」に，「総務費交付金」を「総務費交付金市民生活費交付金」に改め，同表市債の項中

「

臨時税収補てん債	臨時税収補てん債
減税補てん債	減税補てん債

」を

「

減税補塡債	減税補塡債

」に，「減収補てん債」を「減収補塡債」に改める。

別表第５市民局の項中

「

国際交流課長	国際交流課

」を

「

国際化推進課長	国際化推進課

」に改め，同表健康福祉局の項中

「

健康福祉・地域共生社会課長	健康福祉・地域共生社会課長	健康福祉・地域共生社会課，地域共生社会推進室，監査指導室
	地域福祉課長	地域福祉課

」を

「

健康福祉企画課長	健康福祉企画課長	健康福祉企画課
	地域共生社会推進課長	地域共生社会推進課
	監査指導課長	監査指導課
	保護自立支援課長	保護自立支援課

」に，

「

障害福祉課長	障害福祉課，障害自立支援課，精神保健福祉課

」を

「

障害福祉課長	障害福祉課
障害自立支援課長	障害自立支援課
精神保健福祉課長	精神保健福祉課

」に改め，同表こども未来局の項中「相談課長」を「児童相談所の庶務を担当する次長」に改め，同表経済観光局の項中

「

経済企画課長	経済企画課，ひろしまプロモーションセンター

」を

「

経済企画課長	経済企画課
ひろしまプロモーションセンター次長	ひろしまプロモーションセンター

」に改め，同表都市整備局の項中「都市機能調整部都市機能調整担当課長」を「都市機能調整部紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」に改め，同表道路交通局の項中「用地監理課長」を「用地企画・調整担当課長」に改め，同表区役所の項中

「

会計課長	会計課

」を

「

会計課長（安佐南区役所，安佐北区役所，安芸区役所及び佐伯区役所に限る。）	会計課（安佐南区役所，安佐北区役所，安芸区役所及び佐伯区役所に限る。）

」に改める。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。ただし，別表第１市債の項の改正規定は公布の日から，第２０条第１１号の改正規定は同年１１月１日から施行する。

広島市規則第17号

令和3年3月29日

広島市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市物品管理規則の一部を改正する規則

広島市物品管理規則（昭和44年広島市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「区役所会計課」の右に「（中区役所，東区役所，南区役所及び西区役所にあつては，区役所市民部区政調整課。次項において同じ。）」を加える。

第14条第1項第26号中「災害」の右に「その他緊急事態」を加え，同条第2項第3号中「児童相談所相談課」を「児童相談所」に改める。

別表第1の(1)の表中「，健康福祉・地域共生社会課，地域共生社会推進室及び監査指導室にあつては健康福祉・地域共生社会課，障害福祉部に属する課にあつては障害福祉課」及び「，用地部に属する課にあつては用地監理課」を削り，同表都市整備局都市機能調整部の項中「都市機能調整担当課長」を「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」に改め，同表中

「

道路交通局都市交通部	公共交通計画担当課長

」を

「

道路交通局用地部	用地企画・調整担当課長
道路交通局都市交通部	公共交通計画担当課長

」に改め，同表児童相談所の項中「相談課長」を「次長（児童相談所の庶務を担当する次長に限る。）」に改める。

別表第2の(1)の表ひろしまプロモーションセンターの項中「所長」を「次長」に改める。

附　則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

広島市規則第18号

令和3年3月29日

広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

広島市債権管理事務取扱規則（昭和41年広島市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「都市機能調整担当課長」を「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」に改め，「スタジアム調整担当課長」の右に「，道路交通局用地部にあつては用地企画・調整担当課長」を，「，会計室」の右に「，児童相談所，東京事務所」を，「身体障害者更生相談所」の右に「，ひろしまプロモーションセンター」を加え，「，児童相談所及び」を「（児童相談所にあつては，同所の庶務を担当する次長に限る。），」に，「及び中等教育学校」を「，中等教育学校及び特別支援学校」に改め，同号ア中「道路交通局都市交通部」を「道路交通局の用地部及び都市交通部」に改める。

附　則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

広島市規則第19号

令和3年3月29日

広島市運動場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市運動場条例施行規則の一部を改正する規則

広島市運動場条例施行規則（平成13年広島市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中「及び広島市南観音運動広場」を「，広島市南観音運動広場及び広島市筒瀬運動広場」に改める。

別表の(2)の表運動広場の項中「広島市沼田運動広場」の右に「，広島市筒瀬運動広場」を加える。

附　則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

広島市規則第20号
令和３年３月29日

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市工業技術センター条例施行規則（昭和６２年広島市規則第４７号）の一部を次のように改正する。

別表第２電子電気関係の項中「

１件につき	４，８２０円

」を「

１件１時間につき	５，０１０円

」に改める。

附　則

１　この規則は，令和３年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に依頼のあった設計に係る手数料については，なお従前の例による。

広島市規則第21号
令和３年３月29日

広島市こども医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市こども医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則

広島市こども医療費補助条例施行規則（昭和４８年広島市規則第１０３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「総所得金額」の右に「（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得又は同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には，同法第２８条第２項の規定により計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定により計算した金額の合計額から１０万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には，零とする。）と同項第２号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第１項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）」を加え，「山林所得金額，同法」を「山林所得金額，地方税法」に改め，「第３５条の２第１項」の右に「，第３５条の３第１項」を加え，同条第２項第３号を次のように改める。

⑶　地方税法第３１４条の２第１項第８号に規定する控除を受けた者　２７万円

第３条第２項中第４号を第５号とし，第３号の次に次の１号を加える。

⑷　地方税法第３１４条の２第１項第８号の２に規定する控除を受けた者　３５万円

第９条第１項第１号中「継続療養証明書」を「特別療養証明書，継続療養受療証明書」に改める。

附則第２項を次のように改める。

２　広島市こども医療費補助条例の一部を改正する条例（令和３年広島市条例第20号）の施行の際現に同条例附則第２項に規定する保護者に対し交付されている受給者証の有効期間の末日は，第６条第２項の規定にかかわらず，令和３年１２月３１日とする。

附則中第３項を第５項とし，第２項の次に次の２項を加える。

３　前項の規定による有効期間の末日に引き続く期間に係る受給者証の更新を受ける場合の受給者証の有効期間の初日は，第６条第２項の規定にかかわらず，令和４年１月１日とする。

４　前項に規定する受給者証の更新は，第６条第４項の規定にかかわらず，令和４年１月１日に行うものとする。

附　則

１　この規則は，公布の日から施行する。ただし，附則第２項の改正規定及び附則中第３項を第５項とし，第２項の次に２項を加える改正規定は，令和４年１月１日から施行する。

２　改正後の第３条の規定は，令和２年以後の所得の額の計算について適用し，令和元年以前の所得の額の計算については，なお従前の例による。この場合において，当該計算に係る改正前の第３条第２項第３号の規定の適用については，同号中「地方税法」とあるのは，「地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法」とする。

広島市規則第22号
令和3年3月29日

広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則

広島市安芸市民病院事業財務会計規則（平成26年広島市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第40条を次のように改める。

第40条　削除

第137条第1項中「健康福祉局健康福祉・地域共生社会課長」を「健康福祉局健康福祉企画課長」に改める。

附　則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

広島市規則第23号
令和3年3月29日

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年広島市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（収集及び運搬の禁止の対象となる一般廃棄物）

第4条の3　条例第8条の2第1項に規定する市長が定める一般廃棄物は，第2条第6号に掲げる資源ごみとする。

附　則

この規則は，令和3年10月1日から施行する。

広島市規則第24号
令和3年3月29日

広島市火葬場等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市火葬場等条例施行規則の一部を改正する規則

広島市火葬場等条例施行規則（昭和37年広島市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表を次のように改める。

(2)　葬儀場の使用料

区分		使用料の額（1時間につき）
大式場	市民	円 5，000
	その他	8，000
中式場	市民	3，900
	その他	6，300
遺族控室	市民	700
	その他	1，200
多目的室	市民	2，080
	その他	3，350

附　則

1　この規則は，令和3年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の日前に申請のあった葬儀火葬場の使用に係る使用料については，なお従前の例による。

広島市規則第25号
令和３年３月29日

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

広島市自転車等駐車場条例施行規則（昭和６０年広島市規則第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第１４条第１項」を「第１２条第１項」に改める。

第５条第２項中「及び」を「，」に改め，「広島市富士見町第三自転車等駐車場」の右に「及び広島市広島駅南口第二自転車等駐車場」を加える。

第６条第４項中「第１４条第１項」を「第１２条第１項」に改める。

第８条第４項から第８項までを削る。

第９条の見出し中「料金」を「利用料金又は駐車料金」に改め，同条中「第８条第２項」を「第１６条第２項（同条第８項において準用する場合を含む。）」に改める。

第１０条を削る。

第１１条第２項中「駐車料金」を「利用料金」に改め，同条に次の１項を加える。

３　条例第１６条第８項の規定により同条第１項，第２項，第４項及び第６項の規定を同条第７項の場合について準用する場合における前項の規定の適用については，同項中「利用料金」とあるのは「駐車料金」とする。

第１１条を第１０条とする。

第１２条中「第１１条」を「第８条」に改め，同条を第１１条とする。

第１３条中「第１５条第１項」を「第１３条第１項」に改め，同条を第１２条とする。

附　則

１　この規則は，令和４年４月１日から施行する。ただし，第５条第２項の改正規定は，公布の日から施行する。

２　この規則の施行の日前に発行された改正前の第１０条第１項の回数駐車券の使用については，なお従前の例による。

広島市規則第26号
令和３年３月29日

広島市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

広島市下水道条例施行規則（昭和４７年広島市規則第８２号）の一部を次のように改正する。

第９条中「条例第１２条第１項本文」を「浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第１２条の１１及び条例第１２条第１項本文」に改める。

第２４条第３号中「（昭和５８年法律第４３号）」を削る。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第27号
令和３年３月29日

広島市市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

広島市市営住宅等条例施行規則（平成９年広島市規則第９８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第１号中「その他婚姻の予約者」を「，婚姻の予約者その他日常生活において相互に協力し合うことを約した者として市長が認める者」に改める。

第１８条第１項第１号ア中「含む。）」の右に「，日常生活において相互に協力し合うことを約した者として市長が認める者」を加え，同号イ中「その他婚姻の予約者」を「，婚姻の予約者その他日常生活において相互に協力し合うことを約した者として市長が認める者」に改める。

第２１条第１項第１号中「その他婚姻の予約者」を「，婚姻の予約者その他日常生活において相互に協力し合うことを約した者として市長が認める者」に改める。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第28号
令和3年3月29日

広島市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市火災予防規則の一部を改正する規則

広島市火災予防規則（昭和３７年広島市規則第４６号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２項第３号中「第１３号」を「第１４号」に改める。

第１２条第１項中「第１３号」を「第１４号」に，「同項第１４号」を「同項第１５号」に改め，同条第２項第２号中「第１３号」を「第１４号」に改め，同項第３号中「第５６条第１項第１４号」を「第５６条第１項第１５号」に改める。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第29号
令和3年3月31日

広島市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

広島市予防接種健康被害調査委員会規則（昭和５６年広島市規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項第１号を次のように改める。

⑴　本市の区域内で事業を行う医師会の会員

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第30号
令和3年3月31日

広島市公共事業再評価審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市公共事業再評価審議会規則の一部を改正する規則

広島市公共事業再評価審議会規則（平成２５年広島市規則第４３号）の一部を次のように改正する。

第３条中「６人」を「７人」に改める。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第31号
令和3年3月31日

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則（昭和４７年広島市規則第６２号）の一部を次のように改正する。

第２条中第２０号を第２１号とし，第１９号を第２０号とし，第１８号の次に次の１号を加える。

⒆　広島市下水道条例（昭和４７年広島市条例第９６号）第４４条の規定による使用料

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第32号
令和３年３月31日

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

第１条　広島市衛生事務委任に関する規則（昭和３１年広島市規則第３５号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項第４号ア中「同条第６項」を「同条第８項」に，「同条第２項（同条第５項及び第６項において準用する場合を含む。）」を「同条第４項（同条第７項及び第８項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同条第２項」に，「同条第３項（同条第５項及び第６項において準用する場合を含む。）」を「同条第４項（同条第７項及び第８項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同条第３項」に，「同条第４項」を「同条第６項」に改め，同号イ中「第１３条第１項（同条第５項」を「第１３条第１項（同条第７項」に，「第２項（同条第５項」を「第２項（同条第７項」に，「同条第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）」を「同条第５項（同条第７項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同条第３項」に，「同条第４項（同条第５項において準用する場合を含む。）」を「同条第５項（同条第７項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同条第４項」に改め，同号オ中「同条第４項」を「同条第５項」に，「及び同条第８項」を「，同条第８項の規定による質問又は調査の命令，同条第１３項」に改め，「報告」の右に「及び同条第１４項の規定による質問又は調査の結果の通報」を加え，同号ネ中「第３７条第３項」を「第３７条第４項」に改め，同号ヒ中「第４４条の３第１項」の右に「及び第２項」を加え，「同条第２項の規定による」を削り，同号モ中「第５０条の２第１項」の右に「及び第２項」を加え，「同条第２項の規定による」を削り，同項第６号オ中「第３２条第１項」を「第６６条第１項」に改め，同号オを同号カとし，同号エ中「第２７条第１項（第３２条第３項」を「第６１条第１項（第６６条第３項」に改め，同号中エをオとし，アからウまでをイからエまでとし，同号にアとして次のように加える。

ア　第１８条第１項第２号の規定による指導及び助言に関すること。

第１条第１項第７号の２中「第１条」を「第１条の５」に改め，同項第１６号カ中「第９項」を「第１３項」に改め，同号キ中「第１４条第１０項」を「第１４条第１４項」に改め，同号テ中「及び第４項」を「，第４項及び第５項」に改め，「立入検査」の右に「，質問」を加え，同号ト中「第２項」を「第３項」に改め，同項第１９号キ中「立入検査」の右に「，質問」を加え，同項第２０号ソ中「第３６条の３第１項」を「第３６条の３」に改め，同項第２１号イ中「立入検査」の右に「，質問」を加え，同項第２２号ケ中「立入検査」の右に「及び質問」を加え，「への」を「に係る」に改め，同項第４３号イ及びカ中「及び立入検査」を「，立入検査及び質問」に改め，同項第５４号中ウを削り，エをウとし，オをエとする。

第２条　広島市衛生事務委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第１条第１項第４８号ウ及びエ中「第６２条第１項」を「第６８条第１項」に改め，同号カ中「第５２条から第５６条まで（第６２条第１項」を「第５５条から第６１条まで（第６８条第１項」に改め，「受理」の右に「，営業の届出の受理，回収の届出の受理」を加え，同項第４８号の２を削り，同項第４９号中「第７１条の規定による申請書及び届出書の記載事項の変更の届出に関すること。」を「に規定する事務のうち，次に掲げるもの」に改め，同号に次のように加える。

ア　第７１条の規定による申請書及び届出書の記載事項の変更の届出に関すること。

イ　第７１条の２の規定による廃業の届出に関すること。

第１条第１項第５０号中「食品衛生に関する条例（昭和２６年広島県条例第４９号）」を「食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（令和２年広島県条例第４９号）附則第２項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による廃止前の食品衛生に関する条例（昭和２６年広島県条例第４９号）の規定」に改め，同号ア中「第３条」を「第３条第４項」に改め，「営業施設の認定並びに」及び「交付，」を削り，同項第５１号中「食品衛生に関する条例施行規則（昭和２６年広島県規則第１１４号）」を「食品衛生に関する条例施行規則及びかきの処理をする作業場に関する条例施行規則を廃止する規則（令和２年広島県規則第６３号）附則第２項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の食品衛生に関する条例施行規則（昭和２６年広島県規則第１１４号）の規定」に改め，同項第５２号中「かきの処理をする作業場に関する条例（昭和３３年広島県条例第６４号）」を「食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例附則第２項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による廃止前のかきの処理をする作業場に関する条例（昭和３３年広島県条例第６４号）の規定」に改め，同号中アを削り，イをアとし，ウをイとし，エを削り，オをウとし，カからサまでをエからケまでとし，同項第５４号中エをオとし，ウの次に次のように加える。

エ　第１０条の２第１項の規定による食品の回収の届出の受理に関すること。

附　則

この規則は，令和３年６月１日から施行する。ただし，第１条の規定は，公布の日から施行する。

広島市規則第33号
令和3年3月31日

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則（平成14年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中第18号を削り，第17号を第18号とし，第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ，第11号の次に次の1号を加える。

(12)　社会福祉法人広島市社会福祉協議会

附　則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

広島市規則第34号
令和3年3月31日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年広島市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

広島市規則第35号
令和3年3月31日

広島市公務災害等見舞金等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市公務災害等見舞金等支給規則の一部を改正する規則

広島市公務災害等見舞金等支給規則（昭和49年広島市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「職員で」を「職員のうち」に改め，「のうち，通年任用の職員（一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）第24条第3項に規定する通年任用の職員をいう。）」を削り，「場合」の右に「その他市長が定める事由に該当する場合」を加える。

附　則

1　この規則は，公布の日から施行する。

2　改正後の広島市公務災害等見舞金等支給規則の規定は，この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る休業等補償金について適用し，同日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る休業等補償金については，なお従前の例による。

広島市規則第36号
令和3年3月31日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項中「あつては別表第1の2」を「あつては同表」に改める。

第24条第2項中「定める者」を「別に定めるところによる場合」に改める。

第24条の2第10項に後段として次のように加える。

この場合において，基本報酬が日額又は時間額である者に支給する休日勤務手当に相当する報酬には，基本報酬が含まれるものとする。

別表第1の2種の項中「（健康福祉局監査指導室長を除く。）」を削り，同表3種の項中「，担当課長及び健康福祉局監査指導室長」を「及び担当課長」に改め，「児童相談所」の右に「，ひろしまプロモーションセンター」を加え，同表6種の項中

「

4	中央卸売市場東部市場の次長並びに精神保健福祉センタ

一，看護専門学校，児童相談所，中央卸売市場中央市場及び中央卸売市場食肉市場の課長 ５　認定こども園長及び保育園長で市長が認めたもの

を「

４　中央卸売市場東部市場の次長並びに精神保健福祉センター，看護専門学校，中央卸売市場中央市場及び中央卸売市場食肉市場の課長 ５　児童相談所の担当課長 ６　認定こども園長及び保育園長で市長が認めたもの

に「

改め，同表７種の項中

「

認定こども園長及び保育園長

を「

「

１　市役所サービス・コーナー及び旅券センターの所長 ２　認定こども園長及び保育園長

に「

改める。

別表第１の３教育職給料表(4)の項の前に次のように加える。

行政職給料表	４級	７種	２１，６００円

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第37号

令和３年３月31日

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和５７年広島市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中第４号を削り，第５号を第４号とし，第６号を第５号とし，第７号を第６号とし，同条第３項中第２号を第３号とし，第１号の次に次の１号を加える。

(2)　児童相談所職員　勤務１か月につき２万円

第７条第３項を同条第４項とし，同条第２項中「第８条第１項第２号」を「第８条第１項第３号」に改め，同項を同条第３項とし，同条第１項の次に次の１項を加える。

２　条例第８条第１項第２号に規定する市長の定める職員は，児童相談所において児童の福祉に関する相談，調査，判定及び指導並びに児童の一時保護の業務に従事することを本務とする職員並びにこれらの職員を指導監督する職員（以下「児童相談所職員」という。）とする。

第８条第１項第１号中「道路交通局用地部用地補償課」を「道路交通局用地部」に改める。

広島市規則第38号

令和３年３月31日

広島市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市市税規則の一部を改正する規則

広島市市税規則（昭和４３年広島市規則第５５号）の一部を次のように改正する。

別表第１第５項第２号エ(イ)中「半壊」を「中規模半壊又は半壊」に改め，同表備考中「又は」を「，中規模半壊又は」に改める。

別表第２第３項第２号イ(ウ)中「半壊」を「中規模半壊又は半壊」に改める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

広島市規則第39号
令和3年3月31日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区（安佐南区，安佐北区，安芸区及び佐伯区をいう。以下同じ。）にあつては，区会計管理者）」に改める。

第7条から第9条までの規定中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改める。

第10条及び第11条中「及び区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改める。

第19条第2項に次の1号を加える。

(24)　寄附金（出納員（企画総務局総務課長に限る。）の口座に振り込む方法により納付されるもののうち納入者から領収証書の交付を要しない旨の申出のあつたもの及び指定代理納付者に納付させることを承認したものに限る。）

第31条の6第1項中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改め，同条第2項中「区会計管理者」を「会計課設置区の区会計管理者」に改める。

第32条第3項及び第33条第2項中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改める。

第37条を次のように改める。

第37条　削除

第38条第1号中「の主標金額」を削り，同号ただし書中「のあるもので，債権者に金額全部を訂正のうえ認印させ，主管課長が欄外に証印したもの」を「があると主管課長が認めた訂正」に改め，同条中第3号を削り，第4号を第3号とする。

第40条第1項中「又は区会計管理者（中区会計管理者を除く」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者」に改め，同条第2項中「又は区会計管理者は」を「は」に改める。

第51条中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改める。

第52条中「及び区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改める。

第53条中「又は区会計管理者は」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）は」に改める。

第54条に次の3号を加える。

(36)　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定に基づく扶助費

(37)　児童手当

(38)　児童扶養手当

第58条第1項ただし書中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改める。

第59条第5項中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改め，同項を同条第6項とし，同条中第4項を第5項とし，第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2　第38条（第1号に係る部分に限る。）の規定は，前項の規定により作成された精算書について準用する。

第64条第6項中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改め，同項を同条第7項とし，同条中第5項を第6項とし，第4項を第5項とし，同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め，同項を同条第4項とし，同条中第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2　第38条（第1号に係る部分に限る。）の規定は，前項の規定により作成された精算書について準用する。

第67条第1項中「又は区会計管理者は」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者。第3項及び第4項において同じ。）は」に改め，同条第3項中「及び区会計管理者」を削り，同条第4項中「又は区会計管理者」を削る。

第68条中「及び区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改める。

第69条第1項中「及び区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者。以下この条において同じ。）」に改め，同条第3項ただし書中「又は区会計管理者」を削り，同条第4項中「及び区会計管理者」を削り，同条第5項中「又は区会計管理者は」を「は」に改める。

第72条中「第59条第2項」を「第59条第3項」に改める。

第77条中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改める。

第77条の2第1号中「及び中区選挙管理委員会事務局」を「，東区役所，南区役所，西区役所，中区選挙管理委員会事務局，東区選挙管理委員会事務局，南区選挙管理委員会事務局，西区選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局」に改める。

第80条中「会計課」の右に「（中区役所，東区役所，南区役所及び西区役所にあつては，区政調整課）」を加える。

第81条第4項中「会計課勤務」の右に「（中区役所，東区役所，南区役所及び西区役所にあつては，区政調整課勤務）」を加える。

第109条第1項中「又は区会計管理者から」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者。以下この項において同じ。）から」に改め，「又は区会計管理者が」を「が」に改める。

第110条及び第111条中「又は区会計管理者から」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者。以下この条において同じ。）から」に改め，「又は区会計管理者に」を「に」に改める。

第112条中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改める。

第114条中「又は区会計管理者から」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者。以下この条において同じ。）から」に改め，「又は区会計

管理者に」を「に」に改める。

第１１５条第１項中「ときは，」の右に「その日に」を加え，「（以下「支払済通知書等」という。）の所定の欄に当該金融機関の支払印を押印して，その日に当該支払済通知書等」を削り，「又は区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改め，同条第２項を削る。

第１１６条中「より，」の右に「会計課設置区の」を加える。

第１２２条第４項中「，これに領収印を徴して」を削る。

第１４２条中第５項を第６項とし，第４項を第５項とし，第３項を第４項とし，同条第２項中「区会計管理者」を「会計課設置区の区会計管理者」に改め，同項を同条第３項とし，同条第１項の次に次の１項を加える。

２　中区，東区，南区及び西区の区会計管理者は，保管有価証券出納簿及び金券受払簿を備えなければならない。

別表第１市民局の項中

「

国際交流課	国際交流課長

」を

「

国際化推進課	国際化推進課長

」に改め，

同表健康福祉局の項中

「

健康福祉・地域共生社会課，地域共生社会推進室，監査指導室	健康福祉・地域共生社会課長
地域福祉課	地域福祉課長

」を

「

健康福祉企画課	健康福祉企画課長
地域共生社会推進課	地域共生社会推進課長
監査指導課	監査指導課長
保護自立支援課	保護自立支援課長

」に，

「

障害福祉部	障害福祉課，障害自立支援課，精神保健福祉課	障害福祉課長

」を

「

障害福祉部	障害福祉課	障害福祉課長
	障害自立支援課	障害自立支援課長
	精神保健福祉課	精神保健福祉課長

」に改め，同表こども未来局の項中「相談課長」を「児童相談所次長（同所の庶務を担当する次長に限る。）」に改め，同表経済観光局の項中

「

経済企画課，ひろしまプロモーションセンター	経済企画課長

」を

「

経済企画課	経済企画課長
ひろしまプロモーションセンター	ひろしまプロモーションセンター次長

」に改め，同表都市整備局の項中「都市機能調整部都市機能調整担当課長」を「都市機能調整部紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」に改め，同表道路交通局の項中「用地監理課長」を「用地企画・調整担当課長」に改め，同表区役所の項中

「

会計課

」を

「

会計課（安佐南区役所，安佐北区役所，安芸区役所及び佐伯区役所に限る。）

」に改める。

別表第３の(1)の表市民局の項中「国際平和推進部国際交流課」を「国際平和推進部国際化推進課」に改め，同表健康福祉局の項中「健康福祉・地域共生社会課」を「健康福祉企画課」に，「地域福祉課」を「地域共生社会推進課」に改め，同表都市整備局の項中「都市機能調整担当課長」を「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」に改め，同表競輪事務局の項の次に次のように加える。

中央卸売市場中央市場	市場総括担当課長	(1)　会議室使用料の収納

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第40号

令和３年３月31日

広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　　松　井　一　實

広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部を改正する規則

広島市職員の給与等の支払に関する規則（昭和３３年広島市規則第１８号）の一部を次のように改正する。

第５条中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区（安佐南区，安佐北区，安芸区及び佐伯区をいう。以下同じ。）にあつては，区会計管理者）」に改める。

第８条及び第１１条中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改める。

第１５条第１項中「中「会計管理者又は区会計管理者」を「中「会計管理者（会計課設置区（安佐南区，安佐北区，安芸区及び佐伯区をいう。以下同じ。）にあつては，区会計管理者）」に，「，「会計管理者又は区会計管理者」を「，「会計管理者（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改め，同条第２項中「中「会計管理者又は区会計管理者」を「中「会計管理者（会計課設置区（安佐南区，安佐北区，安芸区及び佐伯区をいう。以下同じ。）にあつては，区会計管理者）」に，「，「会計管理者又は区会計管理者」を「，「会計管理者（会計課設置区にあつては，区会

計管理者）」に改める。

別表市民局の項中「国際平和推進部国際交流課」を「国際平和推進部国際化推進課」に改め，同表健康福祉局の項中

「

健康福祉・地域共生社会課	課長	局長，健康福祉・地域共生社会課，地域共生社会推進室，監査指導室

」を

「

健康福祉企画課	課長	局長，健康福祉企画課
地域共生社会推進課	課長	地域共生社会推進課
監査指導課	課長	監査指導課

」に，「地域福祉課」を「保護自立支援課」に改め，同表都市整備局の項中「都市機能調整担当課長」を「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」に改め，同表道路交通局の項中

「

用地部用地監理課	課長

」を

「

用地部	用地企画・調整担当課長

」に改め，同表区役所の項中

「

会計課	課長	会計課

」を

「

会計課（安佐南区役所，安佐北区役所，安芸区役所及び佐伯区役所に限る。）	課長	会計課

」に改め，同表児童相談所相談課の項中「児童相談所相談課」を「児童相談所」に，「課長」を「次長（児童相談所の庶務を担当する次長に限る。）」に改め，同表ひろしまプロモーションセンターの項中「所長」を「次長」に改め，同表教育委員会事務局の項中「（放課後児童クラブ指導員を除く。）」を削り，同表小学校の項中「，放課後児童クラブ指導員」を削る。

附　則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

広島市規則第41号

令和3年3月31日

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年広島市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の110」を「100分の107．5」に改める。

附　則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

広島市規則第42号

令和3年3月31日

広島市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

広島市特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成24年広島市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第3項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

附　則

この規則は，令和3年6月9日から施行する。

広島市規則第43号
令和３年３月31日

広島市ひとり親家庭等医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市ひとり親家庭等医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則

広島市ひとり親家庭等医療費補助条例施行規則（昭和５４年広島市規則第７１号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項第１号中「継続療養証明書」を「特別療養証明書，継続療養受療証明書」に改める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

広島市規則第44号
令和３年３月31日

広島市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則

（広島市子ども・子育て支援法施行細則等の一部改正）

第１条　第１号に掲げる規則の規定中「地方税法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法」に改め，第２号に掲げる規則の規定中「地方税法」を「地方税法等の一部を改正する法律第１条の規定による改正前の地方税法」に改める。

⑴　広島市子ども・子育て支援法施行細則（平成２７年広島市規則第１号）別表備考の４，広島市阿戸認定こども園条例施行規則（平成２７年広島市規則第４９号）別表第１備考の４，広島市保育の実施等に関する規則（昭和６２年広島市規則第２９号）別表備考の４及び広島市保育園条例施行規則（昭和２３年１０月４日広島市規則第３８号）別表第１備考の４

⑵　広島市子ども・子育て支援法施行細則別表備考の６，広島市阿戸認定こども園条例施行規則別表第１備考の６，広島市保育の実施等に関する規則別表備考の６及び広島市保育園条例施行規則別表第１備考の６

（広島市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正）

第２条　広島市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

別表備考の３中「及び備考の６」を削り，同表中備考の４を削り，備考の５を備考の４とし，その次に次のように加える。

５　所得割合算額の計算においては，地方税法第２９２条第１項第９号に規定する扶養親族のうち１６歳未満の者の数が２人を超える場合は，教育・保育給付認定子どもの保護者の属する世帯の所得割合算額から２人を超える１人ごとに２万２，８００円を控除した額を所得割合算額とする。

別表中備考の６を削り，備考の７を備考の６とし，備考の８を備考の７とし，同表備考の９中「備考の１１」を「備考の１０」に改め，同表備考の９を同表備考の８とし，同表備考の１０中「備考の１１」を「備考の１０」に改め，同表中備考の１０を備考の９とし，備考の１１を備考の１０とし，備考の１２を備考の１１とする。

（広島市阿戸認定こども園条例施行規則の一部改正）

第３条　広島市阿戸認定こども園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第１備考の３中「及び備考の６」を削り，同表中備考の４を削り，備考の５を備考の４とし，その次に次のように加える。

５　所得割合算額の計算においては，地方税法第２９２条第１項第９号に規定する扶養親族のうち１６歳未満の者の数が２人を超える場合は，乳幼児の保護者の属する世帯の所得割合算額から２人を超える１人ごとに２万２，８００円を控除した額を所得割合算額とする。次表において同じ。

別表第１備考の６を削り，同表備考の７中「同法第２９２条第１項第２号」を「地方税法第２９２条第１項第２号」に改め，同表中備考の７を備考の６とし，備考の８を備考の７とし，同表備考の９中「備考の１１」を「備考の１０」に改め，同表備考の９を同表備考の８とし，同表備考の１０中「備考の１１」を「備考の１０」に改め，同表中備考の１０を備考の９とし，備考の１１を備考の１０とする。

（広島市保育の実施等に関する規則の一部改正）

第４条　広島市保育の実施等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表備考の３中「及び備考の６」及び「。備考の６において同じ」を削り，同表中備考の４を削り，備考の５を備考の４とし，その次に次のように加える。

５　所得割合算額の計算においては，地方税法第２９２条第１項第９号に規定する扶養親族のうち１６歳未満の者の数が２人を超える場合は，乳幼児の扶養義務者の属する世帯の所得割合算額から２人を超える１人ごとに２万２，８００円を控除した額を所得割合算額とする。

別表中備考の６を削り，備考の７を備考の６とし，備考の８を備考の７とし，同表備考の９中「備考の１１」を「備考の１０」に改め，同表備考の９を同表備考の８とし，同表備考の１０中「備考の１１」を「備考の１０」に改め，同表備考の１０を同表備考の９とし，同表備考の１

１中「備考の１１」を「備考の１０」に改め，同表備考の１１を同表備考の１０とし，同表備考の１２中「備考の９から備考の１１まで」を「備考の８から備考の１０まで」に改め，同表備考の１２を同表備考の１１とする。

（広島市保育園条例施行規則の一部改正）

第５条　広島市保育園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第１備考の３中「及び備考の６」を削り，同表中備考の４を削り，備考の５を備考の４とし，その次に次のように加える。

５　所得割合算額の計算においては，地方税法第２９２条第１項第９号に規定する扶養親族のうち１６歳未満の者の数が２人を超える場合は，乳幼児の保護者の属する世帯の所得割合算額から２人を超える１人ごとに２万２，８００円を控除した額を所得割合算額とする。次表において同じ。

別表第１中備考の６を削り，備考の７を備考の６とし，備考の８を備考の７とし，同表備考の９中「備考の１１」を「備考の１０」に改め，同表備考の９を同表備考の８とし，同表備考の１０中「備考の１１」を「備考の１０」に改め，同表中備考の１０を備考の９とし，備考の１１を備考の１０とし，備考の１２を備考の１１とする。

附　則

１　この規則は，令和３年９月１日から施行する。ただし，第１条及び次項の規定は，公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の広島市子ども・子育て支援法施行細則別表備考の４及び備考の６，広島市阿戸認定こども園条例施行規則別表第１備考の４及び備考の６，広島市保育の実施等に関する規則別表備考の４及び備考の６並びに広島市保育園条例施行規則別表第１備考の４及び備考の６の規定は，令和３年１月１日から適用する。

３　第２条から第５条までの規定による改正後の広島市子ども・子育て支援法施行細則，広島市阿戸認定こども園条例施行規則，広島市保育の実施等に関する規則及び広島市保育園条例施行規則の規定は，この規則の施行の日以後に教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２０条第４項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）が受ける特定教育・保育等（同法第５９条第３号イに規定する特定教育・保育等をいう。）に係る保育料について適用し，同日前に当該教育・保育給付認定子どもが受けた当該特定教育・保育等に係る保育料については，なお従前の例による。

広島市規則第45号

令和３年３月31日

児童福祉法に基づく措置等に関する規則及び広島市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

児童福祉法に基づく措置等に関する規則及び広島市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

（児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部改正）

第１条　児童福祉法に基づく措置等に関する規則（昭和６２年広島市規則第３１号）の一部を次のように改正する。

別表第１の備考の５中「地方税法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（以下「令和２年改正前の地方税法」という。）」に，「同法」を「令和２年改正前の地方税法」に改める。

別表第２の備考の２の⑷中「地方税法第２９２条第１項第１１号イ」を「令和２年改正前の地方税法第２９２条第１項第１１号イ」に改め，同表備考の２の⑷のア中「地方税法」を「令和２年改正前の地方税法」に改め，同表備考の２の⑷のイ中「地方税法」及び「同法」を「令和２年改正前の地方税法」に改める。

（広島市母子保健法施行細則の一部改正）

第２条　広島市母子保健法施行細則（昭和４１年広島市規則第３９号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の６中「地方税法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法」に改める。

附　則

この規則は，公布の日から施行し，第１条の規定による改正後の児童福祉法に基づく措置等に関する規則別表第１の備考の５（同規則別表第３の備考において準用する場合を含む。）及び別表第２の備考の２の⑷（同規則別表第４の備考の１１において準用する場合を含む。）の規定並びに第２条の規定による改正後の広島市母子保健法施行細則別表の備考の６の規定は，令和３年１月１日から適用する。

広島市規則第46号
令和３年３月31日

広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則

広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則（昭和４８年広島市規則第１０４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「総所得金額」の右に「（条例第３条第２項に規定する者の所得にあつては，当該者が所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得又は同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には，同法第２８条第２項の規定により計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定により計算した金額の合計額から１０万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には，零とする。）と同項第２号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第１項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）」を加え，「山林所得金額，同法」を「山林所得金額，地方税法」に改め，「第３５条の２第１項」の右に「，第３５条の３第１項」を加え，同条第２項第２号中「（同法第２９２条第１項第１１号イ中「夫と死別し，若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて，現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第２号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。）の納税義務者（同項第１３号に規定する合計所得金額が１２５万円を超える者に限る。以下この号において同じ。）及び同項第１２号中「妻と死別し，若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて，現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。）についてはその者につき２７万円（当該控除を受けた者が同法第３１４条の２第３項に規定する寡婦（同法第２９２条第１項第１１号イ中「夫と死別し，若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて，現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第３１４条の２第３項に該当する者を含む。）である場合には，３５万円），同条第１項第９号」を「については当該控除を受けた者につき２７万円，同項第８号の２に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき３５万円，同項第９号」に改め，同条第４項中「重度心身障害者医療費補助」を「重度障害者医療費補助」に改める。

第１０条第１項第１号中「継続療養証明書」を「特別療養証明書，継続療養受療証明書」に改める。

附　則

１　この規則は，公布の日から施行する。

２　改正後の第３条第１項及び第２項第２号の規定は，令和２年以後の所得の額の計算について適用し，令和元年以前の所得の額の計算については，なお従前の例による。この場合において，当該計算に係る改正前の第３条第２項第２号の規定の適用については，同号中「地方税法」とあるのは，「地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法」とする。

広島市規則第47号
令和３年３月31日

広島市重度精神障害者通院医療費補助条例施行規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市重度精神障害者通院医療費補助条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は，広島市重度精神障害者通院医療費補助条例（令和３年広島市条例第２２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者の特例）

第２条　条例第３条第１項第１号に規定する市長が定める者は，同号に規定する施設のうち，社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第２項第１号に掲げる救護施設若しくは更生施設，同項第２号に掲げる施設，同項第３号に掲げる施設（軽費老人ホームを除く。），同項第４号に掲げる施設若しくは同項第６号に掲げる施設，介護専用型特定施設のうちその入居定員が３０人以上であるもの若しくは介護保険施設，独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は病院若しくは診療所（以下「施設等」という。）に入所措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院したことにより，当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 当該施設等に入所措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院した際本市の区域内に住所を有していたと認められる者（２以上の施設等に継続して入所措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院している者であって，現に入所措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院している施設等（以下「現入所施設等」という。）に入所措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院する直前に入所措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院していた施設等（以下「直前入所施設等」という。）及び現入所施設等のそれぞれに入所措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院したことにより直前入所施設等及び現入所施設等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入所等をした者」という。）を除く。）

(2) 特定継続入所等をした者のうち，次に掲げる者

ア 継続して入所措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院している２以上の施設等のそれぞれに入所措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院することによりそれぞれの施設等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって，当該２以上の施設等のうち最初の施設等に入所措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院した際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの

イ 継続して入所措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院している２以上の施設等のうち１の施設等から継続して他の施設等に入所措置が採られ，若しくは入所し，入居し，又は入院すること（以下「継続入所等」という。）により当該１の施設等の所在する場所以外の場所から当該他の施設等の所在する場所への住所の変更（以下「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であって，最後に行った特定住所変更に係る継続入所等の際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの

（所得の範囲）

第３条　条例第３条第１項第２号及び第２項に規定する所得は，地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第５条第２項第１号に掲げる市町村民税（特別区が同法第１条第２項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（所得の額の計算方法）

第４条　条例第３条第１項第２号及び第２項に規定する所得の額は，その所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第３１３条第１項に規定する総所得金額（条例第３条第２項に規定する者の所得にあっては，当該者が所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得又は同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には，同法第２８条第２項の規定により計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定により計算した金額の合計額から１０万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には，零とする。）と同項第２号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第１項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。），退職所得金額及び山林所得金額，地方税法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項，第３４条第１項，第３４条の２第１項，第３４条の３第１項，第３５条第１項，第３５条の２第１項，第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には，これらの規定の適用により同法第３１条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額），地方税法附則第３５条第５項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第３３条の４第１項若しくは第２項，第３４条第１項，第３４条の２第１項，第３４条の３第１項，第３５条第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には，これらの規定の適用により同法第３２条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額），地方税法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額，外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項（同法第１２条第５項及び第１６条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額，同法第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額，租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第１２項に規定する条約適用配当等の額の合計額（条例第３条第２項に規定する者の所得にあっては，その合計額から８万円を控除した額）とする。

２　次の各号に該当する者については，当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき，地方税法第３１４条の２第１項第１号，第２号，第４号若しくは第１０号の２に規定する控除を受けた者又は同項第３号に規定する控除を受けた条例第３条第１項に規定する者については，当該雑損控除額，医療費控除額，小規模企業共済等掛金控除額若しくは配偶者特別控除額又は社会保険料控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき，地方税法第３１４条の２第１項第６号に規定する控除を受けた者についてはその控除の対象となった障害者１人につき２７万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には，４０万円），同項第８号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき２７万円，同項第８号の２に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき３５万円，同項第９号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき２７万円

(3) 前項に規定する市町村民税につき，地方税法附則第６条第４項に規定する免除を受けた者については，当該免除に係る所得の額

３　その所得が生じた年の翌年の１月１日以後に災害により生じた地方税法第３１４条の２第１項第１号に規定する損失の金額の合計額が第１項の規定によって計算したその所得の額の１０分の１に相当する額（第１号に掲げる場合において，その額が同号に掲げる額に満たないときは，同号に掲げる額）を超えるに至ったときは，その超えるに至った日後に

受けた診療，薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る条例の規定による補助（以下「重度精神障害者通院医療費補助」という。）については，同年の１月１日から当該診療等を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第１項第１号に規定する損失の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には，その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）を第１項の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

⑴　第１項の規定によって計算したその所得の額から控除すべき前項第１号に掲げる雑損控除額に相当する額がある場合において，当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうちに災害により生じた損失の金額があるとき　その金額の合計額

⑵　前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合　第１項の規定によって計算したその所得の額の１０分の１に相当する額

４　その所得が生じた年の翌年の１月１日以後に支払った条例第３条の規定により重度精神障害者通院医療費補助を受けることができる者（以下「対象者」という。）に係る地方税法第３１４条の２第１項第２号に規定する医療費の金額の合計額が第１項の規定によって計算したその所得の額の１００分の５に相当する額と１０万円とのうちいずれか低い額（第１号に掲げる場合において，その額が同号に掲げる額に満たないときは，同号に掲げる額）を超えるに至ったときは，その超えるに至った日後にその者が受けた診療等に係る重度精神障害者通院医療費補助については，同年の１月１日から当該診療等を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第１項第２号に規定する医療費の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には，その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）と２００万円（第１号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には，２００万円からその額を控除した額）とのうちいずれか低い額を第１項の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

⑴　第１項の規定によって計算したその所得の額から控除すべき第２項第１号に掲げる医療費控除額に相当する額がある場合において，当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうちに対象者に係る医療費の金額があるとき　その金額の合計額

⑵　前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合　第１項の規定によって計算したその所得の額の１００分の５に相当する額と１０万円とのうちいずれか低い額

（医療機関等に対する医療費の支払等）

第５条　対象者が，条例第５条第１項に規定する資格者証を提示して，医療機関等で診療等を受けた場合には，当該医療機関等は，当該対象者に対する請求に代えて，その者が条例第４条の規定により補助されるべき額を市長に対し請求するものとする。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，この限りでない。

⑴　対象者が療養費又は家族療養費（療養費に相当する家族療養費に限る。）の受給の対象となる診療等を受けたとき。

⑵　対象者が診療等を受けた場合において，当該対象者の補助されるべき額を市長に対し，請求することができないと医療機関等が認めるとき。

２　前項本文の規定による請求は，各月に行った診療等につき，所定の請求書を提出して行うものとする。

３　市長は，第１項本文の規定による請求があったときは，対象者に代わり，医療機関等に対し，条例第４条の規定により補助すべき額を支払うものとする。

４　前項の規定による支払があったときは，対象者に対し，重度精神障害者通院医療費補助が行われたものとみなす。

（補助を受けようとする者に対する医療費の支払等）

第６条　前条第１項各号のいずれかに該当する者で重度精神障害者通院医療費補助を受けようとするものは，市長に申請しなければならない。

２　市長は，前項の規定による申請があったときは，これを審査し，速やかに補助の決定を行い，当該申請をした者に対し，条例第４条の規定により補助すべき額（医療保険各法の規定による健康保険組合等から当該法令及び他の法令の規定によって対象者が負担すべき額について補助を受けることができる場合は，当該補助の額を控除した額）を支払うものとする。

（受給者証の交付の申請等）

第７条　条例第５条第１項に規定する資格者証は，所定の重度精神障害者通院医療費受給者証（以下「受給者証」という。）とし，当該受給者証の交付を受けようとする者は，所定の申請書により，次に掲げる書類を提示して市長に申請しなければならない。

⑴　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳

⑵　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第３項の規定により交付を受けた自立支援医療受給者証

⑶　受給者証の交付を受けようとする者が，その年の１月１日において他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有していたときは，条例第３条第１項第２号及び第２項に定める所得を明らかにすることができる当該市町村の長の証明書並びに同号に規定する扶養親族等の有無及び数についての当該市町村の長の証明書

⑷　被保険者証，被保険者資格証明書，日雇特例被保険者受給資格者票，組合員証又は遠隔地被扶養者証

⑸　その他市長が必要と認めた書類

２　受給者証は，医療保険各法の規定による健康保険組合等から自己の負担すべき額について補助を受けることができる者に対しては，その者を扶養する被保険者又は組合員から家族療養費の附加金の受領に関する委任状を徴した後，交付するものとする。

（受給者証の有効期限等）

第８条　受給者証の有効期限は，毎年７月３１日とし，８月１日に更新する。

２　市長は，受給者証を更新する場合において，必要と認めたときは，対象者から前条第１項第１号及び第２号に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を提示させるものとする。

（受給者証の再交付の申請等）

第９条　対象者は，受給者証を汚損し，又は失ったためその再交付を受けようとするときは，所定の申請書を市長に提出しなければならない。

２　前項の場合において，受給者証を汚損したためその再交付を申請するときは，同項の申請書に当該汚損した受給者証を添えてしなければならない。

３　受給者証を失ったためその再交付を受けた者は，当該失った受給者証を発見したときは，速やかに，当該発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

（受給者証の返還）

第１０条　対象者は，重度精神障害者通院医療費補助を受ける資格を喪失したときは，速やかに，受給者証を市長に返還しなければならない。

（補助の申請）

第１１条　第６条第１項の規定による申請は，医療費を医療機関等に支払った旨を当該支払を受けた医療機関等が証明した所定の申請書により，次の各号に掲げる書類を提示して行わなければならない。ただし，病院，診療所及び薬局以外の医療機関等に対し第１号に掲げるもののうち被保険者資格証明書を除くいずれかのものを提出して診療等を受けた場合の申請書は，当該医療機関等に対して支払うべき医療費の額を当該医療機関等が証明した所定の申請書に代えることができる。

⑴　被保険者証，被保険者資格証明書，日雇特例被保険者受給資格者票，組合員証，遠隔地被扶養者証，特別療養証明書，継続療養受療証明書又は継続給付証明書

⑵　受給者証

２　前項の申請は，対象者が重度精神障害者通院医療費補助を申請しないうちに死亡した場合において，当該医療費を対象者に代わり支払った者があるときは，その支払った者が行うことができる。

（記載事項変更等の届出）

第１２条　対象者は，次の各号のいずれかに該当するときは，１４日以内に，所定の変更届に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　受給者証の記載事項に変更があったとき。

⑵　加入医療保険の被保険者証等の記号番号若しくは加入医療保険の保険者，保険者の所在地若しくは名称に変更があったとき，又は当該医療の給付の内容に変更があったとき。

附　則

１　この規則は，令和３年１１月１日から施行する。

２　当分の間，第２条の規定の適用については，同条中「介護保険施設」とあるのは，「介護保険施設，共同生活援助を行う住居」とする。

３　地方税法附則第４条の４第３項の規定により同法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定を読み替えて適用する場合における第４条の規定の適用については，同条第２項第１号中「第２号」とあるのは「第２号（同法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と，同条第４項中「第３１４条の２第１項第２号」とあるのは「第３１４条の２第１項第２号（同法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用する場合を除く。以下この項において同じ。）」と，同項第１号中「第２項第１号」とあるのは「第２項第１号（附則第３項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）」とする。

広島市規則第48号

令和３年３月31日

身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則及び知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則及び知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則

第１条　第１号に掲げる規則の規定中「地方税法第２９２条第１項第１１号イ」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（以下「令和２年改正前の地方税法」という。）第２９２条第１項第１１号イ」に改め，第２号に掲げる規則の規定中「地方税法」を「令和２年改正前の地方税法」に改め，第３号に掲げる規則の規定中「地方税法」及び「同法」を「令和２年改正前の地方税法」に改める。

⑴　身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則（昭和６２年広島市規則第３４号）別表第２の備考の４の⑷及び知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則（昭和６２年広島市規則第３５号）別表第２の備考の４の⑷

⑵　身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則別表第２の備考の４の⑷のア及び知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則別表第２の備考の４の⑷のア

⑶　身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則別表第２の備考の４の⑷のイ及び知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則別表第２の備考の４の⑷のイ

第２条　次に掲げる規則の規定中備考の４の⑷を削る。

⑴　身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則別表第２

⑵　知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則別表第２

附　則

１　この規則は，令和３年７月１日から施行する。ただし，第１条及び次項の規定は，公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則別表第２の備考の４の⑷（同規則別表第３の備考の６において準用する場合を含む。）及び知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則別表第２の備考の４の⑷（同規則別表第３の備考の７において準用する場合を含む。）の規定は，令和３年１月１日から適用する。

３　第２条の規定による改正後の身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則別表第２の備考の４（同規則別表第３の備考の６において準用する場合を含む。）及び知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則別表第２の備考の４（同規則別表第３の備考の７において準用する場合を含む。）の規定は，この規則の施行の日以後の障害福祉サービスの提供に係る措置その他の措置に要した費用の徴収について適用し，同日前の障害福祉サービスの提供に係る措置その他の措置に要した費用の徴収については，なお従前の例による。

広島市規則第49号
令和３年３月31日

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則

広島市国民健康保険規則（昭和３４年広島市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和３年３月３１日」を「令和３年６月３０日」に改める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

広島市規則第50号
令和３年３月31日

広島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和４９年広島市規則第８８号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「借受人は，違約金の支払免除を申請しようとするとき」を「違約金の支払免除を受けようとする者（以下「違約金支払免除申請者」という。）」に改め，同条第２項及び第３項中「当該借受人」を「当該違約金支払免除申請者」に改め，同条に次の１項を加える。

４　市長は，借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和４８年政令第３７４号）第９条ただし書に該当すると認められる場合であつて，違約金支払免除申請者がいないとき（第１項の規定による申請をすることができる者が当該申請をしないときを除く。）又は必要な調査によつても違約金の支払免除に係る債務を負う者の所在が判明しないときは，違約金の支払免除をすることができる。

第１６条に次の１項を加える。

５　市長は，借受人が法第１４条第１項に規定する償還免除事由に該当すると認められる場合であつて，償還免除申請者がいないとき（第１項の規定による申請をすることができる者が当該申請をしないときを除く。）又は必要な調査によつても償還の免除に係る債務を負う者の所在が判明しないときは，償還の免除をすることができる。

第２５条中「健康福祉局健康福祉・地域共生社会課」を「健康福祉局健康福祉企画課」に改める。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第51号
令和３年３月31日

広島市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

広島市環境影響評価条例施行規則（平成１１年広島市規則第７９号）の一部を次のように改正する。

第３５条の表条例第８条第３項第１号の項中「及び同法第１９条第３項（同法第２１条第２項において準用する場合及び同法第２２条第１項又は第８７条の２第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削る。

別表の⑸の表に次のように加える。

太陽電池発電所	次の各号のいずれかに該当するもの ⑴　施行区域の面積が１０ヘクタール以上である設置の工事の事業 ⑵　施行区域の面積が１０ヘクタール以上である変更の工事の事業であって，発電設備の新設を伴うもの

別表の⑸の表備考の１中「及び風力発電所」を「，風力発電所及び太陽

電池発電所」に，「第３８条第３項」を「第３８条第２項」に改める。

別表の(4)の表備考の５中「(5)の表火力発電所の項」の右に「及び太陽電池発電所の項」を加え，「及び」を「並びに」に改める。

附　則

１　この規則は，令和３年１０月１日から施行する。ただし，第３５条の表条例第８条第３項第１号の項の改正規定は公布の日から，別表の(5)の表備考の１の改正規定（「第３８条第３項」を「第３８条第２項」に改める部分に限る。）は同年４月１日から施行する。

２　この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の広島市環境影響評価条例施行規則の規定は，この規則の施行の日以後の電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第４７条第１項若しくは第２項の規定による認可の申請又は同法第４８条第１項の規定による届出に係る太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業について適用し，同日前の同法第４７条第１項若しくは第２項の規定による認可の申請又は同法第４８条第１項の規定による届出に係る太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業については，なお従前の例による。

２　第１条の規定による改正後の広島市精神障害者入院措置等に関する規則第３条第１項第２号ウの規定は，令和３年１月１日から適用する。

３　第２条の規定による改正後の広島市精神障害者入院措置等に関する規則第３条第１項第２号の規定は，この規則の施行の日以後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第２９条第１項又は第２９条の２第１項の規定による入院措置に要した費用の徴収について適用し，同日前の当該入院措置に要した費用の徴収については，なお従前の例による。

広島市規則第52号

令和３年３月31日

広島市精神障害者入院措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市精神障害者入院措置等に関する規則の一部を改正する規則

第１条　広島市精神障害者入院措置等に関する規則（平成８年広島市規則第３２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号ウ中「が地方税法」を「が地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（以下「令和２年改正前の地方税法」という。）」に改め，同号ウ(ｱ)中「地方税法」を「令和２年改正前の地方税法」に改め，同号ウ(ｲ)中「地方税法」及び「同法」を「令和２年改正前の地方税法」に改める。

第２条　広島市精神障害者入院措置等に関する規則の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号中「含む。以下同じ」を「含む」に改め，同号ウを削る。

附　則

１　この規則は，令和３年７月１日から施行する。ただし，第１条及び次項の規定は，公布の日から施行する。

広島市規則第53号

令和３年３月31日

広島市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

広島市食品衛生法施行細則（昭和５５年広島市規則第２０号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。

第１条中「。以下「政令」という。」及び「，食品衛生法施行細則（昭和３２年広島県規則第９４号），広島市食品衛生措置基準条例（平成１２年広島市条例第３９号。以下「市条例」という。）」を削る。

第２条，第２章の章名及び第３条を削る。

第４条中「保健所長は，営業の許可を与える」を「広島市保健所長（以下「保健所長」という。）は，法第５５条第１項の規定による営業の許可を与える」に，「営業の許可を与えない」を「当該許可を与えない」に改め，同条を第２条とする。

第５条を削る。

第６条の見出し中「掲示等」を「掲示」に改め，同条第１項中「営業所」を「その施設」に改め，同条第２項を削り，同条を第３条とする。

第７条第１項中「許可営業者」を「営業許可証の交付を受けた者」に，「第５３条第２項若しくは」を「第５６条第２項又は」に，「受理された

とき，又は第５条第１項の規定による承認を受けた」を「した」に，「営業許可証」を「当該営業許可証」に改め，同条第２項中「許可営業者」を「営業許可証の交付を受けた者」に，「営業許可証」を「当該営業許可証」に改め，同条を第４条とする。

第８条から第１３条までを削る。

第１４条の見出し中「食品衛生責任者等」を「食品衛生責任者」に改め，同条中「食品衛生責任者及び自家製ソーセージ食品衛生責任者の氏名は，当該施設」を「法第５５条第１項の規定による営業の許可を受けた者及び法第５７条第１項の規定による届出をした者は，省令別表第１７第１イの食品衛生責任者の氏名をその施設内」に改め，同条を第５条とする。

附　則

１　この規則は，令和３年６月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第４６号）第２条の規定による改正前の食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５２条第１項の許可を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第１２３号）第１条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和２８年政令第２２９号）第３５条各号の営業（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第１条の規定による改正後の食品衛生法施行令第３５条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。）を行っている者の当該営業については，当該許可に係る同法第５２条第３項の有効期間の満了の日までの間は，なお従前の例による。

３　広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１６年広島市規則第７２号）の一部を次のように改正する。

別表第２広島市食品衛生法施行細則（昭和５５年広島市規則第２０号）の項中「第４条」を「第２条」に，「，第５条第２項（承認書に係る部分に限る。）及び第７条第２項」を「及び第４条第２項」に改める。

別表第３広島市食品衛生法施行細則の項を削る。

広島市規則第54号

令和３年３月31日

広島市食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例施行細則を廃止する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例施行細則を廃止する規則

広島市食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例施行細則（昭和５５年広島市規則第２５号）は，廃止する。

附　則

１　この規則は，令和３年６月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（令和２年広島県条例第４９号。以下「廃止条例」という。）附則第２項の規定によりなおその効力を有することとされる許可を受けている者については，この規則による廃止前の広島市食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例施行細則（以下「廃止前細則」という。）第２条の規定は，この規則の施行後も，なおその効力を有する。この場合において，同条中「かき条例第４条第１項」とあるのは「食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（令和２年広島県条例第４９号。以下「廃止条例」という。）附則第２項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止条例による廃止前のかき条例（以下「廃止前かき条例」という。）第４条第１項」と，「かき条例第８条第１項」とあるのは「廃止条例附則第２項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前かき条例第８条第１項」とする。

３　この規則の施行の際現に廃止条例附則第２項の規定によりなおその効力を有することとされる認定又は許可を受けている者については，廃止前細則第３条の規定は，この規則の施行後も，なおその効力を有する。この場合において，同条中「食品条例」とあるのは「食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（令和２年広島県条例第４９号。以下「廃止条例」という。）による廃止前の食品条例」と，「食品規則」とあるのは「食品衛生に関する条例施行規則及びかきの処理をする作業場に関する条例施行規則を廃止する規則（令和２年広島県規則第６３号。以下「廃止規則」という。）による廃止前の食品規則」と，「かき条例」とあるのは「廃止条例による廃止前のかき条例」と，「かき規則」とあるのは「廃止規則による廃止前のかき規則」とする。

広島市規則第55号

令和3年3月31日

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則

広島市下水道事業財務会計規則（昭和６０年広島市規則第７６号）の一部を次のように改正する。

第４９条中「から第３８条まで」を「，第３８条」に，「第３７条」を「第５２条」に改める。

第４９条の２の表第６条の項中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区（安佐南区，安佐北区，安芸区及び佐伯区をいう。以下同じ。）にあつては，区会計管理者）」に改め，同表第３１条の６の項，第５１条の項及び第５８条の項中「又は区会計管理者」を「（会計課設置区にあつては，区会計管理者）」に改める。

別表第４の(1)の表下水道局の項中「及びこれに係る延滞金」を「並びにこれに係る延滞金及び滞納処分による収納金」に改める。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第56号

令和3年3月31日

土地譲渡益の重課制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

土地譲渡益の重課制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益の重課制度に係る優良宅地認定事務に関する規則（昭和５３年広島市規則第６６号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則

第２条第３項中「記名及び押印した」を「氏名を記載した」に改め，同項の表造成計画平面図の項中「崖」を「崖」に，「勾配」を「勾配」に改め，同表道路標準横断図の項中「横断勾配」を「横断勾配」に，「側溝」を「側溝」に改め，同表排水施設計画平面図の項中「勾配」を「勾配」に，「吐出口」を「吐口」に改め，同表給水施設計画平面図の項中「消火栓」を「消火栓」に，「防火水槽」を「防火水槽」に改め，同表崖の断面図の項中「崖の」を「崖の」に，「勾配」を「勾配」に，「地盤並びに崖面」を「地盤面並びに崖面」に，「崖，」を「崖，」に，「崖又は」を「崖又は」に，「崖に」を「崖に」に，「おおわれる崖面」を「覆われる崖面」に改め，同表擁壁の断面図の項中「勾配」を「勾配」に改め，同条第５項中「都市計画区域，準都市計画区域」を「都市計画区域界，準都市計画区域界」に改める。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市規則第57号

令和3年3月31日

広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島市建築基準法施行細則（昭和５３年広島市規則第３１号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第２号中「前号に規定する」を「法別表第１(い)欄(四)項及び前号に掲げる」に，「同項第４号」を「同条第１項第４号」に改め，同項第３号中「第１６条第１項第５号に掲げる建築物」を「第１６条第１項第３号に掲げる建築物（前２号に掲げるものを除く。）」に改める。

第２０条の２を削る。

第２６条中「第１８条」を「第１８条第１項」に改める。

第３７条中「第１１条の４第３項」を「第１１条の３第３項」に改める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

広島市規則第58号
令和３年３月31日

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和３３年広島市規則第４０号）の一部を次のように改正する。

第４条の２の５の表常時介護を要する状態の項中「１６万６，９５０円」を「１７万１，６５０円」に，「７万２，９９０円」を「７万３，０９０円」に改め，同表随時介護を要する状態の項中「８万３，４８０円」を「８万５，７８０円」に改める。

附　則

１　この規則は，令和３年４月１日から施行する。

２　改正後の第４条の２の５の規定は，この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し，同日前の期間に係る介護補償については，なお従前の例による。

告　示

広島市告示第８８号

令和３年３月１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項及び第５３条第１項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので，同法第７８条第１号及び第１１５条の１０第１号の規定により告示します。

指定年月日　令和３年３月１日

広島市長　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
合同会社オレンジ	介護ステーションオレンジ	広島市安佐南区伴東二丁目５３番１６号１０	訪問介護
合同会社安佐	訪問介護事業所安佐陽	広島市安佐北区安佐町くすの木台１５番地３	訪問介護
グリーンライフ株式会社	グリーンライフ訪問看護ステーション広島	広島市中区舟入町３番９号	訪問看護及び介護予防訪問看護
合同会社ＳｍｉｌｅＮｅｏ	訪問看護ステーションエムスマイル	広島市南区翠五丁目１２番１０－２０１号アメニティ翠	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社メディカルケアサポート	いな穂訪問看護リハビリステーション	広島市安佐南区古市二丁目３５番１１－２０１号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社アールプラス	訪問看護ステーションポプリ高陽	広島市安佐北区真亀三丁目１番１号１－２－１号区画	訪問看護及び介護予防訪問看護
シムラ商事株式会社	ハビリス・シムラ	広島市中区舟入町３番９号	特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

広島市告示第８９号

令和３年３月１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので，同法第８５条第１号の規定により告示します。

指定年月日　令和３年３月１日

広島市長　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
合同会社ＭＲＭ	居宅介護支援事業所りた	広島市中区白島北町１１番	居宅介護支援

		７－１０１号	
株式会社フォレストプラン	てるてるぼうずケアセンター	広島市安佐南区緑井二丁目５番２１号倉西コーポ２０１号室	居宅介護支援
社会福祉法人あと会	高陽・くにくさ居宅介護支援事業所	広島市安佐北区落合南一丁目１１番１６－１０１号	居宅介護支援
医療法人和光	和光居宅介護支援センター	広島市佐伯区八幡東二丁目２８番８－７号	居宅介護支援

広島市告示第９０号

令和３年３月１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４２条の２第１項及び第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので，同法第７８条の１１第１号又は第１１５条の２０第１号の規定により告示します。

指定年月日　令和３年３月１日

広島市長　　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
有限会社しみず	デイサービスセンターたんぽぽ	広島市安佐北区白木町小越３００番地	地域密着型通所介護
医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック	小規模多機能型居宅介護事業所「いでした」	広島市安佐北区口田南八丁目１５番２号	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

広島市告示第９１号

令和３年３月１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので，広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第７条第１項の規定により告示します。

指定年月日　令和３年３月１日

広島市長　　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
合同会社オレンジ	介護ステーションオレンジ	広島市安佐南区伴東二丁目５３番１６号１０	訪問介護サービス
株式会社マグネット	マグネット	広島県安芸郡府中町浜田本町４番３号	訪問介護サービス

広島市告示第９２号

令和３年３月１日

以下の者について，子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３０条の１１第１項の確認をしましたので，同法第５８条の１１第１号の規定により公示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　子ども・子育て支援施設等の種類

児童福祉法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業（第７条第１０項第６号関係）

２　特定子ども・子育て支援提供者の名称，提供する施設又は事業所の名称及び所在地

別紙のとおり

３　確認年月日

令和３年３月１日

別紙　略

広島市告示第９３号

令和３年３月１日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

⑴　名　称　エールエールＡ館

⑵　所在地　広島市南区松原町９番１４

２　大規模小売店舗を設置する者

広島駅南口開発株式会社

代表取締役社長　若林　健祐

広島市南区松原町９番１号

ほか３１名

３　変更事項

⑴　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙１のとおり

（変更後）別紙２のとおり

⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙３のとおり

（変更後）別紙４のとおり

４　変更年月日

⑴　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙２のとおり

⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙３及び別紙４のとおり

５　届出年月日
　令和３年２月１７日
６　届出書の縦覧場所
⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
　広島市経済観光局産業振興部商業振興課
⑵　広島市南区皆実町一丁目５番４４号
　広島市南区役所市民部区政調整課
７　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
⑴　縦覧期間
　令和３年３月１日から同年７月１日まで。ただし，広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）に規定する休日を除く。
⑵　縦覧のできる時間帯
　午前８時３０分から午後５時１５分まで
８　意見書の提出
　大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。
９　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限　令和３年７月１日
⑵　提出先
　〒７３０－８５８６
　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
　広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙１～別紙４　略

広島市告示第９４号

令和３年３月１日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので，同条第３項が準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
⑴　名　称　ファミリータウン広電楽々園
⑵　所在地　広島市佐伯区楽々園四丁目４４１番１ほか
２　大規模小売店舗を設置する者
　広島電鉄株式会社
　代表取締役　椋田　昌夫
　広島市中区東千田町二丁目９番２９号
３　変更事項　略
４　変更年月日
　令和３年１０月２３日
５　届出年月日
　令和３年２月２２日
６　届出書の縦覧場所
⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
　広島市経済観光局産業振興部商業振興課
⑵　広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号
　広島市佐伯区役所市民部区政調整課
７　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
⑴　縦覧期間
　令和３年３月１日から同年７月１日まで。ただし，広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）に規定する休日を除く。
⑵　縦覧のできる時間帯
　午前８時３０分から午後５時１５分まで
８　大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。
９　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限　令和３年７月１日
⑵　提出先
　〒７３０－８５８６
　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
　広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第９５号

令和３年３月１日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定に基づき，「広島市民球場東バス駐車場の警備・運営及び利用料金収納業務（単価契約）」を次のとおり委託したので，同条第２項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委託を受けた者
　広島市中区舟入幸町１５番３号
　株式会社　ニットー
　代表取締役　馬野　恭彰
２　歳入の種類
　観光バス駐車場の貸付収入
３　委託した期間
　令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

広島市告示第９６号

令和３年３月３日

広島市公共下水道築造事業計画を変更するため，下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）第３条の規定により，変更に係る予定処理区域等を次のとおり告示します。この関係図面は，令和３年３月３日から同月１６日（告示日から２週間）まで広島市下水道局施設部計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお，利害関係人は，この告示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長　松　井　一　實

１　事業計画の名称
　広島市公共下水道築造事業計画
２　変更に係る予定処理区域
　広島市東区　福田町
　　安佐南区　伴西五丁目，大塚西二丁目，大塚西三丁目及び大塚西六丁目
　　安佐北区　安佐町
　　佐伯区　湯来町，五日市町，石内北一丁目，石内北二丁目，石内北三丁目，石内北四丁目，石内北五丁目及び倉重一丁目
３　変更に係る工事の完成の予定年月日
　令和８年３月３１日

広島市告示第９７号

令和３年３月３日

広島市流域関連公共下水道築造事業計画を変更するため，下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）第３条の規定により，変更に係る予定処理区域等を次のとおり告示します。この関係図面は，令和３年３月３日から同月１６日（告示日から２週間）まで広島市下水道局施設部計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお，利害関係人は，この告示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長　松　井　一　實

１　事業計画の名称
　広島市流域関連公共下水道築造事業計画
２　変更に係る予定処理区域
　広島市南区　仁保二丁目
　　安芸区　畑賀町
３　変更に係る工事の完成の予定年月日
　令和８年３月３１日

広島市告示第９８号

令和３年３月３日

広島農業振興地域整備計画を変更したので，農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第４項において準用する同法第１２条第１項の規定により公告します。

なお，変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは，広島市経済観光局農林水産部農政課，安佐南区役所農林建設部農林課，安佐北区役所農林建設部農林課において，下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

記

縦覧日及び縦覧時間
　広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）第１条第１項に規定する休日を除き毎日午前８時３０分から午後５時まで

広島市告示第９９号

令和３年３月３日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので，生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる指定医療機関　略

広島市告示第１００号

令和３年３月３日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので，生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる指定医療機関　略

広島市告示第１０１号

令和３年３月３日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる者　略

広島市告示第１０２号

令和３年３月３日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる者　略

広島市告示第１０３号

令和３年３月３日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第２項において準用する同法第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので，生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

医療扶助のための施術者　略

広島市告示第１０４号

令和３年３月５日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区五日市町大字下河内字川坂の１１番１及び１２番１
２　開発面積
１，９８０．５６㎡
３　許可を受けた者の住所及び氏名
広島市南区段原日出二丁目２番２２号
日東不動産株式会社
代表取締役　東　正治
４　検査済証交付年月日
令和３年３月５日

広島市告示第１０５号

令和３年３月５日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市東区福田五丁目の１９３１番３２の一部，１９９３番の一部，１９９４番１，１９９５番１，１９９６番，１９９７番，１９９８番の一部，１９９９番の一部及び２００１番の一部
２　開発面積
２，２３０．１０㎡
３　許可を受けた者の住所及び氏名
広島市中区国泰寺町一丁目３番３号
株式会社ドリームコーポレーション
代表取締役　荒神　泰治
４　検査済証交付年月日
令和３年３月５日

広島市告示第１０６号

令和３年３月８日

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４１６条第１項の規定に基づき，土地及び家屋に関する令和３年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　縦覧期間
令和３年４月１日（木）から同月３０日（金）までとします。ただし，土曜日，日曜日及び祝日を除きます。
２　縦覧時間
午前８時３０分から午後５時１５分までとします。
３　縦覧場所
固定資産（土地又は家屋）の所在地により，次のとおりとします。
なお，出張所においては，各出張所の所管区域内の土地又は家屋についてのみ縦覧することができます。

固定資産の所在地	縦覧場所	
中　区	中央市税事務所（中区役所内）	（中区国泰寺町一丁目４番２１号）
東　区	東部市税事務所（東区役所内）	（東区東蟹屋町９番３８号）
	温品出張所	（東区温品五丁目１番１８号）
南　区	中央市税事務所（中区役所内）	（中区国泰寺町一丁目４番２１号）
	南税務室（南区役所内）	（南区皆実町一丁目５番４４号）
西　区	西部市税事務所（西区役所内）	（西区福島町二丁目２番１号）
安佐南区	北部市税事務所（安佐南区役所内）	（安佐南区古市一丁目３３番１４号）
	佐東出張所	（安佐南区緑井六丁目２９番２８号）
	祇園出張所	（安佐南区祇園二丁目４８番７号）
	沼田出張所	（安佐南区伴東七丁目６４番８号）
安佐北区	北部市税事務所（安佐南区役所内）	（安佐南区古市一丁目３３番１４号）
	安佐北税務室（安佐北区役所内）	（安佐北区可部四丁目１３番１３号）
	白木出張所	（安佐北区白木町大字秋山２３９１番地の４）
	高陽出張所	（安佐北区深川五丁目１３番７号）
	安佐出張所	（安佐北区安佐町大字飯室３０５２番地の１）
	東部市税事務所	（東区東蟹屋町９番３８

安芸区	（東区役所内）	号）
	安芸税務室（安芸区役所内）	（安芸区船越南三丁目４番３６号）
	中野出張所	（安芸区中野三丁目２０番９号）
	阿戸出張所	（安芸区阿戸町６２５７番地の２）
	矢野出張所	（安芸区矢野東五丁目７番１８号）
佐伯区	西部市税事務所（西区役所内）	（西区福島町二丁目２番１号）
	佐伯税務室（佐伯区役所内）	（佐伯区海老園二丁目５番２８号）
	湯来出張所	（佐伯区湯来町大字和田１６６番地）

４　縦覧できる人

⑴　土地価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている土地を所有する人（縦覧できるのは，その土地の所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。）

⑵　家屋価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている家屋を所有する人（縦覧できるのは，その家屋の所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。）

※　なお，上記の人の代理人及び納税管理人も縦覧することができます。

広島市告示第１０７号

令和３年３年８日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関を指定したので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
白島中央クリニック	広島市中区東白島町１５－８第三西林ビル２階	令和３年２月１日	令和８年９月３０日
鼻岡けいこ皮フ科クリニック	広島市中区三川町７－１香月メディカルビル２Ｆ	令和３年１月２４日	令和３年１月２４日
エスマイル薬局　舟入店	広島市中区舟入中町１１－９	令和３年２月１日	令和９年１月３１日
ライフ薬局	広島市中区舟入町３－９　１階	令和３年３月１日	令和９年２月２８日

広島市告示第１０８号

令和３年３月８日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関を指定したので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
広島県西部保健所広島支所診療所	広島市中区基町１０－５２	令和２年９月２９日	令和８年９月２８日

広島市告示第１０９号

令和３年３月８日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５１条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので，生活保護法第５５条の３第３号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる指定医療機関　略

広島市告示第１１０号

令和３年３月８日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので，生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる指定医療機関　略

広島市告示第１１１号

令和３年３月８日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる者　略

広島市告示第１１２号

令和３年３月９日

広島市私道整備工事費補助金交付規則（昭和４８年広島市規則第４７号）第４条第１項の規定に基づき私道の整備工事に要する経費を認定する場合の上限となる額を次のとおり定めたので，同条第２項の規定により告示します。

また，広島市私道整備工事費補助金交付規則第４条第１項の規定により市長が認定する額は，実際の整備工事に要する経費と当該上限となる額のいずれか低い額とします。

これに伴い，令和２年３月４日付け広島市告示第１４１号を廃止します。

広島市長　　松　井　一　實

１　舗装新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費

次のとおりとする。

区分				単位	金額
私道別	土地区画整理事業その他により将来形状変更のあることが明らかな区域内の私道及び幅員１．８メートル未満の私道	人力施工による場合		１平方メートルにつき	8,660円
		機械施工による場合			3,420円
	その他の一般私道	すべり止め舗装	人力施工による場合		10,150円
			機械施工による場合		4,620円
		その他	人力施工による場合		9,720円
			機械施工による場合		4,190円
舗装止め工				１メートルにつき	8,170円

２　排水施設新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費

次のとおりとする。

⑴　側溝及び雨水ます新設工事に要する経費

種別			単位	金額
側溝新設工事	Ｌ型側溝とする場合	エプロン幅が３０センチメートルのもの	１メートルにつき	13,010円
		エプロン幅が４０センチメートルのもの		14,130円
	Ｕ型側溝とする場合	コンクリート蓋有りのもの		56,520円
		コンクリート蓋無しのもの		40,150円
雨水ます設置工事			１箇所につき	45,320円

⑵　排水管渠新設工事に要する経費

種別		内径	単位	金額
硬質塩化ビニール管とする場合	布設工事	１５０ミリメートル	１メートルにつき	24,420円
		２００ミリメート		26,620円
	支管取付工事（硬質塩化ビニール管に取り付ける場合に限る）	１５０ミリメートル	１箇所につき	18,370円
ヒューム管とする場合	布設工事	１５０ミリメートル	１メートルにつき	31,680円
		２００ミリメートル		35,200円

３　交通安全施設新設工事に要する経費

次のとおりとする。

種別		規格	単位	金額
転落防止柵設置工事	土中建込	ビーム式支柱間隔３メートル	１メートルにつき	14,700円
	コンクリート建込	ビーム式支柱間隔３メートル		12,210円
ガードレール設置工事	土中建込	塗装品		14,570円
	コンクリート建込	塗装品		14,380円
道路反射鏡設置工事	一面鏡	６００ミリメートル直柱	１基につき	153,120円

４　舗装補修工事に要する経費

次のとおりとする。

施工方法		単位	金額
すべり止め舗装	人力施工	１平方メートルにつき	4,220円
	機械施工		2,610円
その他	人力施工		3,790円
	機械施工		2,180円

５　交通安全施設補修工事に要する経費

次のとおりとする。

種別		規格	単位	金額
転落防止柵補修工事	ビーム取換	４２．７ミリメートル	１メートルにつき	4,230円
ガードレール補修工事	レール取換	４メートル		8,990円
道路反射鏡補修工事	反射鏡取換	６００ミリメートル	１基につき	107,030円
	支柱取換	７６．３ミリメートル	１メートルにつき	9,160円

６　区分表の「人力施工・機械施工」について

都市整備局技術管理課の令和２年度土木工事標準積算基準書の基準にあわせるものとする。

「人力施工」…　平均幅員１．４ｍ未満

「機械施工」…　　〃　　１．４ｍ以上

７　経費の額の特例

私道の状況により前各項に定める基準により難い場合において，市長が特に認めたものについては，その都度別に定める額とする。

８　施行期日

令和３年４月１日

広島市告示第１１３号

令和３年３月１０日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関を指定したので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
奏音こどものこころクリニック	広島市中区白島中町２－２　２階	令和３年２月１日	令和９年１月３１日

広島市告示第１１４号

令和３年３月１１日

広島市市税条例（昭和２９年広島市条例第２５号）第３４条の６第１項第３号の寄附金として，平成２１年１２月２８日付け広島市告示第４９８号において指定を行った次の者に対する寄附金について，令和２年３月２７日以後に支出される寄附金については取り消したので，同条第５項の規定により告示する。

広島市長　　松　井　一　實

名称	所在地	取り消しの理由
学校法人常翔学園	大阪市旭区大宮五丁目１６番１号	市内に事務所その他の施設を有しなくなったため。（令和２年３月２７日）

広島市告示第１１５号

令和３年３月１２日

別紙の対象者については，特別定額給付金申請について不備事項があるため，令和３年３月２６日までに補足等を行ってください。

なお，上記期限までに補足等が行われないときは，給付申請を取り下げたものとみなします。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示第１１６号

令和３年３月１２日

広島市市営駐車場条例（昭和４５年広島市条例第１３号）第６条の規定に基づき，広島市市営富士見町第四駐車場の休止を定めた令和３年１月２７日付け広島市告示第３５号を次のとおり改正します。

広島市長　　松　井　一　實

表広島市市営富士見町第四駐車場の項中「令和３年３月１５日（月）午後５時まで」を「令和３年３月１２日（金）午後５時まで」に改める。

広島市告示第１１７号

令和３年３月１２日

広島市市営駐車場条例（昭和４５年広島市条例第１３号）第６条の規定に基づき，路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営河原町第一駐車場	１２区画	令和３年３月１５日（月）午後５時から 同年３月１６日（火）午後５時まで

２　休止する理由

中区役所建設部維持管理課が施工する道路維持管理工事に際し，広島市市営河原町第一駐車場の前面道路を封鎖することで，工事期間中，当該駐車場（２９区画中１２区画）への車両の入出庫が困難になるため。

広島市告示第１１８号

令和３年３月１２日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐南区山本新町一丁目の１１１番１の一部，１１１番６の一部，１１２番１及び１１２番２の一部

２　開発面積

２３，０９２．２５㎡

３　許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区中町７番１６号

東亜地所株式会社

代表取締役　西本　義弘

４　検査済証交付年月日

令和３年３月１２日

広島市告示第１１９号

令和３年３月１８日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安芸区瀬野三丁目の１０４８番，１０７６番２及び１０７８番の一部

２　開発面積

２，８４１．３８㎡

３　許可を受けた者の住所及び氏名

広島市南区東雲二丁目１０番１８号ポルタ東雲１階

株式会社大久保不動産

代表取締役　大久保　正浩

４　検査済証交付年月日

令和３年３月１８日

広島市告示第１２０号

令和３年３月１８日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関の指定の更新をしたので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる機関　略

広島市告示第１２１号

令和３年３月１８日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関の指定の更新をしたので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる機関　略

広島市告示第１２２号

令和３年３月１９日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　供用を開始する年月日

令和３年３月２０日

２　下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

３　供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

（別　紙）

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	南区	向洋大原町の一部	分流
	西区	井口四丁目の一部	
	安佐南区	東原三丁目，長東五丁目，長東六丁目，長東西一丁目及び伴東一丁目の各一部	
	安佐北区	可部東四丁目及び可部南五丁目の各一部	
	佐伯区	五日市中央七丁目の一部	
汚水を排除	西区	山田町の一部	
	安佐南区	祇園七丁目の一部	
	安佐北区	大林四丁目，可部六丁目及び可部東二丁目の各一部	
	安芸区	中野二丁目の一部	
	佐伯区	利松三丁目及び海老園二丁目の各一部	

広島市告示第１２３号

令和３年３月１９日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を，次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第２項において準用する同条第１項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　下水の処理を開始する年月日

令和３年３月２０日

２　下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

（別　紙）

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
西区	山田町及び井口四丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目１番１号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	東原三丁目，祇園七丁目，長東五丁目，長東六丁目，長東西一丁目及び伴東一丁目の各一部	
安佐北区	大林四丁目，可部六丁目，可部東二丁目，可部東四丁目及び可部南五丁目の各一部	
佐伯区	利松三丁目，五日市中央七丁目及び海老園二丁目の各一部	
南区	向洋大原町の一部	位置：広島市南区向洋沖町１番１号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	中野二丁目の一部	

広島市告示第１２４号

令和３年３月１９日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので，広島市下水道条例（昭和４７年広島市条例第９６号）第２１条第２項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　供用を開始する年月日
　令和３年３月２０日
２　汚水を排除し，及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し，及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字市川の一部	市川農業集落排水処理施設
安芸区阿戸町の一部	阿戸農業集落排水処理施設
佐伯区湯来町大字白砂の一部	桷農業集落排水処理施設

広島市告示第１２５号

令和３年３月２３日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，介護扶助のための介護を担当する機関として，次に掲げる介護機関を指定したので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名称	所在地	指定年月日
アクア薬局本通店	広島市中区本通７－２９	平成２０年９月１日

広島市告示第１２６号

令和３年３月２４日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　広島市中区江波南二丁目の１４６８番１２４及び１４６８番１５３
２　開発面積
　２，０１１．５７㎡
３　許可を受けた者の住所及び氏名
　福山市南蔵王町六丁目１２番２２号
　ワウハウス株式会社
　代表取締役　中島　美彦
４　検査済証交付年月日
　令和３年３月２４日

広島市告示第１２７号

令和３年３月２５日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　広島市佐伯区八幡東一丁目の３０２番４，３０２番５，３０２番６，３０２番１１，３０２番１２，３０４番３，３０４番８，３０４番９，３０４番１０，３０５番１，３０５番３及び３０６番
２　開発面積
　２，２３２．７８㎡
３　許可を受けた者の住所及び氏名
　広島市中区吉島東一丁目２０番１９号
　株式会社吉将コーポレーション
　代表取締役　佐伯　明彦
４　検査済証交付年月日
　令和３年３月２５日

広島市告示第１２８号

令和３年３月２６日

都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第５条の２第１項の規定に基づく公募設置等指針を定めたので，同法同条第７項の規定に基づき，次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　公募設置等指針を定めた都市公園（区域）の名称
　中央公園（旧広島市民球場跡地イベント広場）
２　公募設置等指針
　別紙のとおり。

別紙　略

広島市告示第１２９号

令和３年３月２６日

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第２項の規定により，広島市祇園町外二ケ町土地改良区の定款変更を令和３年３月２６日付けで認可したので，同法第３０条第３項の規定により公告します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示第１３０号

令和３年３月２６日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があった

ので，同条第３項が準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
⑴　名　称　ザ・ビッグ安古市店
⑵　所在地　広島市安佐南区大町東三丁目１３２０番地１ほか
２　大規模小売店舗を設置する者
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役　平尾　健一
広島市南区段原南一丁目３番５２号
３　変更事項　略
４　変更年月日　略
５　届出年月日
令和３年３月２２日
６　届出書の縦覧場所
⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
⑵　広島市安佐南区古市一丁目３３番１４号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課
７　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
⑴　縦覧期間
令和３年３月２６日から同年７月２６日まで。ただし，広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）に規定する休日を除く。
⑵　縦覧のできる時間帯
午前８時３０分から午後５時１５分まで
８　意見書の提出
大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定に基づき，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。
９　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限　令和３年７月２６日
⑵　提出先
〒７３０－８５８６
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第１３１号

令和３年３月２６日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
⑴　名　称　ｅｋｉｅ（エキエ）（西区画）
⑵　所在地　広島市南区松原町１１８５番地
２　大規模小売店舗を設置する者
中国ＳＣ開発株式会社
代表取締役社長　竹中　靖
広島市南区松原町１番２号
３　変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙１のとおり
（変更後）別紙２のとおり
４　変更年月日
別紙１，２のとおり
５　届出年月日
令和３年３月２３日
６　届出書の縦覧場所
⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
⑵　広島市南区皆実町一丁目５番４４号
広島市南区役所市民部区政調整課
７　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
⑴　縦覧期間
令和３年３月２６日から同年７月２６日まで。ただし，広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）に規定する休日を除く。
⑵　縦覧のできる時間帯
午前８時３０分から午後５時１５分まで
８　意見書の提出
大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。
９　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限　令和３年７月２６日
⑵　提出先
〒７３０－８５８６
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
別紙１及び別紙２　略

広島市告示第１３２号

令和３年３月２６日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
⑴　名　称　ＬＥＣＴ（レクト）
⑵　所在地　広島市西区扇二丁目１番１ほか
２　大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役　山西　泰明
広島市東区二葉の里三丁目３番１号
株式会社カインズ
代表取締役　土屋　裕雅
埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号
３　変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙１のとおり
（変更後）別紙２のとおり
４　変更年月日
別紙１及び別紙２のとおり
５　届出年月日
令和３年３月２４日
６　届出書の縦覧場所
⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
⑵　広島市西区福島町二丁目２番１号
広島市西区役所市民部区政調整課
７　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
⑴　縦覧期間
令和３年３月２６日から同年７月２６日まで。ただし，広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）に規定する休日を除く。
⑵　縦覧のできる時間帯
午前８時３０分から午後５時１５分まで
８　意見書の提出
大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。
９　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限　令和３年７月２６日
⑵　提出先
〒７３０－８５８６
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
別紙１及び別紙２　略

広島市告示第１３３号
令和３年３月２６日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
⑴　名　称　ゆめタウンみゆき
⑵　所在地　広島市南区宇品西六丁目１３６９番
２　大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役社長　山西　泰明
広島市東区二葉の里三丁目３番１号
３　変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙１のとおり
（変更後）別紙２のとおり
４　変更年月日
別紙１及び別紙２のとおり
５　届出年月日
令和３年３月２４日
６　届出書の縦覧場所
⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
⑵　広島市南区皆実町一丁目５番４４号
広島市南区役所市民部区政調整課
７　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
⑴　縦覧期間
令和３年３月２６日から同年７月２６日まで。ただし，広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）に規定する休日を除く。
⑵　縦覧のできる時間帯
午前８時３０分から午後５時１５分まで
８　意見書の提出
大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。
９　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限　令和３年７月２６日
⑵　提出先
〒７３０－８５８６
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
別紙１及び別紙２　略

広島市告示第１３４号
令和３年３月２６日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１

項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
⑴　名　称　ゆめタウン安古市
⑵　所在地　広島市安佐南区高取北一丁目１３番
２　大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役社長　山西　泰明
広島市東区二葉の里三丁目３番１号
３　変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙１のとおり
（変更後）別紙２のとおり
４　変更年月日
別紙１及び別紙２のとおり
５　届出年月日
令和３年３月２４日
６　届出書の縦覧場所
⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
⑵　広島市安佐南区古市一丁目３３番１４号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課
７　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
⑴　縦覧期間
令和３年３月２６日から同年７月２６日まで。ただし，広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）に規定する休日を除く。
⑵　縦覧のできる時間帯
午前８時３０分から午後５時１５分まで
８　意見書の提出
大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。
９　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限　令和３年７月２６日
⑵　提出先
〒７３０－８５８６
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
別紙１及び別紙２　略

広島市告示第１３５号
令和３年３月２６日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
⑴　名　称　ゆめマート己斐
⑵　所在地　広島市西区己斐本町一丁目１０－３ほか
２　大規模小売店舗を設置する者
和田ビル株式会社
代表取締役　和田　庸子
広島市中区中町１０番８－１６０１号
３　変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）和田ビル株式会社
代表取締役　和田　庸子
広島市西区古江東町１９番１０号
（変更後）和田ビル株式会社
代表取締役　和田　庸子
広島市中区中町１０番８－１６０１号
４　変更年月日
令和２年９月１日
５　届出年月日
令和３年３月２４日
６　届出書の縦覧場所
⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
⑵　広島市西区福島町二丁目２番１号
広島市西区役所市民部区政調整課
７　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
⑴　縦覧期間
令和３年３月２６日から同年７月２６日まで。ただし，広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）に規定する休日を除く。
⑵　縦覧のできる時間帯
午前８時３０分から午後５時１５分まで
８　意見書の提出
大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。
９　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限　令和３年７月２６日
⑵　提出先
〒７３０－８５８６
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第１３６号

令和３年３月２９日

土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第３９条第１項の規定により，広島市荒下土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので，同条第４項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　組合の名称
　広島市荒下土地区画整理組合
２　事業施行期間
　平成３０年３月３０日から令和４年３月３１日まで
３　施行地区
　広島市安佐北区亀山南一丁目及び亀山南二丁目の各一部
４　事務所の所在地
　広島市安佐北区亀山南一丁目１９番２４号
５　設立認可の年月日
　平成３０年３月３０日
６　変更認可の年月日
　令和３年３月２９日

広島市告示第１３７号

令和３年３月３０日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　広島市東区牛田早稲田三丁目９１番１２８の一部
２　開発面積
　１４，７７１．７６㎡
３　許可を受けた者の住所及び氏名
　広島市中区国泰寺町二丁目４番７号
　株式会社トータテ都市開発
　代表取締役　川西　祐二
４　検査済証交付年月日
　令和３年３月３０日

広島市告示第１３８号

令和３年３月３０日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条の規定に基づき，市道の路線を認定した令和３年２月２６日付け広島市告示第７８号を次のとおり修正します。

広島市長　松　井　一　實

（正）

整理番号	路線名	起点	終点
17496	佐伯１区５３１号線	佐伯区石内北二丁目５００８番地４１地先	佐伯区石内北二丁目５００８番地３４地先

（誤）

整理番号	路線名	起点	終点
17496	佐伯１区５３１号線	佐伯区石内北二丁目５００８番地４１地先	佐伯区石内北二丁目５０１３番地３４地先

広島市告示第１３９号

令和３年３月３０日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　広島市佐伯区八幡五丁目の３４０番，３４１番１，３４７番１，３４７番３及び３４８番１
２　開発面積
　１，６９０．０９㎡
３　許可を受けた者の住所及び氏名
　廿日市市桜尾本町９番１２号
　株式会社誠晃
　代表取締役　丸亀　慎爾
４　検査済証交付年月日
　令和３年３月３０日

広島市告示第１４０号

令和３年３月３１日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　広島市佐伯区五日市町大字上小深川字藤川の１０２１０番１
２　開発面積
　１，６１８．６４㎡
３　許可を受けた者の住所及び氏名
　廿日市市佐方二丁目８番１６－２０３号
　藤田　隆史
４　検査済証交付年月日
　令和３年３月３０日

広島市告示第１４１号

令和３年３月３１日

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により農用地利用集積計画を定めたので，同法第１９条の規定により公告します。

なお，この農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号）第１７条に規定する農業経営の状況を除く。）は，広島市経済観光局農林水産部農政課，東区市民部地域起こし推進課，安佐南区役所農林建設部農林課，安佐北区役所農林建設部農林課，安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示第１４２号

令和３年３月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項及び第１１５条の５第２項の規定により，次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので，同法第７８条第２号及び第１１５条の１０第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる者　略

広島市告示第１４３号

令和３年３月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項及び第１１５条の５第２項の規定により，次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので，同法第７８条第２号及び第１１５条の１０第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる者　略

広島市告示第１４４号

令和３年３月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８２条第２項の規定により，次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので，同法第８５条第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる者　略

広島市告示第１４５号

令和３年３月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の５第２項又は第１１５条の１５第２項の規定により，次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので，同法第７８条の１１第２号又は第１１５条の２０第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる者　略

広島市告示第１４６号

令和３年３月３１日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第６条第５項の規定により，次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので，同要綱第７条第１項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる者　略

広島市告示第１４７号

令和３年３月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第９９条第２項の規定により，次に掲げる者から介護老人保健施設の廃止の届出があったので，同法第１０４条の２第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

次に掲げる者　略

広島市告示第１４８号

令和３年３月３１日

公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１１９条第２項及び第１２１条の規定に基づき，選挙にかかる個人演説会等の開催のために必要な設備の程度を別表１，個人演説会等の施設（設備を含む。）の使用のために候補者等が納付すべき費用額を別表２のとおり定める。

広島市長　松　井　一　實

別表１及び別表２　略

広島市告示第１４９号

令和３年３月３１日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき，広島市と三次市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約を添付のとおり締結したので，同法第２５２条の２第２項の規定により，連携協約の締結の経緯及び締結を必要とした理由並びにその概要を付して告示します。

広島市長　松　井　一　實

添付のとおり　略

広島市告示第１５０号

令和３年３月３１日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定に基づき，広島市と次の市町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約を添付のとおり変更したので，同法第２５２条の２第２項の規定により，連携協約の変更の経緯及び変更締結を必要とした理由並びにその概要を付して告示します。

広島市長　　松　井　一　實

連携協約を変更した市町

廿日市市，山口県大島郡周防大島町

添付のとおり　略

広島市告示第１５１号

令和３年３月３１日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　供用を開始する年月日

令和３年３月３１日

２　下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

３　供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

（別　紙）

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	佐伯区	皆賀一丁目の一部	分流
汚水を排除	東区	戸坂惣田二丁目の一部	
	西区	井口四丁目の一部	
	安佐北区	大林四丁目の一部	

広島市告示第１５２号

令和３年３月３１日

公共下水道の終末処理場による下水の処理を，次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第２項において準用する同条第１項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　下水の処理を開始する年月日

令和３年３月３１日

２　下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

（別　紙）

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
東区	戸坂惣田二丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目１番１号 名称：広島市西部水資源再生センター
西区	井口四丁目の一部	
安佐北区	大林四丁目の一部	
佐伯区	皆賀一丁目の一部	

広島市告示第１５３号

令和３年３月３１日

広島市市営住宅等条例（平成９年広島市条例第３５号）第１４条の規定に基づき，特賃住宅を除く市営住宅の令和３年４月から令和４年３月までの家賃について別紙のとおり定めます。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示第１５４号

令和３年３月３１日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，教育委員会学校教育部西部地区学校事務センターの事務の一部を次のとおり委任させましたので告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　委任を受けた物品出納員

教育委員会学校教育部西部地区学校事務センター

管理係長　山本　和也

２　委任した事務

教育委員会学校教育部西部地区学校事務センターにおける物品の出納保管に関する事務

３　委任期間

令和３年２月２６日からの教育委員会学校教育部西部地区学校事務センター所長職務復帰の日まで

広島市告示第１５５号

令和３年３月３１日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関を指定したので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
あおばクリニック広島院	広島市中区紙屋町一丁目２－２２広島トランヴェールビルディング地下１階	令和３年３月１７日	令和９年３月１６日

なないろ薬局	広島市東区曙二丁目８－１８－１０２	令和３年４月１日	令和９年３月３１日
そらいろ薬局	広島市南区東雲本町二丁目１７－６	令和３年３月１日	令和９年２月２８日
訪問看護ステーションエムスマイル	広島市南区翠五丁目１２－１０－２０１アメニティ翠	令和３年３月１日	令和９年２月２８日
医療法人健真会　藤本歯科クリニック西広島	広島市西区己斐本町一丁目２３－１８－２０２	令和３年４月１日	令和９年３月３１日
オール薬局楽々園店	広島市佐伯区楽々園三丁目１－８	令和３年４月１日	令和９年３月３１日

広島市告示第１５６号

令和３年３月３１日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので，生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次に掲げる指定医療機関　略

広島市告示第１５７号

令和３年３月３１日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので，生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次に掲げる指定医療機関　略

広島市告示第１５８号

令和３年３月３１日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から再開の届出があったので，生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次に掲げる指定医療機関　略

広島市告示第１５９号

令和３年３月３１日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第２項において準用する同法第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので，生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

医療扶助のための施術者　略

広島市告示第１６０号

令和３年３月３１日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第２項において準用する同法第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者から変更の届出があったので，生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

医療扶助のための施術者　略

広島市告示第１６１号

令和３年３月３１日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので，同条第３項が準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　⑴　名　称　アルパーク北棟
　⑵　所在地　広島市西区草津南四丁目２００３番地１ほか
２　大規模小売店舗を設置する者
　三井不動産株式会社
　代表取締役　菰田　正信
　東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
３　変更事項　略
４　変更年月日
　令和３年３月３１日
５　届出年月日
　令和３年３月２９日
６　届出書の縦覧場所
　⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
　　広島市経済観光局産業振興部商業振興課
　⑵　広島市西区福島町二丁目２番１号

広島市西区役所市民部区政調整課

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

⑴　縦覧期間

令和３年３月３１日から同年７月３１日まで。ただし，広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）に規定する休日を除く。

⑵　縦覧のできる時間帯

午前８時３０分から午後５時１５分まで

8　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定に基づき，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限　令和３年７月３１日

⑵　提出先

〒７３０－８５８６

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第１６２号

令和３年３月３１日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので，同条第３項が準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

⑴　名　称　アルパーク北棟

⑵　所在地　広島市西区草津南四丁目２００３番地１ほか

2　大規模小売店舗を設置する者

三井不動産株式会社

代表取締役　菰田　正信

東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号

3　変更事項　略

4　変更年月日

令和３年３月３１日

5　届出年月日

令和３年３月２９日

6　届出書の縦覧場所

⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

⑵　広島市西区福島町二丁目２番１号

広島市西区役所市民部区政調整課

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

⑴　縦覧期間

令和３年３月３１日から同年７月３１日まで。ただし，広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）に規定する休日を除く。

⑵　縦覧のできる時間帯

午前８時３０分から午後５時１５分まで

8　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定に基づき，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限　令和３年７月３１日

⑵　提出先

〒７３０－８５８６

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示（中区）第３４号

令　和　３　年　３　月　４　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第３５号

令　和　３　年　３　月　４　日

本市が管理する駐輪場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，２月１５日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第３６号

令　和　３　年　３　月　４　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第３７号

令　和　３　年　３　月　４　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第３８号

令　和　３　年　３　月　４　日

本市が管理する駐輪場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，２月１９日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第３９号

令　和　３　年　３　月　４　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第４０号

令　和　３　年　３　月　４　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第４１号

令　和　３　年　３　月　４　日

本市が管理する駐輪場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，２月２５日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第４２号

令　和　３　年　３　月　４　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第４３号

令　和　３　年　３　月　４　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第４４号

令　和　３　年　３　月　１　０　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第４５号

令　和　３　年　３　月　１　０　日

本市が管理する駐輪場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，３月３日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第４６号

令　和　３　年　３　月　１　０　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第４７号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ ０ 日

本市が管理する駐輪場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，３月４日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第４８号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ ０ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第４９号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ ７ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第５０号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ ７ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第５１号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ ７ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第５２号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ ７ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第５３号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ ７ 日

本市が管理する駐輪場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，３月８日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第５４号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ ７ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第５５号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ ７ 日

本市が管理する駐輪場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，３月５日，６日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第５６号

令 和 ３ 年 ３ 月 ２ ２ 日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８６条の２第１項の規定に基づき，下記のとおり一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等をしましたので，同条第６項に基づき告示します。

この関係図書は，中区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

記

１　対象区域の名称　基町アパート
２　対象区域の位置　広島市中区基町１－３外２３筆
３　認定番号　第Ｒ０２認定通知広島市建築１００００２号
４　認定年月日　令和３年３月２２日
５　対象区域及びその区域内の建築物等の概要
別紙認定計画書による。

別紙　略

広島市告示（中区）第５７号

令和３年３月２４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第５８号

令和３年３月２４日

本市が管理する駐輪場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，３月１３日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第５９号

令和３年３月２４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第６０号

令和３年３月２４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第６１号

令和３年３月２４日

本市が管理する駐輪場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，３月１８日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第６２号

令和３年３月２４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第７号

令和３年３月２日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第８号

令和３年３月２日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第９号

令　和　３　年　３　月　９　日

都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条の２の規定に基づき，都市公園を次のように設置します。

その関係図面は，令和３年３月９日から同月２３日まで広島市東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

名称	所在地	供用開始の期日	区域
山根町第五公園	東区山根町字大内越３０番１７	令和３年３月９日	別図のとおり

別図　略

広島市告示（東区）第１０号

令　和　３　年　３　月　１　２　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１１号

令　和　３　年　３　月　１　６　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は，広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　指定番号　　第５号
２　指定年月日　　令和３年３月１６日
３　道路の位置　　広島市東区尾長西一丁目２８５番２の一部
４　幅員　　４．８５メートル
５　延長　　１８．３７メートル

広島市告示（東区）第１２号

令　和　３　年　３　月　１　８　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１３号

令　和　３　年　３　月　１　９　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は，令和３年３月１９日から同年４月２日まで，広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	５区８７号里道	東区尾長東三丁目９０９番１地先から９２８番１地先まで

広島市告示（東区）第１４号

令　和　３　年　３　月　１　９　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は，令和３年３月１９日から同年４月２日まで，広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	東区３４号里道	尾長東三丁目１８番１２地先から１８番１２地先まで
	新	東区３４号里道	尾長東三丁目８９６番７地先から１８番１０地先まで

広島市告示（東区）第１５号

令　和　３　年　３　月　３　０　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は，広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　指定番号　　第６号
２　指定年月日　　令和３年３月３０日
３　道路の位置　　広島市東区牛田旭二丁目の１０１７番１０の一部，１０１７番１１の一部及び１０１７番１３の一部
４　幅員　　５．００～５．１５メートル
５　延長　　３０．８０メートル

広島市告示（南区）第２３号

令　和　３　年　３　月　１　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（南区）第２４号

令　和　３　年　３　月　８　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（南区）第２５号

令　和　３　年　３　月　８　日

広島駅南口第二自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記の自転車等については，令和３年３月５日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第２６号

令　和　３　年　３　月　９　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（南区）第２７号

令　和　３　年　３　月　１　０　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第４号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，南区役所建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　　松　井　一　實

１　指定番号　　第１号
２　指定年月日　　令和３年３月１０日
３　路線名　　都市計画道路霞庚午線（８・９工区）
４　道路の位置　　起点　南区旭一丁目１３３７－１５地先
　　終点　南区旭一丁目１６７９－４地先
５　道路の幅員　　１８．００ｍ～２２．５０ｍ
６　道路の延長　　２６．０ｍ

広島市告示（南区）第２８号

令　和　３　年　３　月　１　１　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（南区）第２９号

令　和　３　年　３　月　１　７　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（南区）第３０号

令　和　３　年　３　月　１　９　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（南区）第３１号

令　和　３　年　３　月　２　３　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（南区）第３２号

令　和　３　年　３　月　２　４　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

この関係図書は，広島市南区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１．廃止番号　　第１号
２．廃止年月日　　令和３年３月２４日
３．道路の位置　　広島市南区東雲二丁目１０５４番３
４．幅員及び延長　幅員　４メートル
　　延長　３３メートル

広島市告示（南区）第３３号

令　和　３　年　３　月　２　５　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（南区）第３４号

令　和　３　年　３　月　２　５　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第３５号

令　和　３　年　３　月　２　５　日

旭町駐輪場に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，令和３年３月２４日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第３６号

令　和　３　年　３　月　２　９　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第３７号

令　和　３　年　３　月　２　９　日

広島駅南口第二自転車等駐車場及び広島駅南口第三Ａ自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記の自転車等については，令和３年３月２６日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第３８号

令　和　３　年　３　月　３　０　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第１９号

令　和　３　年　３　月　１　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により別表の自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別表　略

広島市告示（西区）第２０号

令　和　３　年　３　月　１　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により別表の自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別表　略

広島市告示（西区）第２１号

令　和　３　年　３　月　２　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により別表の自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別表　略

広島市告示（西区）第２２号

令　和　３　年　３　月　５　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定番号　第３号
２　指定年月日　令和３年３月５日
３　道路の位置　広島市西区草津梅が台１８６０番１の一部，１８６０番４の一部及び１８８５番の一部
４　幅員及び延長　幅員　４．５０メートル
　　延長　３０．６２メートル

広島市告示（西区）第２３号

令　和　３　年　３　月　１　１　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により別表の自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別表　略

広島市告示（西区）第２４号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ １ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により別表の自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別表　略

広島市告示（西区）第２５号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ ５ 日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定番号　第４号
２　指定年月日　令和３年３月１５日
３　道路の位置　広島市西区南観音四丁目１１４１番８
４　幅員及び延長　幅員　４．００メートル
　　延長　１７．７８メートル

広島市告示（西区）第２６号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ ９ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により別表の自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別表　略

広島市告示（西区）第２７号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ ９ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により別表の自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別表　略

広島市告示（西区）第２８号

令 和 ３ 年 ３ 月 ２ ４ 日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定変更しました。

この関係図書は，広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定変更番号　第５号
２　指定変更年月日　令和３年３月２４日
３　道路の位置　広島市西区井口一丁目９３０番１，９３０番２，９３２番１，９３２番２の一部，９３２番３，９３２番４，９３２番６，９３６番１，９３６番２，９３２番３地先水路，９３２番４地先水路，９３６番１地先里道，９３２番２地先里道及び９２１番地先水路
４　幅員及び延長　幅員　４．５メートル
　　延長　３６．１８メートル

広島市告示（西区）第２９号

令 和 ３ 年 ３ 月 ３ １ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により別表の自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別表　略

広島市告示（西区）第３０号

令 和 ３ 年 ３ 月 ３ １ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により別表の自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別表　略

広島市告示（安佐南区）第２３号

令　和　３　年　３　月　９　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は，令和３年３月９日から同年３月２３日まで，広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安佐南１区１７７号里道	安佐南区八木九丁目３８５３番地先から 安佐南区八木九丁目３８５１番地先まで

広島市告示（安佐南区）第２４号

令　和　３　年　３　月　１　５　日

長期間駐車されていた自転車等については，令和３年３月１０日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（安佐南区）第２５号

令　和　３　年　３　月　１　６　日

令和３年第１回緑井財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長　　松　井　一　實

招集日時　令和３年３月２６日（金）午後４時
招集場所　佐東公民館　２階ホール
議事日程　日程第１　会期の決定について
　　日程第２　（第１号議案）令和３年度緑井財産区会計歳入歳出予算について
　　日程第３　（決議案第１号）緑井財産区の廃止に関する決議について
　　日程第４　（決議案第２号）緑井財産区議会設置条例の一部改正に関する決議について

広島市告示（安佐南区）第２６号

令　和　３　年　３　月　２　２　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　指定番号　　第２１号
２　指定年月日　　令和３年３月２２日
３　道路の位置　　広島市安佐南区緑井四丁目の３４３４番２の一部，３４３５番の一部及び３４３５番２の一部
４　幅員及び延長　幅員　４．２０メートル
　　延長　３７．３４メートル

広島市告示（安佐南区）第２７号

令　和　３　年　３　月　２　６　日

長期間駐車されていた自転車等については，令和３年３月２５日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（安佐北区）第２３号

令　和　３　年　３　月　１　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は，令和３年３月１日から同月１５日まで，広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	Ｋ３－Ｆ３－Ｌ町屋－６－２６号水路	安佐北区三入五丁目３０１番１地先から同所３０１番１地先まで

広島市告示（安佐北区）第２４号

令　和　３　年　３　月　１　日

安佐北区の無料駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車等については，２月２５日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申し出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐北区）第２５号

令　和　３　年　３　月　１　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により，２月２５日に別紙のとおり自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐北区）第２６号

令　和　３　年　３　月　１　日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき，平成１５年９月５日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋三区町内会（代表者　平川　耐）について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　　松　井　一　實

１　変更があった事項
　事務所，代表者の氏名及び住所
２　変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区三入六丁目１７番７－２号	広島市安佐北区三入六丁目２１番１５号

代表者の氏名及び住所	平川　耐 広島市安佐北区三入六丁目１７番７－２号	西本　清二 広島市安佐北区三入六丁目２１番１５号

広島市告示（安佐北区）第２７号

令　和　３　年　３　月　１　日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき，令和元年１０月１０日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した布自治会（代表者　船木　訓雄）について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　　松　井　一　實

１　変更があった事項
　代表者の氏名及び住所
２　変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区安佐町大字飯室６６６８番地	広島市安佐北区安佐町大字飯室６２８７番地
代表者の氏名及び住所	船木　訓雄 広島市安佐北区安佐町大字飯室６６６８番地	織辺　勇 広島市安佐北区安佐町大字飯室６２８７番地

広島市告示（安佐北区）第２８号

令　和　３　年　３　月　１　日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき，平成１５年９月５日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋二区町内会（代表者　清水　利治）について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　　松　井　一　實

１　変更があった事項
　事務所，代表者の氏名及び住所
２　変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区三入五丁目８番２０－４号	広島市安佐北区三入五丁目１１番９号
代表者の氏名及び住所	清水　利治 広島市安佐北区三入五丁目８番２０－４号	米重　秋男 広島市安佐北区三入五丁目１１番９号

広島市告示（安佐北区）第２９号

令　和　３　年　３　月　１　日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき，平成２６年３月１４日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した海戸古川町内会（代表者　鈴木　務）について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　　松　井　一　實

１　変更があった事項
　事務所，代表者の氏名及び住所
２　変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区白木町大字三田５２２番地１３	広島市安佐北区白木町大字三田１０５２６番地２
代表者の氏名住所	鈴木　務 広島市安佐北区白木町大字三田５２２番地１３	山下　仁 広島市安佐北区白木町大字三田１０５２６番地２

広島市告示（安佐北区）第３０号

令　和　３　年　３　月　２　日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき，平成１３年３月７日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した下大毛寺町内会（代表者　吉村　昭彦）について，次のとおり変更しましたので，同条第１０項後段の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　変更があった事項
　事務所，代表者の氏名及び住所
２　変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区亀山四丁目９番１２－４号	広島市安佐北区亀山三丁目５番４号
代表者の氏名及び住所	吉村　昭彦 広島市安佐北区亀山四丁目９番１２－４号	上手　新一 広島市安佐北区亀山三丁目５番４号

広島市告示（安佐北区）第３１号

令　和　３　年　３　月　９　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は，令和３年３月９日から同月２３日まで，広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	安佐北３区１３０７号里道	安佐北区亀山四丁目１１２９番１地先から同所１１２８番地先まで
	新	安佐北３区１３０７号里道	安佐北区亀山四丁目１１２９番１地先から同所１１２９番１地先まで

広島市告示（安佐北区）第３２号

令　和　３　年　３　月　９　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市安佐北区役所農林建設部建築課におい

て一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１．指定番号　　第１０号
２．指定年月日　　令和３年３月９日
３．道路の位置　　広島市安佐北区三入二丁目５３０番１の一部
４．幅員及び延長　幅員　４．４３メートル～５．００メートル
　　延長　４０．００メートル

広島市告示（安佐北区）第３３号

令　和　３　年　３　月　１　７　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１．指定番号　　第１１号
２．指定年月日　　令和３年３月１７日
３．道路の位置　　広島市安佐北区亀山二丁目の１１５５番６の一部，１１５７番５の一部及び１１５７番６の一部
４．幅員及び延長　幅員　４．５０メートル～６．００メートル
　　延長　３４．８０メートル

広島市告示（安佐北区）第３４号

令　和　３　年　３　月　１　８　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１．指定番号　　第１２号
２．指定年月日　　令和３年３月１８日
３．道路の位置　　広島市安佐北区口田南六丁目の１６１６番１の一部，１６１７番６の一部及び１６１７番７の一部
４．幅員及び延長　幅員　４．００メートル
　　延長　２８．３４メートル

広島市告示（安佐北区）第３５号

令　和　３　年　３　月　１　９　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は，令和３年３月１９日から同年４月２日まで，広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	安佐北３区５３９号里道	安佐北区亀山南一丁目１０５番４地先から同所１０５番３地先まで
	新	安佐北３区５３９号里道	安佐北区亀山南一丁目１０５番７地先から同所１０５番９地先まで

広島市告示（安佐北区）第３６号

令　和　３　年　３　月　３　０　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は，令和３年３月３０日から同年４月１３日まで，広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	Ｋ４－Ｆ１－Ｂ昼谷３７－２号水路	安佐北区白木町志路２６６２番１地先から同所２６６２番１地先まで

広島市告示（安佐北区）第３７号

令　和　３　年　３　月　３　０　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は，令和３年３月３０日から同年４月１３日まで，広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	Ｋ４－Ｆ１－Ｂ昼谷－３７－５５号水路	安佐北区白木町志路２６６１番１地先から同所２６６１番１地先まで

広島市告示（安佐北区）第３８号

令　和　３　年　３　月　３　０　日

安佐北区の無料駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車等については，３月２５日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申し出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐北区）第３９号

令　和　３　年　３　月　３　０　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により，３月２５日に別紙のとおり自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規

定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安芸区）第２０号

令　和　３　年　３　月　４　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により別表の自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別表　略

広島市告示（安芸区）第２１号

令　和　３　年　３　月　４　日

本市が管理する駐輪場内に，長期間放置されていた自転車は，広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（安芸区）第２２号

令　和　３　年　３　月　４　日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，令和３年３月４日から同月１８日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市　道	安芸２区２８号線	広島市安芸区阿戸町字葛谷６８０３番地１地先から広島市安芸区阿戸町字葛谷６８０３番地６地先まで	旧	メートル 3.32 ～ 5.93	メートル 10.00
			新	メートル 3.50 ～ 10.22	メートル 10.00

広島市告示（安芸区）第２３号

令　和　３　年　３　月　４　日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，令和３年３月４日から同月１８日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市　道	安芸２区２８号線	広島市安芸区阿戸町字葛谷６８０３番地１地先から広島市安芸区阿戸町字葛谷６８０３番地６地先まで	旧	メートル 3.32 ～ 5.93	メートル 10.00
			新	メートル 3.50 ～ 10.22	メートル 10.00

広島市告示（安芸区）第２４号

令　和　３　年　３　月　９　日

都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条の２に基づき，都市公園を次のとおり設置します。

その関係図書は，令和３年３月９日から同月２３日まで，広島市安芸区農林建設部維持管理課において縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

記

名称	所在地	供用開始の日	区域
瀬野川緑地	広島市安芸区中野一丁目２５３０地先～広島市安芸区中野五丁目１９地先	令和３年３月９日	別図のとおり

別図　略

広島市告示（安芸区）第２５号

令　和　３　年　３　月　１　７　日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，令和３年３月１７日から同月３１日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
主要地方道	下瀬野海田線	広島市安芸区畑賀町字赤羽根１０２７９番地１地先から広島市安芸区畑賀町字赤羽根１０２８０番地１地先まで	旧	メートル 4.70 ～ 5.70	メートル 67.70
			新	メートル 11.00 ～ 15.00	メートル 67.70

広島市告示（安芸区）第２６号

令　和　３　年　３　月　１　７　日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，令和３年３月１７日から同月３１日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
主要地方道	下瀬野海田線	広島市安芸区畑賀町字赤羽根１０２７９番地１地先から広島市安芸区畑賀町字赤羽根１０２８０番地１地先まで	旧	メートル 4.70 ～ 5.70	メートル 67.70
			新	メートル 11.00 ～ 15.00	メートル 67.70

広島市告示（安芸区）第２７号

令　和　３　年　３　月　２　４　日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，令和３年３月２４日から同年４月７日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
県　道	津江八本松線	広島市安芸区阿戸町字西方２４２９番地１地先から広島市安芸区阿戸町字上田２１０１番地地先まで	旧	メートル 6.40 ～ 9.00	メートル 417.96
			新	メートル 9.00 ～ 12.00	メートル 417.96

広島市告示（安芸区）第２８号

令　和　３　年　３　月　２　４　日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，令和３年３月２４日から同年４月７日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
県　道	津江八本松線	広島市安芸区阿戸町字西方２４２９番地１地先から広島市安芸区阿戸町字上田２１０１番地地先まで	旧	メートル 6.40 ～ 9.00	メートル 417.96
			新	メートル 9.00 ～ 12.00	メートル 417.96

広島市告示（安芸区）第２９号

令　和　３　年　３　月　２　６　日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，令和３年３月２６日から同年４月９日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
主要地方道	下瀬野海田線	広島市安芸区畑賀町字鹿子垣内１０２７７番地１地先から広島市安芸区畑賀町字赤羽根１０２７９番地地先まで	旧	メートル 3.40 ～ 6.80	メートル 214.20
			新	メートル 3.40 ～ 23.00	メートル 214.20
			新	メートル 5.00 ～ 22.00	メートル 117.00

広島市告示（安芸区）第３０号

令　和　３　年　３　月　２　６　日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，令和３年３月２６日から同年４月９日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
主要地方道	下瀬野海田線	広島市安芸区畑賀町字鹿子垣内１０２７７番地１地先から広島市安芸区畑賀町字赤羽根１０２７９番地地先まで	旧	メートル 3.40 ～ 6.80	メートル 214.20
			新	メートル 3.40 ～ 23.00	メートル 214.20
			新	メートル 5.00 ～ 22.00	メートル 117.00

広島市告示（安芸区）第３１号

令　和　３　年　３　月　２　６　日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法

律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，令和３年３月２６日から同年４月９日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
一般県道	矢野海田線	広島市安芸区矢野新町二丁目１６番地地先から広島市安芸区矢野新町二丁目１６番地地先まで	旧	メートル 0.00 ～ 4.98	メートル 16.87
			新	メートル 0.00 ～ 10.05	メートル 16.87

広島市告示（安芸区）第３２号

令　和　３　年　３　月　２　６　日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，令和３年３月２６日から同年４月９日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
一般県道	矢野海田線	広島市安芸区矢野新町二丁目１６番地地先から広島市安芸区矢野新町二丁目１６番地地先まで	旧	メートル 0.00 ～ 4.98	メートル 16.87
			新	メートル 0.00 ～ 10.05	メートル 16.87

広島市告示（安芸区）第３３号

令　和　３　年　３　月　２　９　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により別表の自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別表　略

広島市告示（安芸区）第３４号

令　和　３　年　３　月　２　９　日

本市が管理する駐輪場内に，長期間放置されていた自転車は，広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（安芸区）第３５号

令　和　３　年　３　月　２　９　日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，令和３年３月２９日から同年４月１２日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市　道	安芸１区３３５号線	広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山１０６１９番地１８４地先から広島市安芸区上瀬野町字瀬野越山１０６１９番地１６７地先まで	旧	メートル 4.00 ～ 6.00	メートル 84.00
			新	メートル 5.00 ～ 11.00	メートル 84.00
			新	メートル 5.00 ～ 6.00	メートル 59.00

広島市告示（安芸区）第３６号

令　和　３　年　３　月　２　９　日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定に基づき，広島市瀬野福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので，同条第２項の規定に基づき告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委託を受ける者
　大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目７番１２号
　テルウェル西日本株式会社
　代表取締役社長　山本　博敏
２　委託する期間
　令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

広島市告示（安芸区）第３７号

令　和　３　年　３　月　２　９　日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定に基づき，広島市矢野福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので，同条第２項の規定に基づき告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委託を受ける者
　広島市中区基町５番４４号

三栄パブリックサービス株式会社
代表者　代表取締役　戸林　英行
２　委託する期間
令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

広島市告示（佐伯区）第２７号

令　和　３　年　３　月　４　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第２８号

令　和　３　年　３　月　５　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　指定番号　　第１６号
２　指定年月日　　令和３年３月５日
３　道路の位置　　広島市佐伯区八幡二丁目２９３番７の一部
４　幅員及び延長　幅員　４．４０メートル
　　延長　３９．０９メートル

広島市告示（佐伯区）第２９号

令　和　３　年　３　月　９　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第３０号

令　和　３　年　３　月　１　１　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第３１号

令　和　３　年　３　月　１　６　日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１０項の規定に基づき，令和３年３月１６日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した八幡原共同町内会について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　　松　井　一　實

変更があった事項及び内容
１　代表者氏名及び住所，並びに事務所の所在地
　代表者　西　克己
　住　所　広島市佐伯区湯来町大字白砂２７８７番地
　事務所の所在地　広島市佐伯区湯来町大字白砂２７８７番地
２　変更の年月日
　令和３年３月１６日

広島市告示（佐伯区）第３２号

令　和　３　年　３　月　１　７　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第３３号

令　和　３　年　３　月　１　７　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図書は，令和３年３月１７日から同月３１日まで，広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区分	路線名等	所在
里道	佐伯１区Ｈ－２－２２３－３９号里道	広島市佐伯区五日市町大字石内字川原６５６７番６の一部
水路	Ｋ４－Ｈ－２－２２３－４０号水路	広島市佐伯区五日市町大字石内字川原６５６７番５の一部
里道	佐伯１区Ｈ－２－２１５－２２号里道	広島市佐伯区五日市町大字石内字川原６５６７番６の一部
水路	Ｋ４－Ｈ－２－２１５－２３号水路	広島市佐伯区五日市町大字石内字川原６５６７番５の一部

広島市告示（佐伯区）第３４号

令　和　３　年　３　月　１　９　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示しま

す。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第３５号

令　和　３　年　４　月　１　日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定に基づき，佐伯運動公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務を次のとおり委託したので，同条第２項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委託を受けた者
　広島市中区基町５番４４号
　三栄パブリックサービス株式会社
　代表取締役　戸林　英行
２　委託した期間
　令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

広島市告示（佐伯区）第３６号

令　和　３　年　３　月　３　０　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第３７号

令　和　３　年　３　月　３　１　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第２号

令　和　３　年　３　月　２　日

令和３年３月１日現在における地方自治法（昭和２２年法律第６７号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は，次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長　二　國　則　昭

１　地方自治法第７４条第１項（条例の制定又は改廃の請求）及び第７５条第１項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第５条第１項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１の数
　１９，６８５人
２　地方自治法第７６条第１項（議会の解散の請求），第８１条第１項（市長の解職の請求）及び第８６条第１項（副市長，市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数
　２２３，０３２人
３　地方自治法第８０条第１項（議員の解職の請求）及び地方自治法第８６条第１項（区の選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の３分の１の数

中　区	３８，１９３人
東　区	３３，００５人
南　区	３９，４０１人
西　区	５１，９７８人
安佐南区	６５，２１７人
安佐北区	４０，１６４人
安芸区	２１，５７１人
佐伯区	３８，５５７人

４　市町村の合併の特例に関する法律第４条第１１項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第５条第１５項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数
　１６４，０４２人

広島市選挙管理委員会告示第３号

令　和　３　年　３　月　２　９　日

広島市公職選挙事務取扱規程の一部改正について

広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長　二　國　則　昭

広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

広島市公職選挙事務取扱規程（昭和５５年広島市選挙管理委員会告示第１７号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４条・」を削り，「第７条」を「第８条」に，「第２節　海区漁業調整委員会委員選挙（第１７７条の２～第１８０条）」を「第２節　削除」に改める。

第２条中「，「漁法」とは，漁業法（昭和２４年法律第２６７号）を」を削る。

第４条を次のように改める。

第４条　削除

第６条の２第２項中「委員会」に」を「委員会」と」に改める。

第４５条の２第１項の表及び第４５条の４第１項の表中「第４０条」を「第４０条第１項」に改める。

第１４７条中第２項を削る。

第１６８条第２項中「規定により」を削り，「政治活動用ポスター検印票」を「検印票」に，「これに政党その他の政治団体名を記入し，押印のうえ，」を「検印を受けようとする」に改め，同条第５項中「政治活動用ポスター」を削り，同項を同条第６項とし，同条第４項を同条第５項とし，同条第３項中「検印した」を「検印をした」に，「政治活動用ポスター検印票にその枚数を記入し，取扱者の印を押すものと」を「第２項の検印票に検印をした政治活動用ポスターの枚数その他所要事項を記入」に，「当該検印票によつて検印を受けることのできる数」を「１，０００枚（市の議会の議員の選挙にあつては５０枚）」に，「これ」を「当該検印票」に改め，同項を同条第４項とし，同条第２項の次に次の１項を加える。

３　市の委員会は，前項の検印票１枚につき１，０００枚（市の議会の議員の選挙にあつては５０枚）以内の政治活動用ポスターに検印を行うものとする。

第３章２節を次のように改める。

第２節　削除

第１７７条の２から第１８０条まで　削除

第１８１条の３の見出し中「ポスター」を「選挙運動用ポスター」に改め，同条第１項中「ポスター」の右に「(以下「選挙運動用ポスター」という。)」を加え，同条第２項中「選挙用ポスター」を削り，「これに候補者の氏名を記入し，押印のうえ，ポスター」を「検印を受けようとする選挙運動用ポスター」に，「ポスターが」を「選挙運動用ポスターが」に改め，同条第５項中「選挙用ポスター」を削り，同項を同条第６項とし，同条第４項を同条第５項とし，同条第３項中「ポスターに検印したときは，選挙用ポスター検印票にその枚数を記入し，取扱者の印を押すものと」を「選挙運動用ポスターに検印をしたときは，第２項の検印票に検印をした選挙運動用ポスターの枚数その他所要事項を記入」に，「検印したポスター」を「検印をした選挙運動用ポスター」に，「当該検印票によつて検印を受けることのできる数」を「５００枚」に，「これ」を「当該検印票」に改め，同項を同条第４項とし，同条第２項の次に次の１項を加える。

３　区の委員会は，前項の検印票１枚につき５００枚以内の選挙運動用ポスターに検印を行うものとする。

第１８２条中「(第７９条の規定を除く。)」を削り，「同節第２款」の右に「，同節第３款」を，「準用する。」の右に「この場合，第９３条中「第５号」とあるのは「第７号」と読み替えるものとする。」を加える。

別記目次中「第１号様式　選挙権を有しない者の通知」を「第１号様式　削除」に，「第１４４号様式　引継書」を「第１４４号様式　削除」に，

「第１７０号様式　縦覧場所の告示
第１７１号様式　選挙人名簿の登録に関する異議申出書」を
「第１７０号様式及び第１７１号様式　削除」に改める。

別記第１号様式を次のように改める。

第１号様式　削除

別記第３号様式中「平成」を削り，

「広島市選挙管理委員会
委員長　氏名　　」を「広島市選挙管理委員会
委員長　氏名　　」に改め，

「印」を削る。

別記第３号様式の２中「平成」を削り，

「広島県選挙管理委員会
委員長　氏名　　」を「広島県選挙管理委員会
委員長　氏名　　」に改め，

「印」を削り，

「備考　分割開票区を設置，廃止又は変更する特別な事情を添付すること。
注１　数市町村合同開票区の場合は，この様式中「分割開票区」を「数市町村合同開票区」とし，「第１項」を「第２項」とする。
２　数区合同開票区の場合は，この様式中「分割開票区」を「数区合同開票区」とし，「第１項」を「第３項」とする。」を

「備考１　分割開票区を設置，廃止又は変更する特別な事情を添付すること。
２　数市町村合同開票区の場合は，この様式中「分割開票区」を「数市町村合同開票区」とし，「第１項」を「第２項」とする。
３　数区合同開票区の場合は，この様式中「分割開票区」を「数区合同開票区」とし，「第１項」を「第３項」とする。」に

改める。

別記第８号様式中「平成」及び「㊞」を削り，

「(注)　本申出書は，連名により行うこともできる。」を

「備考１　申出は，連名により行うこともできる。
２　異議申出人本人が申し出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が申し出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，異議申出人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。」に

改める。

別記第１４号様式その１中「平成」及び「㊞」を削り，

「（注）　理由欄の記載例
１　○年○月○日に○○県○○市○○町○○番地から転入（へ転出）し届出をした。」を

２　○年○月○日に死亡した。
３　○年○月○日に日本国籍を失った。　」
「備考１　理由欄の記載例は次のとおりである。
⑴　○年○月○日に○○県○○市○○町○○番地から転入（へ転出）し届出をした。
⑵　○年○月○日に死亡した。
⑶　○年○月○日に日本国籍を失った。
２　調査請求者本人が請求する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が請求する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，調査請求者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。　」
改める。
別記第１８号様式中「平成」及び「印」を削る。
別記第１８号様式の２その１中「平成」及び「印」を削り，同様式その２中「選挙管理委員会」を「何区選挙管理委員会」に改め，「平成」及び「広島市何区の」を削る。
別記第１８号様式の４中「平成」及び「㊞」を削り，
「(注)　本申出は，連名により行うこともできる。」を
「備考１　申出は，連名により行うこともできる。
２　異議申出人本人が申し出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が申し出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，異議申出人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。　」
改める。
別記第１８号様式の８その１中「平成」及び「㊞」を削り，
「（注）　理由欄の記載例
１　○年○月○日に○○から○○へ転出（転入）した。
２　○年○月○日に死亡した。
３　○年○月○日に日本国籍を失った。　」
「備考１　理由欄の記載例は次のとおりである。
⑴　○年○月○日に○○から○○へ転出（転入）した。
⑵　○年○月○日に死亡した。
⑶　○年○月○日に日本国籍を失った。
２　調査請求者本人が請求する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が請求する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，調査請求者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。　」
改める。
別記第１８号様式の１２中「平成」及び「印」を削る。
別記第２２号様式その２中「第４１条の２第５項の規定により適用される同法」及び「第４８条の３の規定により適用される同令」を削り，同様式その３中「第４８条の２第５項の規定により適用される同法」及び「第４９条の７の規定により適用される同令」を削る。
別記第２３号様式中「㊞」を削り，「注意」を「備考」に，「してください」を「すること」に改める。
別記第３４号様式備考２中「政治団体（党派）名」を「政治団体（党派）の名称」に改める。
別記第３６号様式その１中「印」を削り，同様式その２中「印」を削り，
「備考　広島市選挙管理委員会からの通知を添付すること。
注１　共通投票所の投票管理者に通知する場合は，この様式中「何投票区」を「何共通投票所」とする。
２　分割開票区，数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者に通知する場合は，この様式中「何区開票区」を該当する開票区とする。　」
「備考１　広島市選挙管理委員会からの通知を添付すること。
２　共通投票所の投票管理者に通知する場合は，この様式中「何投票区」を「何共通投票所」とする。
３　分割開票区，数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者に通知する場合は，この様式中「何区開票区」を該当する開票区とする。　」
改める。
別記第４０号様式及び第４０号様式の２中「㊞」を削る。
別記第４１号様式その１及び同様式その２中「平成」及び「㊞」を削り，「注」を「備考」に改め，同様式その３中「平成」及び「㊞(印)」を削り，
「備考　区の委員会が開票管理者に送致する場合は，選挙人名簿抄本又はその電磁的記録媒体及び投票用紙の残を除く。
注　分割開票区，数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者に送致する場合は，この様式中「広島市何区開票区」を該当する開票区とする。　」
「備考１　区の委員会が開票管理者に送致する場合は，選挙人名簿抄本又はその電磁的記録媒体及び投票用紙の残を除く。
２　分割開票区，数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者に送致する場合は，この様式中「広島市何区開票区」を該当する開票区とする。　」
改める。
別記第４１号様式の２その１及び同様式その２中「平成」及び「㊞」を削り，「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め，同様式その３中「平成」及び「㊞」を削る。
別記第４２号様式，第４４号様式，第４４号様式の４の２及び第４４号様式の６の６中「平成」及び「印」を削る。
別記第４５号様式の２中「平成」を削り，「期日前投票所」を「指定期日前投票所」に改める。
別記第５２号様式中「第６６条若しくは」及び「，第３項若しくは第５項」を削り，
「注　分割開票区，数市町村合同開票区又は数区合同開票区

の場合は，この様式中「広島市何区開票区」を該当する　を開票区とする。　」

「備考１　分割開票区，数市町村合同開票区又は数区合同開票区の場合は，この様式中「広島市何区開票区」を該当する開票区とする。

２　数市町村合同開票区の場合は，この様式中「公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６１条第２項」を「公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第６６条第１項」とし，「公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第６７条第１項」を「第６　に７条第３項」とする。

３　数区合同開票区の場合は，この様式中「公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６１条第２項」を「公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第６６条第２項」とし，「公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第６７条第１項」を「第６７条第５項」とする。　」

改める。

別記第５４号様式中「㊞」を削り，「届出をします」を「届け出ます」に改め，

「注意

１　開票立会人の届出は，各開票区につき広島市の区の選挙人名簿に登録されている者を，本人の承諾を得て　を届出をしてください。

２　届出期限は，何月何日午後５時までです。　」

「注意１　開票立会人の届出は，各開票区につき広島市の区の選挙人名簿に登録されている者を，本人の承諾を得て届け出ること。

２　届出期限は，何月何日午後５時まで。

３　候補者（名簿届出政党等の代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，　に，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者（名簿届出政党等の代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。　」

「※の欄は記入しないでください。

注　分割開票区，数市町村合同開票区又は数区合同開票区（何れの開票区においても，選挙の期日前二日又は選挙　を の期日の前日に設けられたものを除く。）の場合は，この様式中「広島市何区開票区」を該当する開票区とする。」

「備考１　※の欄は記入しないこと。

２　分割開票区，数市町村合同開票区又は数区合同開票区（何れの開票区においても，選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に設けられたものを除く。）　に の場合は，この様式中「広島市何区開票区」を該当する開票区とする。　」

改める。

別記第６２号様式その２中「候補者」の右に「の」を加え，「開票立会人印」を「開票立会人確認欄」に，「選挙立会人印」を「選挙立会人確認欄」に，「開票管理者印」を「開票管理者確認欄」に，「選挙長印」を「選挙長確認欄」に，「点検・括束係印」を「得票計算係確認欄」に改め，「登載者」の右に「の」を加え，同様式その３中「印」を「確認欄」に改め，同様式その４中「印」を「欄」に改め，「候補者」の右に「の」を，「登載者」の右に「の」を加え，同様式その５中「印」を「欄」に改める。

別記第６４号様式中「平成」及び「㊞」を削り，「注」を「備考」に改める。

別記第６４号様式の２中「平成」及び「印」を削り，

「備考　開票を行うべき期日に関する意見を添付すること。

注　分割開票区，数市町村合同開票区又は数区合同開票区　を の場合は，この様式中「開票区名」を該当する開票区とする。　」

「備考１　開票を行うべき期日に関する意見を添付すること。

２　分割開票区，数市町村合同開票区又は数区合同開票　に 区の場合は，この様式中「開票区名」を該当する開票区とする。　」

改める。

別記第７０号様式の２の２中「印」を削る。

別記第７６号様式その１中「平成」を削り，「備考　この照会に対する回答のあて先」を「(この照会に対する回答のあて先)」に，「注」を「備考」に改め，同様式その２及びその３中「平成」を削り，「注」を「備考」に改め，同様式その４中「平成」を削り，「注」を「備考」に，「選挙を管理する」を「候補者の住所地の」に改め，同様式その５中「平成」を削り，「注」を「備考」に，「候補者の住所地の」を「選挙を管理する」に改める。

別記第７９号様式中「平成」及び「印」を削る。

別記第８５号様式中「平成」を削り，

「広島市選挙管理委員会委員長　氏名　あて」を

「広島市選挙管理委員会
委員長　氏名　　あて」　に改め，「㊞」を削り，同様式に

備考として次のように加える。

備考　当選人本人が受領する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が受領する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，当選人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第８６号様式中「平成」を削り，

「広島市選挙管理委員会委員長　氏名　あて」を

「広島市選挙管理委員会
委員長　氏名　　あて」　に改め，「㊞」を削り，同様式に

備考として次のように加える。

備考　当選人本人が受領する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が受領する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，当選人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第８７号様式中「平成」を削り，

「何選挙（何選挙何選挙区）選挙長　氏名　あて」を
「何選挙（何選挙何選挙区）
　選挙長　氏名　　あて」に改め，「㊞」を削り，「いたします」を「します」に改め，同様式に備考として次のように加える。

備考　候補者（推薦届出者）本人が請求する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が請求する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第８９号様式中「平成」を削り，
「何選挙（何選挙何選挙区）選挙長　氏名　あて」を
「何選挙（何選挙何選挙区）
　選挙長　氏名　　あて」に改め，「㊞」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考　候補者（推薦届出者）本人が受領する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が受領する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１００号様式の２及び第１０１号様式の２中「平成」及び「印」を削る。

別記第１０２号様式中「平成」及び「㊞」を削り，同様式備考２の次に次のように加える。

３　候補者（推薦届出者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１０３号様式及び第１０４号様式中「平成」及び「㊞」を削る。

別記第１０７号様式中「平成」及び「㊞」を削り，「(注)」を「備考」に，
「２　破損，汚損の場合は，当該表示板を添付すること。」を
「２　破損，汚損の場合は，当該表示板を添付すること。
　３　候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。」に改める。

別記第１０９号様式中「平成」を削り，「第５号」の右に「(第７号)」を加え，「㊞」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１１１号様式中「平成」を削り，「氏名（推薦届出者)」を「(推薦届出者）氏名」に改め，「㊞」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考　候補者（推薦届出者）本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１１５号様式中「平成」及び「㊞」を削り，
「（注）　破損，汚損の場合は，当該証票を添えて申請すること。」を
「注意１　破損，汚損の場合は，当該証票を添えて申請すること。
　２　候補者等（後援団体の代表者）本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者等（後援団体の代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。」に
改め，同様式備考中「しないでください」を「しないこと」に改める。

別記第１１９号様式の２中「平成」を削り，
「広島市選挙管理委員会委員長　あて
　　広島市何区選挙管理委員会委員長　印」を
「広島市選挙管理委員会
　委員長　氏名　　あて
　　広島市何区選挙管理委員会
　　委員長　氏名　　」に
改める。

別記第１３８号様式を次のように改める。

何年何月何日

候補者（候補者届出政党の代表者）（衆議院名簿届出政党等の代表者）氏名　あて

広島市何区選挙管理委員会

委員長　氏名　　印

個人演説会（政党演説会）（政党等演説会）開催申出受理証

次のとおり，個人演説会（政党演説会）（政党等演説会）開催申出書を受理しました。

候補者氏名（候補者届出政党の名称）（衆議院名簿届	

出政党等の名称）	
選挙名	年　月　日執行　選挙
施設の名称	［演説会場（部屋）名　］
開催日時	年　月　日午前/後　時　分から午前/後　時　分まで
施設使用時間	午前/後　時　分から午前/後　時　分まで
費用負担区分（個人演説会開催の場合に限る。）	公費負担　候補者負担

備考1　本証は，施設の使用許可証ではないので注意すること。

2　本証は，施設使用の際，施設管理者に提示すること。

3　選挙管理委員会委員長印のないものは，無効である。

4　政党演説会及び政党等演説会開催に係る費用は公費負担されない。

別記第139号様式を次のように改める。

何年何月何日

施設管理者　氏名　あて

広島市何区選挙管理委員会

委員長　氏名　印

個人演説会（政党演説会）（政党等演説会）開催申出通知

次のとおり，個人演説会（政党演説会）（政党等演説会）の施設使用について申出がありましたので，公職選挙法施行令第115条の規定により通知します。

候補者氏名（候補者届出政党の名称）（衆議院名簿届出政党等の名称）		連絡電話	―
選挙名	年　月　日執行　選挙		
施設の名称	［演説会場（部屋）名　］		
開催日時	年　月　日午前/後　時　分から午前/後　時　分まで		
施設使用時間	午前/後　時　分から午前/後　時　分まで		
費用負担区分（個人演説会開催の場合に限る。）	公費負担　候補者負担		

備考1　施設管理者は，この通知書を受け取ったときは，直ちに区選挙管理委員会及び当該候補者に，個人演説会（政党演説会）（政党等演説会）の施設使用許可（又は不許可）通知をすること。

2　政党演説会及び政党等演説会開催に係る費用は公費負担されない。

別記第140号様式を次のように改める。

その1

年　月　日

広島市何区選挙管理委員会委員長　あて

施設名

管理者（職氏名）

個人演説会（政党演説会）（政党等演説会）の施設の使用許可（不許可）通知

次のとおり，個人演説会（政党演説会）（政党等演説会）の施設の使用を許可（不許可と）しましたので，公職選挙法施行令第１１７条第１項の規定により通知します。

候補者氏名（候補者届出政党の名称）（衆議院名簿届出政党等の名称）		連絡電話	―
選挙名	年　月　日執行　選挙		
施設の名称	［演説会場（部屋）名　］		
開催日時	年　月　日午前・午後　時　分から午前・午後　時　分まで		
施設使用時間	午前・午後　時　分から午前・午後　時　分まで		
費用負担区分（個人演説会開催の場合に限る。）	公費負担　候補者負担		
不許可としたときは，その理由			

備考１　この様式は，区の委員会への通知に使用する。

２　施設管理者は，施設の使用を不許可としようとするときは，この文書による通知をする前に，区選挙管理委員会に連絡すること。

３　政党演説会及び政党等演説会開催に係る費用は公費負担されない。

その２

年　月　日

候補者（候補者届出政党の代表者）（衆議院名簿届出政党等の代表者）　氏名　あて

施設名

管理者（職氏名）

個人演説会（政党演説会）（政党等演説会）の施設の使用許可（不許可）通知

次のとおり，個人演説会（政党演説会）（政党等演説会）の施設の使用を許可（不許可と）しましたので，公職選挙法施行令第１１７条第１項の規定により通知します。

候補者氏名（候補者届出政党の名称）（衆議院名簿届出政党等の名称）		連絡電話	―
選挙名	年　月　日執行　選挙		
施設の名称	［演説会場（部屋）名　］		
開催日時	年　月　日午前・午後　時　分から午前・午後　時　分まで		
施設使用時間	午前・午後　時　分から午前・午後　時　分まで		
費用負担区分（個人演説会開催の場合に限る。）	公費負担　候補者負担		
不許可としたときは，その理由			

備考１　この様式は，候補者，候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等（以下「候補者等」という。）への通知に使用する。

２　候補者等又は候補者等のために選挙運動をする者が，個人演説会，政党演説会又は政党等演説会（以下「個人演説会等」という。）の施設又は設備を損傷した場合においては，その候補者等がその損害を賠償し，又は，施設若しくは設備を原状に回復しなければならない。（公職選挙法施行令第１２２条）

３　候補者等又は候補者等のために選挙運動をする者は，個人演説会等が終了したとき

は，直ちに施設の設備を原状に回復（候補者等において設備を付加したときは，これも撤去）して施設の管理者に引き継ぐこと。

4　政党演説会及び政党等演説会開催に係る費用は公費負担されない。

別記第１４１号様式中「月日」を「年月日」に改め，

「注意１　候補者等が個人演説会等を開催する場合は，あらかじめ当該区の選挙管理委員会へ申出（何月何日から受付）が必要です。候補者等から直接貴施設の使用について申出がありましても，この申出を受けられることがないようお願いします。

２　候補者等からの施設使用の申出は，この表により　を当該区の選挙管理委員会で受付します。この受付後は，その使用を拒否することが事実上困難となる場合がありますので，提出された予定表に変更が生じたときは，直ちにその旨を当該区の選挙管理委員会へ連絡してください。」

「備考１　候補者，候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等（以下「候補者等」という。）が個人演説会，政党演説会又は政党等演説会（以下「個人演説会等」という。）を開催する場合は，あらかじめ当該区の選挙管理委員会への施設使用の申出（何年何月何日から受付）が必要であり，その申出は，この表により当該区の選挙管理委員会が受付する。

そのため，候補者等から直接施設管理者へ個人演　に説会等の開催に係る施設使用の申出があった場合は，これを受付しないこと。

２　候補者等からの施設使用の申出受付後は，その使用を拒否することが事実上困難となる場合があるので，施設管理者が提出した予定表に変更が生じたときは，直ちにその旨を当該区の選挙管理委員会へ連絡すること。」

改め，「記載してください」を「記載すること」に，「しないでください」を「しないこと」に，「いいます」を「いう」に，「）してください」を「）すること」に，「するときは，直ちに当該区の選挙管理委員会へ連絡してください」を「するときは，直ちに当該区の選挙管理委員会へ連絡すること」に改める。

別記第１４２号様式中「月」を「年　月」に，「候補者等の氏名又は名称」を「候補者氏名（候補者届出政党の名称）（衆議院名簿届出政党等の名称）」に改め，「費用負担区分」の右に「（個人演説会開催の場合に限る。）」を加え，「候等」を「候」に改める。

別記第１４３号様式を次のように改める。

年　　月　　日

広島市何区選挙管理委員会委員長　あて

候補者氏名

（候補者届出政党の代表者氏名）

（衆議院名簿届出政党等の代表者氏名）

個人演説会（政党演説会）（政党等演説会）開催申出撤回届

年　　月　　日に申出をしました下記の個人演説会（政党演説会）（政党等演説会）の開催申出を撤回します。

記

１　施設の名称

２　開催日時

３　撤回理由

備考　候補者（候補者届出政党の代表者）（衆議院名簿届出政党等の代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者（候補者届出政党の代表者）（衆議院名簿届出政党等の代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１４４号様式を次のように改める。

第１４４号様式　削除

別記第１４５号様式中「平成」及び「㊞」を削り，「個人演説会等」を「個人演説会（政党演説会）（政党等演説会）」に，「候補者等の氏名又は名称」を「候補者氏名（候補者届出政党の名称）（衆議院名簿届出政党等の名称）」に改め，「費用負担区分」の右に「（個人演説会開催の場合に限る。）」を加え，

「注意１　「費用負担区分」欄は，該当事項を○で囲んでください。

２　公費負担の場合の「弁士控室の使用の有無」欄は，「弁士控室の使用」につき使用料を必要とするときは部屋名も記入してください。

３　演説会の開催の申出があったにもかかわらず，演説会が実施されなかった場合は，その旨及び次に掲げる事項を「摘要」欄になるべく詳しく記入してください。　を

⑴　候補者等から演説会を実施しない旨の連絡があった日時

⑵　演説会場の設営をしていたか否か，また，設営をしていた場合はその程度

４　市立学校の屋内運動場（体育館）で公費負担の演説会をしたときは，１時間当たりの消費電力量を「摘票」欄に記入してください。」

「備考１　政党演説会及び政党等演説会開催に係る費用は公費負担されない。

２　「費用負担区分」欄は，該当事項を○で囲むこと。

３　（公費負担の場合）の「弁士控室の使用の有無」欄は，弁士控室の使用につき使用料を必要とするときは部屋名も記入すること。

４　市立学校の屋内運動場（体育館）で公費負担の演説会をしたときは，１時間当たりの消費電力量を「摘要」欄に記入すること。　に

５　演説会の開催の申出があったにもかかわらず，演

説会が実施されなかった場合は，その旨及び次に掲げる事項を「摘要」欄になるべく詳しく記入すること。

⑴　候補者等から演説会を実施しない旨の連絡があった日時

⑵　演説会場の設営をしていたか否か，また，設営をしていた場合はその程度　　」

改める。

別記第１４６号様式及び第１４７号様式中「平成」及び「㊞」を削り，

「(別紙)」を

「備考　施設管理者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，施設管理者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。　に

（別紙）　　」

改める。

別記第１５２号様式その１中「平成」を削り，「第８６条の４第５項」を「第８６条第８項（第８６条の４第５項）（第８６条の４第６項）（第８６条の４第８項）」に改め，同様式その２中「平成」を削る。

別記第１５３号様式中「平成」及び「㊞」を削り，同様式備考３の次に次のように加える。

４　候補者（推薦届出者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１５４号様式中「平成」及び「㊞」を削り，同様式備考４の次に次のように加える。

５　候補者（推薦届出者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１５５号様式中「平成」及び「㊞」を削り，同様式備考４の次に次のように加える。

５　候補者（推薦届出者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１５６号様式中

「職務代行者氏名　代行終了年月日」を　「出納責任者職務代行者氏名　代行終了年月日　出納責任者氏名　」に改め，「平成」及び「㊞」を削り，同様式備考を次のように改める。

備考１　「候補者氏名」は，推薦届出者が提出する場合のみ記載すること。

２　候補者（推薦届出者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１５７号様式中「平成」及び「㊞」を削る。

別記第１６０号様式中「平成」を削り，「政治団体名」を「政党その他の政治団体の名称」に改め，「㊞」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１６２号様式中「平成」を削り，「政治団体名」を「政党その他の政治団体の名称」に改め，「㊞」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１６５号様式その１中「(検印)」を削り，同様式その２中「(政治活動用ポスター検印票)」を削り，「政治団体名」を「政治団体の名称」に，「代表者氏名」を「検印責任者氏名」に改め，「㊞」及び「平成」を削り，「月日」を「年月日」に，「取扱者印」を「取扱者」に，同様式その２備考を次のように改める。

備考１　「第何号」には，確認書の交付番号を記載するものとする。

２　この検印票は，合計何枚までしか検印できない。

３　検印責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，検印責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１６５号様式その３中「(政治活動用ポスター検印整理簿)」を削り，「月日」を「年月日」に，「政治団体名」を「政治団体の名称」に改める。

別記第１６７号様式中「平成」を削り，「政治団体名」を「政党その他の政治団体の名称」に改め，「㊞」を削り，同様式備考を次のように改める。

備考１　最近号を１部添付すること。初めて発行するものである

ときは，発行後直ちに１部を提出すること。

２　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１７０号様式及び第１７１号様式を次のように改める。

第１７０号様式及び第１７１号様式　削除

別記第１７２号様式中「平成」を削り，

「広島市選挙管理委員会委員長　あて　広島市何区選挙管理委員会委員長　印」を

「広島市選挙管理委員会　委員長　氏名　あて　広島市何区選挙管理委員会　委員長　氏名　」に

改める。

別記第１７２号様式の２中「平成」及び「印」を削り，同様式備考中「別紙は，選挙長からの報告の写しによること」を「選挙長からの報告の写しを添付すること」に改める。

別記第１７２号様式の３の見出し中「選挙用」を「選挙運動用」に，「第１８１条の２」を「第１８１条の３」に改め，同様式その１中「検印」を削り，同様式その２中

「　選挙用ポスター検印票　「第何号　第何号　を　候補者氏名　候補者　氏名　㊞」　検印責任者　氏名」に

改め，「平成」を削り，「選挙用」を「選挙運動用」に，「月日」を「年月日」に，「取扱者印」を「取扱者」に改め，同様式その２備考を次のように改める。

備考１　「第何号」には，候補者の届出番号を記載するものとする。

２　この検印票は，合計５００枚までしか検印できない。

３　検印責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，検印責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第１７２号様式の３その３中「ポスター」を「選挙運動用ポスター」に，「月日」を「年月日」に改める。

別記第２０１号様式中「平成」を削り，

「広島市選挙管理委員会委員長　あて　広島市何区選挙管理委員会委員長　印」を

「広島市選挙管理委員会　委員長　氏名　あて　広島市何区選挙管理委員会　委員長　氏名　」に

改める。

附　則

この規程は，告示の日から施行する。ただし，第２条，第３章第２節及び別記様式の改正規定（別記第１７０号様式及び第１７１号様式に係る部分に限る。）は，令和３年４月１日から施行する。

広島市選挙管理委員会告示第４号

令和３年３月２９日

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙活動の公費負担に関する規程の一部改正について

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙活動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市選挙管理委員会
委員長　二國則昭

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙活動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

広島市議会議員及び広島市長の選挙における選挙活動の公費負担に関する規程（平成５年広島市選挙管理委員会告示第２１号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式その１中「平成」及び「㊞」を削り，同様式中備考４の次に次のように加える。

５　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第１号様式その２中「平成」及び「㊞」を削り，同様式中備考２の次に次のように加える。

３　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第１号様式その３中「平成」及び「㊞」を削り，同様式中備考２の次に次のように加える。

３　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第２号様式その１中「平成」及び「㊞」を削り，同様式中備考４の次に次のように加える。

５　候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第２号様式その２中「平成」及び「㊞」を削り，同様式中備考３の次に次のように加える。

４　候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又

は提出を，その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第２号様式その３中「平成」及び「㊞」を削り，同様式中備考３の次に次のように加える。

４　候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第３号様式その１，別記第３号様式その２及び別記第３号様式その３中「平成」を削る。

別記第４号様式その１，別記第４号様式その２及び別記第４号様式その３，並びに別記第５号様式その１及びその２中「平成」及び「㊞」を削る。

別記第６号様式その１中「平成」及び「㊞」を削り，同様式中備考４の次に次のように加える。

５　契約業者等（法人にあっては，その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし，契約業者等（法人にあっては，その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第６号様式その２中「平成」及び「㊞」を削り，同様式中備考４の次に次のように加える。

５　契約業者等（法人にあっては，その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし，契約業者等（法人にあっては，その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第６号様式その３中「平成」及び「㊞」を削り，同様式中備考３の次に次のように加える。

４　契約業者等（法人にあっては，その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし，契約業者等（法人にあっては，その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

附　則

この規程は，告示の日から施行する。

広島市選挙管理委員会告示第５号

令　和　３　年　３　月　２　９　日

広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正について

広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市選挙管理委員会
委員長　二　國　則　昭

広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程

広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成３０年広島市選挙管理委員会告示第２０号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式中「印」を削る。

別記第２号様式中「㊞」，「平成」及び「印」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第３号様式中「㊞」及び「平成」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第４号様式中「㊞」及び「平成」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第７号様式及び別記第８号様式中「平成」を削る。

附　則

この規程は，告示の日から施行する。

広島市選挙管理委員会告示第６号

令　和　３　年　３　月　２　９　日

広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正について

広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市選挙管理委員会
委員長　二　國　則　昭

広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程

広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成１４年広島市選挙管理委員会告示第３号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式中「印」を削る。

別記第２号様式中「㊞」，「平成」及び「印」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第３号様式中「㊞」及び「平成」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第４号様式中「㊞」及び「平成」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第５号様式，別記第７号様式及び別記第８号様式中「平成」を削る。

附　則

この規程は，告示の日から施行する。

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第１号

令　和　３　年　３　月　１　日

参議院広島県選出議員再選挙の執行に伴い，公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１７条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を，次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　中　村　信　介

１　登録の移替えをしない期間
　令和３年３月１３日から同年４月２５日まで
２　上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは，令和３年４月２６日から行う。

広島市東区選挙管理委員会告示第１号

令　和　３　年　３　月　１　日

参議院広島県選出議員再選挙の執行に伴い，公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１７条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を，次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長　佐々木　和　宏

１　登録の移替えをしない期間
　令和３年３月１３日から令和３年４月２５日まで
２　上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは，令和３年４月２６日から行う。

広島市南区選挙管理委員会告示第１号

令　和　３　年　３　月　１　日

参議院広島県選出議員再選挙の執行に伴い，公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１７条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を，次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　今　井　　光

１　登録の移替えをしない期間
　令和３年３月１３日から同年４月２５日まで
２　上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは，令和３年４月２６日から行う。

広島市西区選挙管理委員会告示第１号

令　和　３　年　３　月　１　日

参議院広島県選出議員再選挙の執行に伴い，公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１７条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を，次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　原　田　武　彦

１　登録の移替えをしない期間
　令和３年３月１３日から同年４月２５日まで
２　上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは，令和３年４月２６日から行う。

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第１号

令　和　３　年　３　月　１　日

参議院広島県選出議員再選挙の執行に伴い，公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１７条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を，次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長　高　岡　　優

１　登録の移替えをしない期間
　令和３年３月１３日から同年４月２５日まで
２　上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは，令和３年４月２６日から行う。

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第１号

令　和　３　年　３　月　１　日

参議院広島県選出議員再選挙の執行に伴い，公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１７条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を，次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長　大　本　和　則

１　登録の移替えをしない期間
　令和３年３月１３日から同年４月２５日まで
２　上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは，令和３年４月２６日から行う。

広島市安芸区選挙管理委員会告示第１号

令　和　３　年　３　月　１　日

参議院広島県選出議員再選挙の執行に伴い，公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１７条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を，次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　粟　井　良　祐

１　登録の移替えをしない期間
　令和３年３月１３日から同年４月２５日まで
２　上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは，令和３年４月２６日から行う

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第２号

令　和　３　年　３　月　１　日

参議院広島県選出議員再選挙の執行に伴い，公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１７条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を，次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久　笠　信　雄

１　登録の移替えをしない期間
　令和３年３月１３日から同年４月２５日まで
２　上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは，令和３年４月２６日から行う。

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第１号

令　和　３　年　３　月　２　５　日

職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
委員長　飯　田　恭　示

職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間，休暇等に関する規則（平成７年広島市人事委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中「第４号」を「第６号」に，「第７号」を「第９号」に改め，同項第５号中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を「配偶者等（配偶者，届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び第４号に掲げる者をいう。以下同じ。）」に改め，同項第７号中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を「配偶者等」に改め，同項中第７号を第９号とし，第４号から第６号を２号ずつ繰り下げ，第３号の次に次の２号を加える。

⑷　婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあるものとして任命権者が認める者
⑸　前号に掲げる者の父母

別表第３第４項中「職員の結婚」の右に「（婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係となると任命権者が認める場合を含む。）」を加え，同表第１３項中「小学校」を「中学校」に改め，同表第１７項中「配偶者の祭日」を「配偶者等の祭日」に，「配偶者の父母」を「配偶者等の父母」に，「配偶者又は父母」を「配偶者等又は父母」に改める。

別表第４配偶者の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め，同表父母の配偶者又は配偶者の父母の項中「配偶者の父母」を「配偶者等の父母」に，「配偶者が」を「配偶者等が」に改め，同表子の配偶者又は配偶者の子の項中「配偶者の子」を「配偶者等の子」に改め，同表祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母の項中「配偶者の祖父母」を「配偶者等の祖父母」に改め，同表兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹の項中「配偶者の兄弟姉妹」を「配偶者等の兄弟姉妹」に改める。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市人事委員会規則第２号

令　和　３　年　３　月　３　１　日

広島市職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
委員長　飯　田　恭　示

広島市職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

広島市職員の苦情相談に関する規則（平成１７年広島市人事委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「この規則は」の右に「，地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第８条第１項第１１号の規定に基づき」を加える。

第２条第１項に次のただし書を加える。

ただし，離職した職員にあっては，次の各号に掲げる苦情相談に限る。

⑴　離職に関する苦情相談

⑵　法第２８条の４又は第２８条の５の規定に基づく採用に関する苦情相談

第２条第２項を次のように改める。

２　苦情の申出は，文書又は口頭により行うものとし，苦情の相談は，原則として面談で行うものとする。

第２条第３項及び第４項を削る。

第３条中「前条に規定する」を削る。

第４条第２項中「関係当事者」の右に「その他必要と認める者」を加え，同条第４項中「不利益処分についての審査請求に関する規則第６条第１項の規定による受理又は勤務条件に関する措置の要求に関する規則第４条第１項の規定による受理」を「勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和５４年広島市人事委員会規則第１１号）第３条第１項の規定による受理又は不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和５４年広島市人事委員会規則第１２号）第６条第１項の規定による受理」に改める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

広島市人事委員会規則第３号

令和３年３月３１日

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
委員長　飯田恭示

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（昭和５４年広島市人事委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１のアの表４級の項を次のように改める。

４級	１　市役所サービス・コーナー所長の職務 ２　旅券センター所長の職務 ３　税務室長の職務で人事委員会が認めたもの

別表第１のアの表５級の項中第８号を削り，同表６級の項第７号中「(大手町商業高等学校を除く。)」を削る。

別表第１のオの表２級の項を削る。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

教育委員会規則

広島市教育委員会規則第１号

令和３年３月２９日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
教育長　糸山　隆

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和５０年広島市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第９項中第４号を削り，第５号を第４号とし，第６号から第１８号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市教育委員会規則第２号

令和３年３月２９日

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則及び広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
教育長　糸山　隆

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則及び広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「別表第１」を「別表」に改める。

⑴　広島市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和２年広島市教育委員会規則第３号）第３条第１項

⑵　広島市立中等教育学校学則（平成２５年広島市教育委員会規則第９号）第３１条第２項

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市教育委員会規則第３号

令和３年３月２９日

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
教育長　糸山　隆

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則

広島市立高等学校学則（昭和４２年広島市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２３条第１項中「全日制の課程と定時制の課程又は」を削り，同条第２項中「修得した単位」の右に「及び在学した期間」を加え，「相当学年に」を「相当の期間を在学すべき期間として」に改め，同条第３項を削る。

別表広島市立大手町商業高等学校の項を削り，同表中

「

広島市立広島工業高等学校	全日制	昼	機械科 自動車科 情報電子科 電気科 建築科 環境設備科	広島市南区東本浦町
	定時制	夜	工業技術科	

」を

「

広島市立広島工業高等学校	全日制	昼	機械科 自動車科 情報電子科 電気科 建築科 環境設備科	広島市南区東本浦町

」に改める。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

広島市教育委員会規則第４号

令和３年３月２９日

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
教育長　糸山　隆

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立高等学校の通学区域に関する規則（平成１２年広島市教育委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「広島市立大手町商業高等学校，広島市立広島みらい創生高等学校及び広島市立広島工業高等学校」を「高等学校」に改める。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第６号

令和３年３月１日

広島市交通科学館条例（平成６年広島市条例第５６号）第１３条第１項の規定に基づき，広島市交通科学館の呼称を定めたので，同条第２項の規定により告示します。

広島市教育委員会
教育長　糸山　隆

１　広島市交通科学館の呼称
　「ヌマジ交通ミュージアム」
２　呼称を定める期間
　令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

広島市教育委員会告示第７号

令和３年３月４日

広島市教育委員会公印規則（昭和２５年１２月１日広島市教育委員会規則第４号）第８条第１項の規定に基づき，次の文書については，印影（電子計算機に記録したものを含む。）の印刷により，公印の押なつに代えることを承認したので，告示します。

広島市教育委員会
教育長　糸山　隆

文書名	印影を印刷する公印の名称
教育長表彰	教育長印

広島市教育委員会告示第８号

令和３年３月１９日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長　糸山　隆

１　日　時　令和３年３月２６日（金）　午前９時３０分
２　場　所　中区役所６階教育委員室
３　議　題
【公開予定議題】
⑴　令和３年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告）
⑵　令和３年度広島市教員研修計画について（報告）
⑶　広島市子供の読書活動推進のための取組（令和３年度以降）について（報告）
⑷　広島市教育委員会規則の一部改正について（議案）
⑸　学校運営協議会の設置について（議案）
【非公開予定議題】
⑹　広島市文化財審議会委員の委嘱について（議案）

広島市教育委員会告示第９号

令和３年３月２３日

令和３年３月１９日付け広島市教育委員会告示第８号で告示した広島市教育委員会議（臨時会）の議題のうち⑹を⑼とし，次の議題を追加する。

広島市教育委員会
教育長　糸山　隆

議　題
【公開予定議題】
⑹　広島市有形文化財の指定について（議案）
⑺　広島市天然記念物の指定について（議案）
⑻　広島市指定天然記念物の指定の解除及び名称の変更について（議案）

広島市教育委員会告示第１０号

令和３年３月２５日

令和３年３月２３日付け広島市教育委員会告示第９号で告示した広島市教育委員会議（臨時会）の議題について，以下のとおり訂正する。

広島市教育委員会
教育長　糸山　隆

１　訂正前

令和３年３月１９日付け広島市教育委員会告示第８号で告示した広島市教育委員会議（臨時会）の議題のうち⑹を⑼とし，次の議題を追加する。

議　題

【公開予定議題】

⑹　広島市有形文化財の指定について（議案）

⑺　広島市天然記念物の指定について（議案）

⑻　広島市指定天然記念物の指定の解除及び名称の変更について（議案）

２　訂正後

令和３年３月１９日付け広島市教育委員会告示第８号で告示した広島市教育委員会議（臨時会）の議題のうち⑹を⑻とし，次の議題を追加する。

議　題

【公開予定議題】

⑹　広島市指定重要文化財の指定について（議案）

⑺　広島市指定重要文化財の指定の解除及び名称の変更について（議案）

監査公表

広島市監査公表第６号

令和３年３月１８日

広島市監査委員　谷　本　睦　志
同　井　戸　陽　子
同　八　條　範　彦
同　大　野　耕　平

包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表

地方自治法第２５２条の３８第６項の規定により，広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

なお，併せて通知のあった監査の意見に対する対応結果についても，当該通知に係る事項を公表する。

（別紙）

平成３０年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

（健康福祉局）

１　監査意見公表年月日

平成３１年２月５日（広島市監査公表第１号）

２　包括外部監査人

大濱　香織

３　監査意見に対する対応結果通知年月日

令和３年３月１１日（広健地第１７２３号）

４　監査のテーマ

子ども・子育て支援事業の事務の執行について

５　監査の意見及び対応の内容

生活困窮世帯学習支援事業（マンツーマン型の参加人数について）
（所管課：健康福祉局地域福祉課）

監　査　の　意　見	対　応　の　内　容
マンツーマン型について，平成２９年４月から平成３０年３月までの「参加状況連絡票」を基に，平成２９年度末時点における登録者数１０７人について，個人別の学習支援会への参加状況を分析したところ，平成２９年度中に１度も学習支援会に参加していない者が登録者の半数近くの５２人（４９％），参加回数が３回以下の者が１３人（１２％），参加回数が４回以上の者が４２人（３９％）という結果になった。 生活困窮世帯を対象とした学習支援会であるという事業の性質上，参加者は公募しておらず，ケースワーカー等からの紹介を受けて，参加者本人が集合型かマンツーマン型かを選択して，マンツーマン型を選んだ者が登録される仕組みになっている。マンツーマン型の学習支援事業は広報しておらず，学習支援会の実施会場は非公表となっている。 マンツーマン型の学習支援会は単に勉強を教えるだけではなく，居場所づくりやコミュニケーション能力の形成など，子どもの将来の自立に向けた支援を行うことを目的としているため，広島市内の生活保護受給世帯の小学４年生から中学３年生までの子ども約１，４００人の全員が本事業の支援を必要とするものではないが，平成２９年度において実際に本事業を利用した子どもが５５人にとどまったという実績を見ると，監査人としては，登録者及び参加者を増やす取組が必要であると考える。 担当課は，今後は，ケースワーカーに対して，子どもがいる世帯の状況把握をこれまで以上に十分に行い，学習支援会への参加の必要性について検討を促すとのことである。	⑴　登録者を増やす取組 平成３１年３月の保護係長会議において，各福祉事務所に改めて生活困窮世帯学習支援事業（以下「事業」という。）の周知を図り，対象世帯に対する事業の案内を依頼した。また，令和元年６月には，地域福祉課担当者がスクールソーシャルワーカーの研修会において，事業の周知を図った。 こうした取組の後，新規に登録した児童・生徒数は１１人（令和元年７月末時点）となり，前年度比で４人増加した。 また，令和元年９月の保護係長会議で再度事業の周知を図るとともに，学期終了後の成績表交付時期に合わせて対象世帯に再度案内し，令和２年３月までに４人の新規申込みがあった。 さらに，令和２年８月には，ケースワーカーを対象とした学習支援会の見学会を実施した。見学会参加者には，各区において児童・生徒に対する実際の支援の様子を他のケースワーカーに報告してもらい，事業内容についての理解を深めることで，ケースワーカーによる積極的な

欠席が続く登録者については，当該登録者の学習支援会の参加状況を記載した「参加状況連絡票」を担当課から当該登録者の担当ケースワーカーに送付し，担当ケースワーカーが当該登録者に対して状況確認をする流れになっているものの，平成２９年度の出席状況からは，担当ケースワーカーからの働きかけの効果がない子どもが登録者の約半数にのぼっていることが分かる。 この点に関しては，担当課は，登録を行っても学習支援会に参加してこない子どもや保護者に対して家庭訪問によるアウトリーチ等のアプローチを学習支援員等が行うことを検討するとのことなので，この取組により，学習支援会への参加人数が増えることを期待したい。 登録者及び参加者を増やすために，ケースワーカーとの連携の強化及びアウトリーチ等のアプローチを確実に実行されるとともに，実行結果と問題状況の更なる分析と改善検討を今後も進められたい。	参加勧奨を行い，新規登録者が増えるよう取り組んだところ，見学会実施後，同年１１月末までに５人の新規登録を行った。 (2)　参加者を増やす取組 欠席が続いている児童・生徒については，積極的にアプローチしていくこととし，平成３１年度以降新規で登録した児童・生徒で，学習支援会への欠席が数か月続くものについては，ケースワーカーから当該児童・生徒の保護者へ欠席理由について確認し，必要に応じて，保護者との面談の場を設けることとした。なお，平成３１年度以降新規で登録した児童・生徒で，学習支援会への欠席が数か月続くものは令和２年３月末時点ではいないため，面談を実施した例はない。 また，平成３０年度以前に登録した児童・生徒のうち，学習支援会への欠席が続いている中学３年生について，平成３１年度中に学習支援員から所属中学校へ，出席状況，学習状況及び生活面における特記事項について聞き取り調査を実施した。 (3)　今後の取組 スクールソーシャルワーカー研修会や保護係長会議，学習支援会見学会を通じて事業を周知した結果，前年度を上回る新規登録者があったため，これらの取組については定期的に実施することで，更なる登録者及び参加者の増加を図る。 また，令和２年３月から行うこととしていた小学４年生から中学２年生までに対する学習支援員による所属学校への調査及びケースワーカーからの登録世帯に対する聞き取り調査は，新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業により延期していたが，今後実施する予定である。 さらに，こうした取組の実行結果と課題について引き続き分析を行い，今後も，更なる登録者及び参加者の増加に向けた取組を行うこととしている。

平成３１年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置等の公表

（経済観光局）

１　監査結果及び監査意見公表年月日

令和２年２月６日（広島市監査公表第３号）

２　包括外部監査人

大濱　香織

３　監査結果に基づいて講じた措置及び監査意見に対する対応結果通知年月日

令和３年３月２日（広経雇第４４号）

４　監査のテーマ

広島市が出資している法人の「ヒト・モノ・カネ」に関する財務事務の執行について

５　監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

広島市勤労青少年ホーム（指定管理）（指定管理者の業務である物品管理の不備について） （所管課：経済観光局雇用推進課）	
監　査　の　結　果	措　置　の　内　容
令和元年１０月３日の往査時に備品監査を行った。 中央勤労青少年ホームの指定管理者である広島市文化財団は，平成５年５月１４日取得の電気冷蔵庫につき，使用不可であるにもかかわらず料理講習室に放置していた。 壊れており扉を開けると異臭がした。リサイクル料を購入時に支払う制度が確立する前の冷蔵庫で，処分時にリサイクル費用がかかることから，建物の改修等を行うときに一緒に処分を行う予定で，料理講習室に置いているとのことであった。	監査の実施を受けて，指定管理者に厳重注意を行うとともに，使用できない電気冷蔵庫について，速やかにその旨を報告させた。 その後，備品の不用処理決定を行い，令和２年１月に当該冷蔵庫の廃棄処理が完了した。 さらに，令和２年３月に備品の廃棄処理についての手順を定め，指定管理者に通知し，適正な物品管理の徹底を指導した。

「広島市勤労青少年ホーム管理業務仕様書」2（指定管理者が行う業務の範囲）⑷カ（物品の管理）(ｲ)「広島市の所有する備品が本来の使用目的に供することができなくなったと認められるとき又は亡失があったときは，直ちに広島市に報告すること。」とされており，この電気冷蔵庫への対応はこれに沿っていない。 担当課は，仕様書に沿った物品管理が行えていないことにつき，厳重注意を行い，早急に改善させるべきである。	

6　監査の意見及び対応の内容

⑴　広島市勤労青少年ホーム（指定管理）（清掃業務について）
（所管課：経済観光局雇用推進課）

監　査　の　意　見	対　応　の　内　容
中央勤労青少年ホームでの清掃業務は，広島市から指定管理として広島市文化財団が行うことになっているが，「広島市勤労青少年ホームの管理に関する基本協定書」の第１２条により，第三者に委託されている。 しかし，清掃業者は通常，その契約により清掃箇所が列挙されており，それ以外の業務を行う場合は，追加契約をする必要がある。 往査に当該施設を訪れた際に，監査用に４階の第一集会室を準備されていた。その部屋のホワイトボードの下のペンなどを置く部分には，１日分ではない量の文字を消した後のカスが残っていた。 「幟会館清掃業務日誌」によると，会議室集会室の業務は以下のとおり。 ①床を掃く（除塵）（畳含む）…１／日 ②床を拭く…１／日 ③床を掃く（除塵）（若者フリースペース分）…１／２日 ④床を拭く（若者フリースペース分）…１／２日 ⑤什器・備品類を拭く…１／日 この業務内容によると，ホワイトボードの下は業者の清掃業務の範囲外である。当該施設の職員に確認したところ，このホワイトボードの下は職員が日常的に掃除するようにはなっていないとのことである。 また，女子トイレの手洗いの下に「調査日／１６／１０／５」のゴキブリ駆除用の粘着剤シートが放置されていた。大容量の芳香剤もいつから放置されているものか底の方に芳香剤の固まりが残っている状態で，役割を果たしているとは思えない物が置いてあった。 清掃ができていないことについて財団職員に確認すると，清掃業者等が行っているため，日常的には清掃はしない。年末にガスレンジなど清掃事業者の項目にない箇所を職員で掃除するとのことであった。 「広島市勤労青少年ホーム管理業務仕様書」には，指定管理者が行う業務の範囲の清掃業務として，「良好な衛生環境，美観の維持に心掛け，公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。(ｱ)日常清掃・随時清掃 清掃の実施頻度等その内容については，指定管理者が施設の使用頻度に応じて，現行の作業基準を参考にした上で，適切に設定すること。」との定めがある。 指定管理者は，上記のとおり清掃業務につき許可を受けて事業者に委託しているのであるから，清掃がなされていない箇所については，指定管理者である財団職員が行うべきものである。 担当課は，清掃業者が清掃しない箇所については，指定管理者において美化に努めるよう指導すべきである。	監査の実施を受けて，速やかにホワイトボードを設置している部屋及びトイレの清掃を行わせるとともに，今後はより一層注意を払い，快適な空間を保つために必要な清掃業務を行うよう指導した。 さらに，指定管理者に清掃業務の委託契約書の仕様書を再度確認させ，定期的に施設内を巡視し，清掃業者による清掃が不十分な箇所や清掃未実施箇所がないか点検を行うよう指導した。

⑵　広島市勤労青少年ホーム（指定管理）（貸室等の消耗品等の管理方法について）
（所管課：経済観光局雇用推進課）

監　査　の　意　見	対　応　の　内　容
令和元年１０月３日，中央勤労青少年ホームの往査時に監査用に準備された会議室において，ホワイトボードの受け皿の部分に９本のマーカーとイレーサー２個が置いたままであった。全部のマーカーが使用可能であった。 職員によれば，マーカー等に関して強いて管理を行ったことがないとのことであった。必要だと言われればマーカー等を渡している。これでは紛失してもわからない。 民間の貸室業者などは，カゴに各貸室用のマーカー，イレーサー等の備品小物と雑巾が入っており，使用後はホワイトボードの受け皿や机などをその雑巾で拭き，カギと一緒に事務室に返却するようになっている。 担当課は，モニタリングの際には館内を巡回し，消耗品の管理など注意すべきである。	監査の意見を受けて，指定管理者に消耗品の管理方法について改善するよう指導した。現在は，消耗品の貸出簿を作成し，マーカー等一式をビニールケースに入れて，使用希望者へ貸し出している。 また，本市においても，モニタリングの際に消耗品の管理状況を確認することとした。

⑶　広島市勤労青少年ホーム（指定管理）（建物の現状を考慮した地震への対応について）
（所管課：経済観光局雇用推進課）

監　査　の　意　見	対　応　の　内　容

中央勤労青少年ホームが入る幟会館は，耐震工事を行う場合，大がかりなアスベスト飛散防止措置を行う必要があり，かつ，現在，公共施設総合管理計画に基づき，勤労青少年ホームの今後の在り方を，他の施設との集約化や用途変更の可能性も含め検討していることから，耐震化を保留しており，検査（耐震診断）も行われていない。 「広島市勤労青少年ホーム管理業務仕様書」２（指定管理者が行う業務の範囲）⑹（緊急時の対応）ア「指定管理者は，災害等緊急時の利用者の避難，誘導，安全確保，必要な通報等についての対応計画を作成し，緊急事態の発生時には的確に対応すること。」と記載されている。事業計画書には，火災対応マニュアル等５つのマニュアルが綴られているが地震に対応するマニュアルは綴られていなかった。後日，担当課により地震マニュアルの存在があることは確認された。 全国の地方自治体が南海トラフ地震などに備えるため耐震化を進めていく中，広島市においては，市内の一等地にある当該建物につき，耐震化の計画も立っていない状態である。耐震診断をしていないため，現状把握がされていない。当該建物には，地域の集会所とＮＰＯ法人と中央勤労青少年ホームの３者がおり，同ホームの事務室は３階にあり，貸室は３階から５階にある。地震マニュアルによると職員が地震の際に貸室に赴いて利用者を誘導するようになっている。東日本大震災では地方自治体の職員や消防関係の人たちが職務を遂行し亡くなるケースが多く見られ，近年では職務中でも自分の命を守るべきではないかとの意見を言う有識者もおり，環境が変わりつつある。 担当課においては，①会員は，年齢１５歳から３５歳までの若者たちであること②昭和４６年築の古い建物であることを念頭に置き，地震の大きさによっては職員が各貸室に救助に行けないことも想定し，初めての利用者であっても避難できるように安全策を講じるべきである。例えば，各貸室のドアの内側に①何階にいるのか（「ここは，４階です」など）②その階の見取り図③階段までの経路を記したり，館内放送での避難誘導も行えるようマニュアルの改訂を検討すべきである。担当課は，利用者はもとより職員の安全も確保するべきである。	監査の実施を受けて，指定管理者と協議を行い，各貸室のドアの内側に貸室の階数表示（「ここは，４階です」など）及び階段までの経路を記した見取図の掲示を行った。 また，館内放送での避難誘導も行えるよう消防計画及びマニュアルを改訂した。

平成３０年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

（教育委員会）

１　監査意見公表年月日

平成３１年２月５日（広島市監査公表第１号）

２　包括外部監査人

大濱　香織

３　監査意見に対する対応結果通知年月日

令和３年３月８日（広市教学指一第９８号）

４　監査のテーマ

子ども・子育て支援事業の事務の執行について

５　監査の意見及び対応の内容

⑴　「ひろしま型カリキュラム」の推進（実施授業時間数の在り方について）
（所管課：教育委員会事務局学校教育部指導第一課）

監　査　の　意　見	対　応　の　内　容
広島市独自の教育課程「ひろしま型カリキュラム」のうち，小学校５，６年生を対象とした「英語科」を実施する本事業は，一般競争入札により決定した委託業者が，学校英語指導助手（以下「ＡＬＴ（Ａｓｓｉｓｔａｎｔ Ｌａｎｇｕａｇｅ Ｔｅａｃｈｅｒ）」という。）を定期的に配置し，授業における英語指導などを行っている。 １　授業時間数 ⑴　入札時資料「所要経費の内訳」に記載された授業時間数 （単位：時間） 区分 ／ エリア１ ／ エリア２ ／ 合計 必要配置時間数 ／ ３，６３６ ／ ２，９３４ ／ ６，５７０ エリア１：中区，東区，安佐南区，佐伯区にある白島小学校ほか７１校 エリア２：南区，西区，安佐北区，安芸区にある荒神町小学校ほか７１校 「ひろしま型カリキュラム小学校英語指導助手委託業務履行場所一覧」には，対象となる全小学校の５年生６年生の学級数と「授業９回実施必要配置時間数」として，学級数に９を乗じた時間数が記載され，その合計時間が上記必要配置時間数となっている。 入札時における予定価格は，例えばエリア１においては，以下のように積算されている。 ＡＬＴ１人当たりの最大稼働時間数が９８０時間（２８時間×３５週）	平成３０年度以降，本事業は実施されていないが，監査の意見を踏まえ，今後同様の事業を実施する際には，授業時間数や授業日程に関し，契約書等に具体的に明記するよう工夫することとする。

※一週間の最大稼働時間数は，嘱託職員の時間数を基準にしている。
３，６３６時間（必要配置時間数）÷９８０時間＝３．８人
広島市は，嘱託職員の時間数に広島市国際交流員の２年目の給料を基準として積算を行っている。

⑵　実施報告書に記載された授業時間数

（単位：時間）

区分	エリア１	エリア２	合計
実施授業時間数	２，５５３	２，０６２	４，６１５
授業時間数と準備時間数の合計	３，１４３	２，５３６	５，６７９

監査人が往査をした際，実施報告書に記載された授業時間数及びこれと授業準備時間数との合計時間数を集計した結果は，上記のとおりであった。

仕様書の「２　業務委託の目的」において，「～指導に当たっては，週１時間（年間３５時間）の授業を学級担任と非常勤講師とのチームティーチングによって行うことにしている。（省略）ＡＬＴを，１学級当たり年間９回を上限として定期的に配置し，～」，さらに，「７　委託時間」には，月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後４時１５分までということと，委託時限の変更について書かれている。

また，「様式２　実施報告書」には，履行月日，履行場所と内容（授業，教材作成，校内研修等）として１時限～６時限の枠があり，その中に英語授業実施◎，授業の確認や教材作成（準備時間数）には〇を記入するようになっている。監査人は，この記載を集計した。

２　入札時の表示について

⑴　上記のとおり，入札時資料「所要経費の内訳」には，「必要配置時間数」が，６，５７０時間と記載されている。他方，「実施報告書」を集計した「授業実施時間数」は，４，６１５時間であった。この「授業実施時間数」は，「所要経費の内訳」に記載された「必要配置時間数」の約７０％（≒４，６１５時間÷６，５７０時間）となる。

「実施報告書」を集計した「授業実施時間数」と「授業準備時間数」とを合計した時間数は，５，６７９時間であった。「授業準備時間数」を含めると，委託先から提供された業務時間数は，入札時の「必要配置時間数」の約８６％（≒５，６７９時間÷６，５７０時間）となる。

⑵　この点について担当課に確認したところ，以下のような説明を受けた。

ア　本委託業務は，仕様書に「市立小学校に英語指導助手（以下「ＡＬＴ」という。）を，１学級当たり年間９回を上限として定期的に配置し，授業における英語指導などを行う」と示している。その業務内容は，「英語授業の実施」「英語授業実施に必要な授業案の作成」「授業で活用する教材の提案」「児童が提出した課題などの添削指導」などを行うものである。

イ　この内の授業の実施については，各学級の実態やＡＬＴの都合等を踏まえながら派遣回数を調整・決定するため，派遣計画が確定するのは，４月末頃になる。

ウ　このため，この事業の委託先を決定する入札においても，予定価格の積算資料には，上限９回のみが記載されている。

エ　平成２９年度の授業実施時間数は，１４１校・１，５０９日（４，６３３時間）の派遣計画に対して，１，５０４日（４，６１５時間，実施率９９．６％）あり，適切に履行されている。

⑶　入札における予定価格の積算資料の中には，前年度の１学校当たりの平均授業実施時間数も（必ず前年どおりの時間数にはなるとは限らない旨の注意書きを付して）併記することが望ましい。

３　契約書及びその添付仕様書の定め

⑴　委託先事業者が市立学校において英語の授業を行う事業を委託する契約を締結するに当たっては，契約書又は仕様書において，どの学校において，何時間授業を実施するかを，一定の時間数をもって明記するとともにその対価の金額を明記する必要がある。また，実施報告書における授業準備時間の記載についても明記する必要がある。

⑵　担当課の説明によれば，本事業においては，上限として各学校で９時間まで授業を行うことができるようにしているが，実際には，これを上限に各学校における学級の実態やＡＬＴの都合等を踏まえながら派遣回数を調整・決定し，授業を実施するため，契約締結日である年度初めには授業時間が確定していないとのことである。この授業時間が確定するのは，４月末頃から５月初め頃までに派遣計画が策定された段階となるとのことである。

⑶　そうであれば，契約書作成時点で一定の時間数を明記することが困難と考えられるため，契約書においては，例えば受託者が授業を行う時間数は別途各学校の授業予定が策定された段階で定める旨を記載するなどして，契約上の定めとしての授業時間を特定する対応をとることが相当である。

⑷　あわせて，契約書又は仕様書において，各学校と委託先との間で，授業時間数や授業日程を協議する方法や時期を定めることで，委託先の履行義務として授業実施日時を実際に決定していく方法を可能な限り具体的に定め，委

託先の事情により契約上の時間数に相当する授業が実施されなかった場合の措置を定めることが望ましい。	

⑵　「ひろしま型カリキュラム」の推進（委託事業の検査の在り方について）
（所管課：教育委員会事務局学校教育部指導第一課

監　査　の　意　見	対　応　の　内　容
本事業は，契約締結時点においては，支払委託料額は決定されているのに，授業実施時間は未確定である点が特徴的である。したがって，担当課としては，各学校の授業計画が策定された段階で，直ちに本事業の授業実施予定を，時間数をもって把握することが必要である。 そして，事業期間中においては，「実施授業時間数」とその累計時間数について，委託先から提出される毎月の報告などにより，事業の実施状況の管理・把握を適時に的確に行う必要がある。 あわせて，授業実施予定状況や授業実施実績状況などから，契約方法について経済合理性を継続的に検証していくことが，効率的な行政に資する。	平成３０年度以降，本事業は実施されていないが，監査の意見を踏まえ，今後同様の事業を実施する際には，事業の実施状況等の管理・把握を行うよう努めていく。